



介護給付適正化における  
住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の  
取組促進に向けた手引き  
第二版



令和8年3月

令和7年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）  
住宅改修の給付実態等の把握と指導監督のあり方に関する調査研究事業

# 目次

I	I. はじめに	1
	1. 背景と目的	1
	2. 手引きの構成	2
II	II. 知りたい内容の検索	3
III	III. 住宅改修の点検	7
	0. 住宅改修の点検時期	7
	1. 事前申請における点検	7
	2. 支給申請における点検	15
	3. 支給後の確認	20
IV	IV. 福祉用具購入調査	22
	0. 福祉用具購入の調査時期	22
	1. 事前相談における対応	23
	2. 支給申請における調査	31
	3. 支給後の確認	38
V	V. 福祉用具貸与調査	40
	0. 福祉用具貸与の調査時期	40
	1. 事前相談	41
	2. 支給後の調査	47
VI	VI. 多職種連携の場の活用に向けた取組事例	51
	取組事例①多職種連携体制構築の試み	51
	取組事例②地域ケア会議での検討	52
VII	VII. 給付適正化に向けた取組	54
	取組事例①関係者全員の共通理解の醸成	54
	取組事例②地域住民に向けた情報発信・周知	54
	取組事例③判断できない事例の相談	54
	取組事例④事故情報の活用	54
IX		

<b>Ⅷ. 都道府県の取組</b> .....	55	I
支援事例①リハビリテーション専門職の派遣事業 .....	55	
支援事例②保険者へのヒアリングや個別指導の実施 .....	55	II
支援事例③出先機関である地域振興局との連携 .....	55	
支援事例④適正化事業推進のための研修の開催 .....	55	
取組事例⑤事例検討会の開催 .....	56	
<b>Ⅸ. 住宅改修・給付判断事例集</b> .....	63	III
1.手すりの取り付け .....	63	
2.段差の解消 .....	69	
3.滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 .....	72	IV
4.引き戸等への扉の取替え .....	75	
5.洋式便器等への便器の取替え .....	76	
6.その他（種目に限定されない内容） .....	77	
「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」 .....	82	V
（老高発0135第6号）（令和6年3月15日）		

本手引きは、令和5年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）「自治体における福祉用具・住宅改修の適正化施策等の取組促進に向けた研究事業」（令和6年3月発行）で作成した手引きを基に、令和7年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）「住宅改修の給付実態等の把握と指導監督のあり方に関する調査研究事業」にて追記・修正を加えたものです。

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

## 1. 背景と目的

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、**受給者が真に必要とするサービスを、事業者が過不足なく適切に提供されることを確認すること**、また、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。適正化事業は、**高齢者等が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的・効果的に活用するために、保険者が本来発揮すべき保険者機能の一環として自ら積極的に取り組むべきものです。**

介護給付適正化事業の一つである、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査は、訪問による調査や専門職による確認等が実施されていますが、一部の保険者では十分に実施されておらず、取組の内容についても差が生じているところです。令和5年11月に公表された「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会 対応の方向性に関するまとめ」においても、上記の課題が挙げられており、**制度の適正な運用の観点から国としてもチェック体制の充実・強化を求めています。**

この手引きでは、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査について、令和5年度研究事業で把握した保険者での実際の取組（以下、令和5年度調査結果）を踏まえ、組織としての体制や点検のポイント、具体的な取組事例等を整理しました。持続可能な介護保険制度の実現のため、本手引きを参考にいただき、各保険者の状況に合わせ、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査を通じた、給付適正化の取組に広くご活用いただけますと幸いです。

### 手引きを活用いただく範囲について

本手引きは、保険者での活用だけでなく幅広い読み手を想定して作成しています。

#### 【保険者での活用】

適正化の取組の実践に活用ください。

**【地域ケア会議<sup>\*1</sup>での活用】** <sup>\*1</sup>地域ケア会議の名称は実施主体の判断により設定されています。会議の機能に応じ、「地域ケア個別会議」「地域ケア推進会議」等と称されます。

地域ケア個別会議で事例を検討する前に介護支援専門員と保険者職員が事前に打合せをする際、他保険者の事例を参考にしたり、専門職からアドバイスをもらうべき点を検討するための資料としても活用いただけます。

また、住宅改修や福祉用具をテーマにした地域ケア会議の開催や、地域課題の把握やその改善策の検討など、本手引きの事例を参考にいただけます。

#### 【介護支援専門員・サービス提供事業者等】

モニタリング結果を踏まえた振り返り（ケアプランの見直し等）の場面や、新規利用者へのサービス提供時の確認にご活用いただけます。（リハビリテーション専門職等）退院前カンファレンス等の際、手引きの取組事例や確認項目等を参考にいただき、提案する際の目安として活用いただけます。

#### 【都道府県での活用】

地域の実情により課題のある保険者も見受けられます。保険者の取組について地域差がある場合、手引きのチェックポイントを参考に実施状況をご確認いただき、保険者へのヒアリングや支援にご活用ください。



\*1 厚生労働省「4. 地域ケア会議の推進について」2024年3月28日閲覧 ([https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/3\\_9\\_2.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/3_9_2.pdf))

## 2. 手引きの構成

### ▶ 本手引きの構成

住宅改修、福祉用具購入、福祉用具貸与、取組事例の4つの章に分けて記載しています。

住宅改修の点検、福祉用具購入調査、福祉用具貸与調査、それぞれについて、実施体制、実施時期、点検・調査のポイント等を紹介しています。点検・調査のポイントについては、【目的】→【解説】→【確認ポイント】という構成としています。

- 【目的】 : 点検や調査における各項目の目的を記載し、確認事項をまとめています。
- 【解説】 : 点検や調査における各項目での目的に対し、どのような視点が必要か、解説しています。
- 【確認ポイント】 : 点検や調査における各項目での目的に応じた内容であるかを確認するものとして保険者が活用するほか、保険者の自己点検指標として活用できます。  
但し、この項目はあくまでも指標の例示であり、チェックが入った項目の有無によって点検や調査の優劣を判断するものではありません。

これから適正化に取り組むご担当者様、  
新任の適正化ご担当者様

冒頭から順に体制や確認事項等、ご確認下さい

既に適正化の取組を実施し、  
課題を感じているご担当者様

P3~知りたい内容の検索をご活用下さい

検索ガイドを  
表示しています

検索  
No. ●●

### ▶ 留意点

点検・調査にあたり、本手引きに記載する全てを実施しなければならないものではなく、各保険者が介護給付の適正化に向けて、何が課題であり、何を点検・確認すべきか目的を明確にし、必要な取組を実施しましょう。地域特性を意識し、保険者として地域で何が課題になっているかを考察しながら進めていくことも大切です。一方、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査に際して、申請者側の負担も考慮し、申請に必要な資料等は必要最小限なものとするのが大切です。さらに、利用者の生活を支援するため、介護保険だけでなく医療保険や障害者総合支援法など、利用者の全体像と照らし合わせて様々な制度を活用する視点も重要です。

### ▶ 保険者としての心構え

疑義の生じた申請があった場合、保険者として毅然とした対応が望ましく、流動的な判断とならないよう保険者としての基準を整理・共有し、統一した対応を行うことが求められます。保険者が適切ではないと判断した場合には、理由書作成者に対しその理由を明確に説明し、次回からの申請に役立つような視点・気づきを促すことも重要です。さらに、介護支援専門員や住宅改修事業者等に対して指導した内容は記録に残し、過去の対応と齟齬がない一貫した対応を心掛けましょう。


※用語の定義：本手引きでは、「居宅サービス計画書」は「ケアプラン」と表記します。「福祉用具サービス計画」は「福祉用具貸与計画」と「福祉用具販売計画」の両方を含めています。

参考) 平成24年4月より福祉用具を貸与・販売する事業所では「福祉用具サービス計画」を作成することが義務づけられています。

## II. 知りたい内容の検索

### 検索の使い方

「知りたい内容」は、点検・調査の実施時期ごとに「事例」「ポイント」「手順」の種別に区分し、「検索No」と「参照ページ」を掲載しています。

参照ページに進むと  を記載していますので、該当する部分を参照ください。

II

検索  
住宅改修

### 住宅改修の点検

	種別	検索No	知りたい内容	参照ページ
全体	事例	1	多職種を巻き込んだ取組事例を知りたい	51-53
	事例	2	点検以外に実施できる取組を知りたい	54
	事例	3	都道府県ができる取組を知りたい	55
	手順	4	住宅改修の点検は、どの時点で実施するのがよいか知りたい	7
事前申請	事例	5	対応職種や外部への委託について知りたい	8
	事例	6	専門職を採用したいがどうしたらよいかわからない	8
	事例	7	点検対象の抽出条件や、特に注意すべき申請例を知りたい	9
	ポイント	8	申請書類で確認すべきポイントや、求める添付書類について知りたい	10,11
	ポイント	9	訪問して点検する際のポイントを知りたい	12,13
	事例	10	疑義が生じるケースの具体例や、対応について知りたい	14
支給申請	事例	11	対応職種や外部への委託について知りたい	15
	事例	12	専門職を採用したいがどうしたらよいかわからない	15
	事例	13	点検対象の抽出条件や、特に注意すべき申請例を知りたい	16
	ポイント	14	申請書類で確認すべきポイントや、求める添付書類について知りたい	17
	ポイント	15	訪問して点検する際のポイントを知りたい	18
	事例	16	疑義が生じるケースの具体例や、対応について知りたい	19
支給後	事例	17	支給後の点検や、対応の具体例を知りたい	20
	ポイント	18	支給後の点検を実施する際のポイントを知りたい	21

## 福祉用具購入調査

	種別	検索 No	知りたい内容	参照 ページ
全体	事例	19	多職種を巻き込んだ取組事例を知りたい	51-53
	事例	20	点検以外に実施できる取組を知りたい	54
	事例	21	都道府県ができる取組を知りたい	55
	手順	22	福祉用具購入の点検は、どの時点で実施するのがよいか知りたい	22
事前相談	ポイント	23	一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制について確認したい	22
	事例	24	対応職種や外部への委託について知りたい	23
	事例	25	専門職を採用したいがどうしたらよいかわからない	23
	事例	26	事前相談を行う条件や、具体的な事例を知りたい	24
	ポイント	27	再支給、複数個支給に関する考え方を確認したい	25
	ポイント	28	「再購入の場合の対応」についてポイントが知りたい	25
	ポイント	29	「排泄予測支援機器の対応」について知りたい	25
	ポイント	30	書面を確認する際のポイントや、求める添付書類について知りたい	26,27
	ポイント	31	訪問して確認する際のポイントを知りたい	28,29
	事例	32	疑義が生じるケースの具体例や、対応について知りたい	30
支給申請	事例	33	対応職種や外部への委託について知りたい	31
	事例	34	専門職を採用したいがどうしたらよいかわからない	31
	事例	35	調査対象の抽出条件や、重点的に調査を行うとよい事例を知りたい	32
	ポイント	36	申請書類で確認すべきポイントや、求める添付書類について知りたい	33,34
	ポイント	37	訪問して確認する際のポイントを知りたい	35,36
	事例	38	疑義が生じるケースの具体例や、対応について知りたい	37
支給後	事例	39	支給後の点検方法や、対応の具体的例を知りたい	38
	ポイント	40	支給後の点検を実施する際のポイントを知りたい	39

## Ⅱ. 知りたい内容の検索

### 福祉用具貸与

	種別	検索No	知りたい内容	参照ページ
全体	事例	41	多職種を巻き込んだ取組事例を知りたい	51-53
	事例	42	点検以外に実施できる取組を知りたい	54
	事例	43	都道府県ができる取組を知りたい	55
	手順	44	福祉用具貸与の点検は、どの時点で実施するのがよいか知りたい	40
事前相談	事例	45	対応職種や外部への委託について知りたい	41
	事例	46	専門職を採用したいがどうしたらよいかわからない	41
	事例	47	事前相談を行う条件や、具体的な事例を知りたい	42
	事例	48	軽度者に対する例外給付の対応事例を知りたい	42
	事例	49	複数貸与の参考例を知りたい	42
	ポイント	50	提出を求める書類や、書面を確認する際のポイントを知りたい	43,44
	ポイント	51	訪問して確認する際のポイントを知りたい	45
	事例	52	疑義が生じるケースの具体例や、対応について知りたい	46
支給後	事例	53	対応職種や外部への委託について知りたい	47
	事例	54	専門職を採用したいがどうしたらよいかわからない	47
	事例	55	点検対象を絞りたいが、どのような条件で抽出すべきかわからない	48
	事例	56	軽度者に対する例外給付の参考例を知りたい	48
	事例	57	複数貸与の参考例を知りたい	48
	ポイント	58	調査の方法や、ポイントを知りたい	49
	事例	59	疑義が生じるケースの具体例や、対応について知りたい	50

## その他

種別	検索No	知りたい内容	参照ページ
事例	60	多職種連携体制構築の取組が知りたい	51
事例	61	保険者による研修会開催の取組が知りたい	51,54
事例	62	地域ケア会議の活用事例が知りたい	52,53
事例	63	地域住民に向けた情報発信の取組が知りたい	54
事例	64	判断できない事例の対応方法が知りたい	54
事例	65	事故情報を活用した適正化の判断ポイントについて知りたい	54
事例	66	都道府県の適正化事業促進の取組事例について知りたい	55
事例	67	地域資源の限られた保険者に対する都道府県の支援例について知りたい	55
事例	68	適正化事業推進のための事例検討会の事例について知りたい	56
事例	69	適正化事業推進のための事例検討会の検討事例の準備の工夫が知りたい	62
事例	70	住宅改修の支給審査にあたり、給付判断のポイントや判断事例が知りたい	63

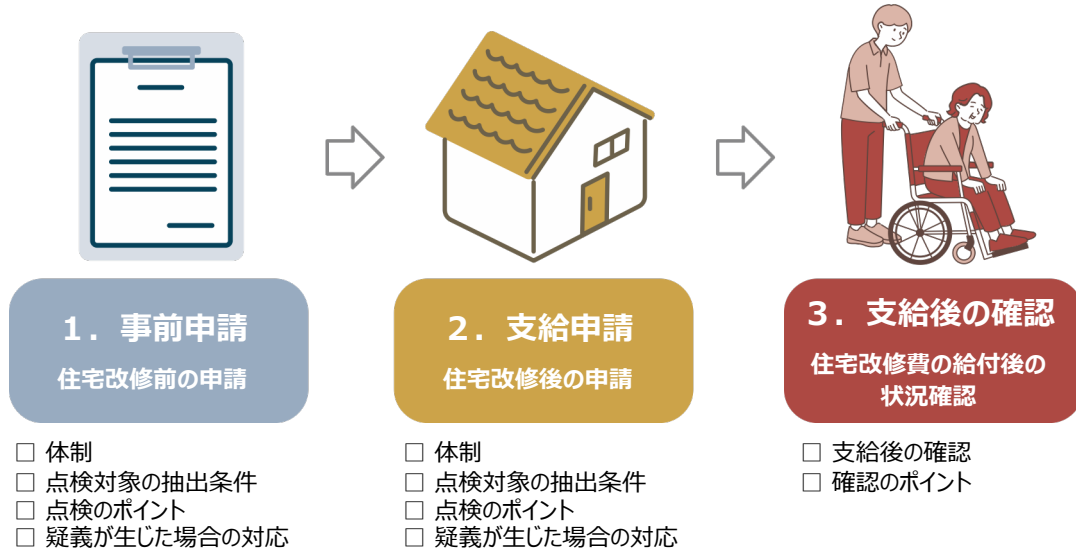
# Ⅲ. 住宅改修の点検

## 0. 住宅改修の点検時期

検索  
No.4

介護保険制度における住宅改修費の給付にあたっては、①事前申請、支給申請、③支給後の確認の時点において、保険者として給付適正化に向けた点検時期（タイミング）が考えられます。それぞれの時点での点検実施例をご紹介します。

図表 1 住宅改修のサービス提供フローと点検の時期（例）



### 住宅改修における事前申請時の点検の重要性

住宅改修は、一般的にその改修費用が高額となる場合が多いこと、給付上限額が決まっていること、また、一度施工すると原状回復が困難であることから**施工前の点検が重要**です。

また、事前申請時の点検を重点的に実施することで、支給申請時（住宅改修後）の点検時の確認作業の負担軽減に繋がり、かつ、利用者・改修事業者等とのトラブルを防ぐことにつながります。

さらに、**保険者が研修・説明会を開催し、申請にあたっての留意点をあらかじめ周知しておくことで、不適切な申請を抑制でき、質の向上につながるとともに、保険者の点検・調査にかかる業務負担の軽減や事業者側の生産性向上にもつながります。**

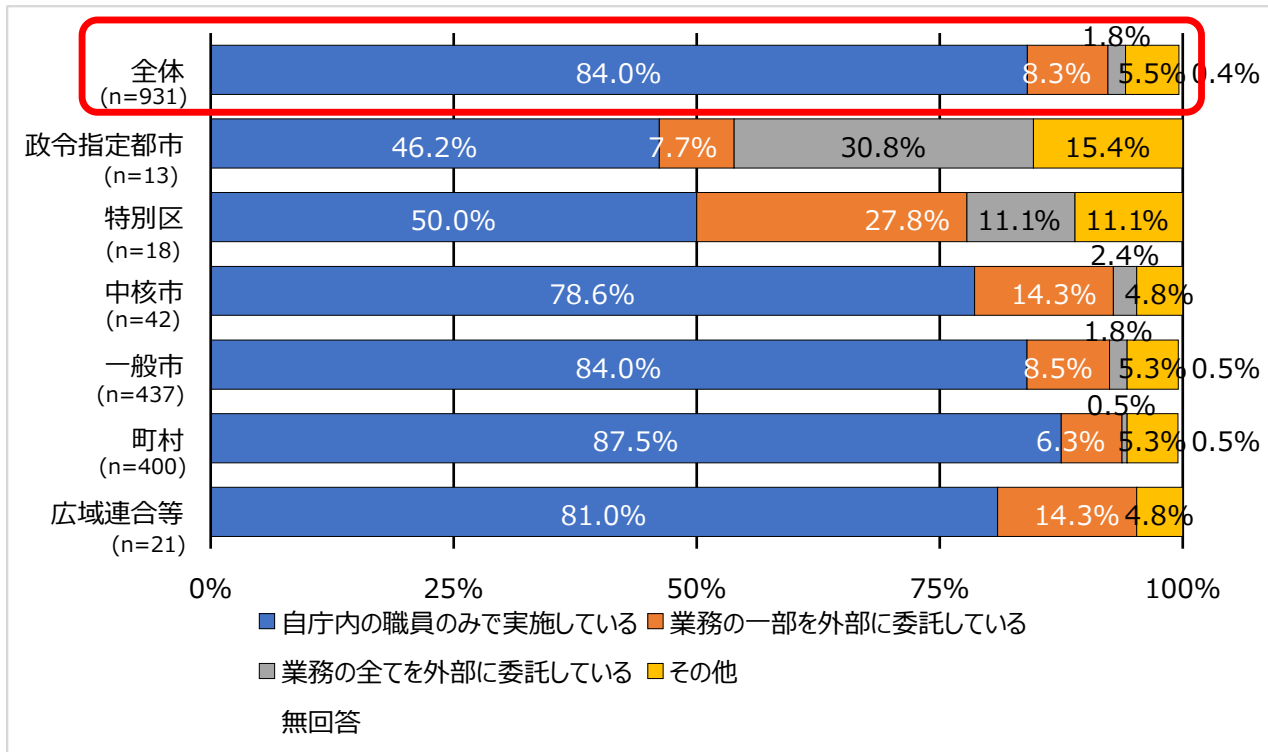
研修・説明会の実施については、P51で事例をご紹介します。

## 1. 事前申請における点検

### （1）体制

令和5年度調査結果では、回答のあった保険者のうち、全体で見ると84.0%の保険者が自庁内職員のみで事前点検を実施していました。地方公共団体の区分別にみると、政令指定都市や特別区では、業務の一部もしくは全てを委託しており、委託を活用する傾向がありました。その他として、自庁内で担当課以外の他課・他部署と連携しているといった保険者もあり、外部へ委託せずとも自庁内の専門職にアドバイスをもらうということも効果的です。

図表 2 住宅改修の事前点検の実施体制



図表 3 点検の担当者（参考例）

		検索 No.5
<b>【介護保険担当課内】</b>	<b>【担当課以外の他課・他部署との連携】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一般職員</li> <li>✓ 理学療法士</li> <li>✓ 作業療法士</li> <li>✓ 介護支援専門員</li> <li>✓ 保健師 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 建築担当部署（建築士）</li> <li>✓ 生活保護担当部署 など</li> </ul>	
	<b>【他組織】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域包括支援センター（主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士）</li> <li>✓ 介護老人保健施設・サービス事業所等のリハビリテーション専門職</li> <li>✓ 病院等のリハビリテーション専門職 など</li> </ul>	

### 各地域における社会資源の活用

専門職の確保が難しい場合の委託先の例として、地域内の介護老人保健施設やサービス事業所のリハビリテーション専門職、公立病院のリハビリテーション専門職などがあり、保険者の規模や地域ごとの地域資源に応じて異なりました。また、都道府県や地域リハビリテーション支援センター・地域リハビリテーション広域支援センターを活用し、専門職の派遣を受けるケースもありました。

### 専門職を活用するヒント

ある保険者では、保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金（以下、インセンティブ交付金）の指標「福祉用具貸与や住宅改修の利用に関し、リハビリテーション専門職等が関与する仕組みを設けているか」に寄与する取組として人事課に相談し、再雇用の専門職を採用していました。これにより、インセンティブ交付金の評価項目も達成でき、専門職の雇用につながりました。

# Ⅲ. 住宅改修の点検

## (2) 点検対象の抽出条件

介護給付の適正化を図るため、本来は全ての申請を確認することが望ましいです。しかし、保険者の人口規模や職員の配置状況等により、全ての申請を十分に点検することが難しいといった課題を抱えている保険者も見受けられます。

住宅改修費の支給申請にあたり、書類の記載や内容に関する確認は不可欠です。さらに**申請内容の妥当性を判断するため、全ての申請について専門職等の知見を活用しながら点検調査を行うことが望ましい**ですが、専門職の確保が課題である保険者も少なくありません。効果的な点検を実施するため、一定の条件を設けて点検対象を抽出している保険者もあります。以下、令和5年度調査結果を基に、点検対象の抽出例を紹介します。

Ⅲ

住宅改修の点検  
事前申請

検索  
No.7

図表 4 点検対象の抽出条件（参考例）

政令指定都市・特別区	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 自治体独自の給付を併用する場合</li><li>➤ 軽度者（担当の介護支援専門員がない場合）</li><li>➤ 特定の工事内容</li><li>➤ 金額が高額の場合</li></ul>
中核市	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 自治体独自の給付を併用する場合</li></ul>
一般市	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 自治体独自の給付を併用する場合</li><li>➤ 軽度者（担当の介護支援専門員がない場合）</li><li>➤ 特定の工事内容</li><li>➤ 金額が高額の場合</li></ul>
町村・広域連合	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 軽度者（担当の介護支援専門員がない場合）</li><li>➤ 特定の工事内容</li><li>➤ 金額が高額の場合</li></ul>

### 重点的な点検調査を行う参考例

重点的な点検調査を実施する**特定の工事内容**について、具体的な事例を紹介します。

#### [特定の工事内容]

- ◆ 浴槽取替工事 ◆ 階段昇降機設置工事 ◆ 過去に苦情が寄せられている事業者による工事
- ◆ 限度額を超える工事や限度額に近い見積金額の工事 ◆ 不自然な改修が疑われる工事
- ◆ 1階から2階への階段や2階以上の手すり ◆ 洋式便器等への取替 ◆ 施工商品数が多い
- ◆ 同一住宅に夫婦など複数の被保険者がおり、2回以上申請があった場合
- ◆ 入院中に改修を行った場合（退院後に確認） ◆ 福祉用具の購入や貸与も併用している場合
- ◆ 大規模な段差解消 ◆ 2回目以降の住宅改修の場合 など

#### [点検方法]

- ◆ リハビリテーション専門職と担当職員が訪問し改修予定箇所を現地確認する
- ◆ 訪問して本人の動作確認や家族を含め聞き取りを行い、住宅環境を確認する など

## (3) 点検のポイント



### 書類による点検のポイント

検索  
No.8

#### ポイント1：住宅改修を実施する利用者の状態を把握し、目標を確認する

##### 【目的】

- 利用者の視点：利用者のADL（日常生活活動動作）やIADL（手段的日常生活活動動作）、QOL（生活の質）における問題点や課題を把握する
- 目標設定：どのような課題を解決するために住宅改修を行うのかを明らかにする

##### 【解説】

介護給付適正化事業は、**介護給付費（費用）の抑制を推進するものではなく、利用者にとって適切な給付を確保するための事業**です。利用者の問題点を明確化するとともに、どのような課題を解決するための住宅改修であるか（住宅改修が必要な理由）を把握するため、**事前に利用者の生活目標を明確にすることが重要**となります。

「住宅改修が必要な理由書」には、住宅改修により利用者の日常生活をどのように支援するかが記載されています。ケアプランが作成されている利用者については、理由書とケアプランの内容を照らし合わせて、**住宅改修の目的が合致しているか、利用者の身体状況や動作能力等を踏まえ、改修内容に疑義がないか確認**しましょう。

##### 【確認ポイント】

申請書類や添付書類（理由書、図面、写真等）を基に、以下について確認しましょう。

- 利用者のADL（日常生活活動動作）やIADL（手段的日常生活活動動作）、QOL（生活の質）における問題点や課題がある  
→ 住宅改修の必要性がある
- 利用者の課題を解決するために住宅改修が必要であり、住宅改修による目標設定が明確である  
→ 改修内容に妥当性がある
- 施工内容、施工箇所、必要とする部材が適切である  
→ 改修内容が適切である

## Ⅲ. 住宅改修の点検

検索  
No.8

### ポイント2：施工内容や費用、実施時期の妥当性を確認する

#### 【目的】

- 建築物の視点：施工水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）が担保されているか確認する
- タイミングの視点：現在の利用者の状態像と住宅改修のタイミングが合致しているか、利用者の状態像と合致しない住宅改修に係る給付となっていないか確認する

#### 【解説】

住宅改修は、一般的にその改修費用が高額となる場合が多いこと、給付上限額が決まっていること、また、一度施工すると原状回復が困難であることから**施工前の点検が重要です**。ケアプランが作成されている利用者については、ケアプランと理由書の内容が合致しているか確認し、ケアマネジメントに基づいた計画であることを確認しましょう。

施工内容に対する費用について、介護支援専門員は説明責任があることから**相見積の取得を促し、適切な費用であることを確認することが有効です**。さらに、**建築関係の専門的な知識を持つ建築士等への委託や協力体制があるとより効果的です**。建築に関する知識に基づき、手すりの設置は設置困難な個所を指定していないか、工事内容に不必要な部材が含まれていないか等も把握することができます。

更に、**今後、身体機能や認知機能が大きく変化する可能性も考慮し、現在の利用者の状態像と住宅改修のタイミングが合致しているかについて検討することも必要です**。短期間で利用者の状態像が変化する可能性がある場合や目標設定が難しい場合には、住宅改修の前に、手すり等の福祉用具を福祉用具貸与やデモ等で試すことにより、利用者の身体機能と住環境の適合性を評価したうえで住宅改修を実施することも有効です。**タイミングの判断については、特に専門的な知識が必要となるため、全件ではなくとも、リハビリテーション専門職などの専門職との連携体制づくりが望まれます**。

#### 【確認ポイント】

申請書類や添付書類（理由書、図面、写真等）を基に、以下について確認しましょう。

- **利用者の身体機能・生活状況・住環境と住宅改修の内容が適している**  
→ 改修内容に妥当性がある
- **施工内容が適切である（不要な工事等が含まれていない）**  
→ 申請書類の記載と図面・写真に疑義がない
- **改修内容に対する費用が適正である**  
→ 費用の妥当性がある  
※相見積の取得を推奨し、過去の給付実績と比較するなど有効
- **利用者の状態像と合致した住宅改修が計画され、現時点での住宅改修が適している**  
→ **ケアプランと理由書の内容が合致しており、施工時期の妥当性がある**  
※状態像の変化が見込まれる場合、判断が困難な場合などは、福祉用具貸与で利用者の利用状況等を確認することも有効

## 訪問による点検のポイント

特殊な住宅（店舗兼自宅など）の場合、図面や写真などだけでは確認・判断がつきにくいケースもあります。必要に応じて、訪問による現地確認を行うことも有効です。

特に書面確認により疑義が生じた場合には 適正化担当の職員と専門職が協力し、利用者宅の現地確認を行うことで、その施工内容が利用者にとって必要であるか、適切であるかといった判断がしやすくなります。

検索  
No.9

### ポイント1：利用者の状態を把握し、目標・住宅改修が必要な理由を確認する

#### 【目的】

- 利用者の視点：利用者のADL（日常生活動作）やIADL（手段的日常生活動作）、QOL（生活の質）の問題点や課題を把握する
- 目標設定：どのような課題を解決するために住宅改修を行うのかを明らかにする
- 書面だけでは確認しきれない点について、現地に目視し、利用者等へ聞き取りを行うことで明らかにする

#### 【解説】

介護給付適正化事業を実施する目的は前述のとおりであり、利用者の問題点を明確化するとともに、どのような課題を解決するための住宅改修であるか（住宅改修が必要な理由）を把握するため、**事前に利用者の生活目標を設定することが重要となります。**

実際に利用者宅へ訪問し、利用者の身体機能と住環境の課題を目視または聞き取りで確認することで、申請内容の確認・妥当性の判断がしやすくなり、支給申請時や支給後のトラブル（給付対象外の施工等）を防ぐことができます。疑義が生じた場合には、その場で別の改善案の提案や相談に繋げることができ、利用者・家族等の納得感も高まります。

また、実際に訪問による点検が難しい場合には、テレビ電話やWEB会議システムなどのICTを活用し、利用者の実際の活用状況・動作等を確認することも一案です。

#### 【確認ポイント】

訪問時、以下について確認しましょう。

- 利用者のADL（日常生活動作）やIADL（手段的日常生活動作）、QOL（生活の質）の問題点や課題がある  
→ 住宅改修の必要性がある
- 利用者の課題を解決するために住宅改修が必要であり、住宅改修による目標設定が明確である  
→ 改修内容に妥当性がある
- 施工内容、施工箇所、必要とする部材が適切である  
→ 改修内容が適切である
- 利用者の動作確認、実際の改修箇所を確認し、複数の改修案を提示し具体的な検討をした  
→ 利用者・家族、介護支援専門員、事業者、専門職等で判断し、申請した改修内容が適切である

# Ⅲ. 住宅改修の点検

検索  
No.9

## ポイント 2：施工内容や費用、実施時期の妥当性を確認する

### 【目的】

- 建築物の視点：施工水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）が担保されているかを確認する
- タイミングの視点：現在の利用者の状態像と住宅改修のタイミングが合致しているか、利用者の状態像と合致しない住宅改修に係る給付となっていないか確認する

### 【解説】

住宅改修は、一般的にその改修費用が高額となる場合が多いこと、給付上限額が決まっていること、また、一度施工すると原状回復が困難であることから**施工前の点検が重要**です。ケアプランが作成されている利用者については、ケアプランと理由書の内容が合致しているか確認し、ケアマネジメントに基づいた計画であることを確認しましょう。

施工内容に対する費用について、介護支援専門員は説明責任があることから**相見積の取得を促し、適切な費用であることを確認することも有効**です。さらに、**建築関連の専門的な知識を持つ建築士等への委託や訪問時に同行できる体制があるとより効果的**です。実際に利用者宅を訪問することで、**利用者の生活動作において適切な施工内容・場所・高さ等になっているか等、より詳細に確認することができます**。

更に、**今後、身体機能や認知機能が大きく変化する可能性も考慮し、現在の利用者の状態像と住宅改修のタイミングが合致しているかについて検討することも必要**です。短期間で利用者の状態像が変化する可能性がある場合や目標設定が難しい場合には、住宅改修の前に、手すり等の福祉用具を福祉用具貸与やデモ等で試すことにより、利用者の身体機能と住環境の適合性を評価したうえで住宅改修を実施することも有効です。**タイミングの判断については、特に専門的な知識が必要となるため、全件ではなくてもリハビリテーション専門職等も同行するといった体制づくりが望まれます**。

### 【確認ポイント】

訪問時、以下について確認しましょう

- **利用者の身体機能・生活状況・住環境と住宅改修の内容が適している**  
→ **改修内容に妥当性がある**
- **施工内容が適切である（不要な工事等が含まれていない）**  
→ **申請書類の記載と図面・写真に疑義がない**
- **改修内容に対する費用が適正である**  
→ **費用の妥当性がある**  
※相見積の取得を推奨し、過去の給付実績と比較するなど有効
- **利用者の状態像と合致した住宅改修が計画され、現時点での住宅改修が適している**  
→ **ケアプランと理由書の内容が合致しており、施工時期の妥当性がある**  
※状態像の変化が見込まれる場合、判断が困難な場合などは、福祉用具貸与で利用者の利用状況等を確認することも有効
- **利用者の生活動作と照らし合わせ、適切な施工内容・場所・高さ等になっていると判断できる**  
→ **利用者の自立支援を促す改修内容である**

## （４）疑義が生じた場合の対応

申請された内容について、利用者の状態との不一致、住宅改修が必要な理由が不明確、華美な改修内容、類似工事よりも高額な請求など、点検の結果、疑義が生じるケースもあります。その場合、疑義が生じた理由を明確にし、保険者として理由書作成者に対しその理由を説明し、理解いただくことが必要です。また、ケアプランが作成されている利用者について、ケアプランと理由書の内容が合致しておらず、住宅改修の必要性を判断できない場合には、ケアマネジメントを振り返りましょう。ケアチームできちんと議論された内容であるか確認し、**介護支援専門員や住宅改修事業者等による検討が不十分だった場合には、再考を促し、利用者の目標を達成するための適切な申請を依頼しましょう。**さらに、介護支援専門員や住宅改修事業者等に対して指導した内容は記録に残し、過去の対応と齟齬がない一貫した対応を心掛けましょう。

疑義が生じた具体例としては、以下のようなことが考えられます。

図表 5 疑義が生じた具体例

検索  
No.10

- ✓ 住宅改修を行う住宅が複雑な建築構造（店舗兼自宅など）である場合
- ✓ 床材変更：劣化による改修か、素材変更か不明確な場合
- ✓ 手すり：第三者が使用する可能性を疑う場合  
過度な設置内容（L字手すりが設置可能であるにもかかわらず、2本手すりを設置する等）の場合
- ✓ 利用者のこだわりによる改修内容、特定の改修事業者でなければ実施できない改修の場合
- ✓ 明らかに華美で高額と思われる改修内容の場合
- ✓ 類似の改修内容よりも、請求額が高額（割増請求）と思われる場合
- ✓ 利用者の生活にとって、住宅に明らかな支障がないにもかかわらず、改修の申請をしている場合など

### 【留意事項】

給付適正化における点検にあたっては、担当者ごとにその判断基準が異なることは望ましくありません。「以前の担当者は認めていたのに、なぜ今回は認められないのか」というような現場の声も聞かれます。

そのため、保険者としての共通ルール・判断基準を整理しておくことが重要です。また過去の対応事案について情報を蓄積し、判断基準と合わせ、過去の対応と齟齬がない回答を行っている保険者もあります。

**住宅改修は工事後のやり直しが困難です。支給申請時（住宅改修後）のトラブルを防ぐためにも事前申請での点検が重要です。**

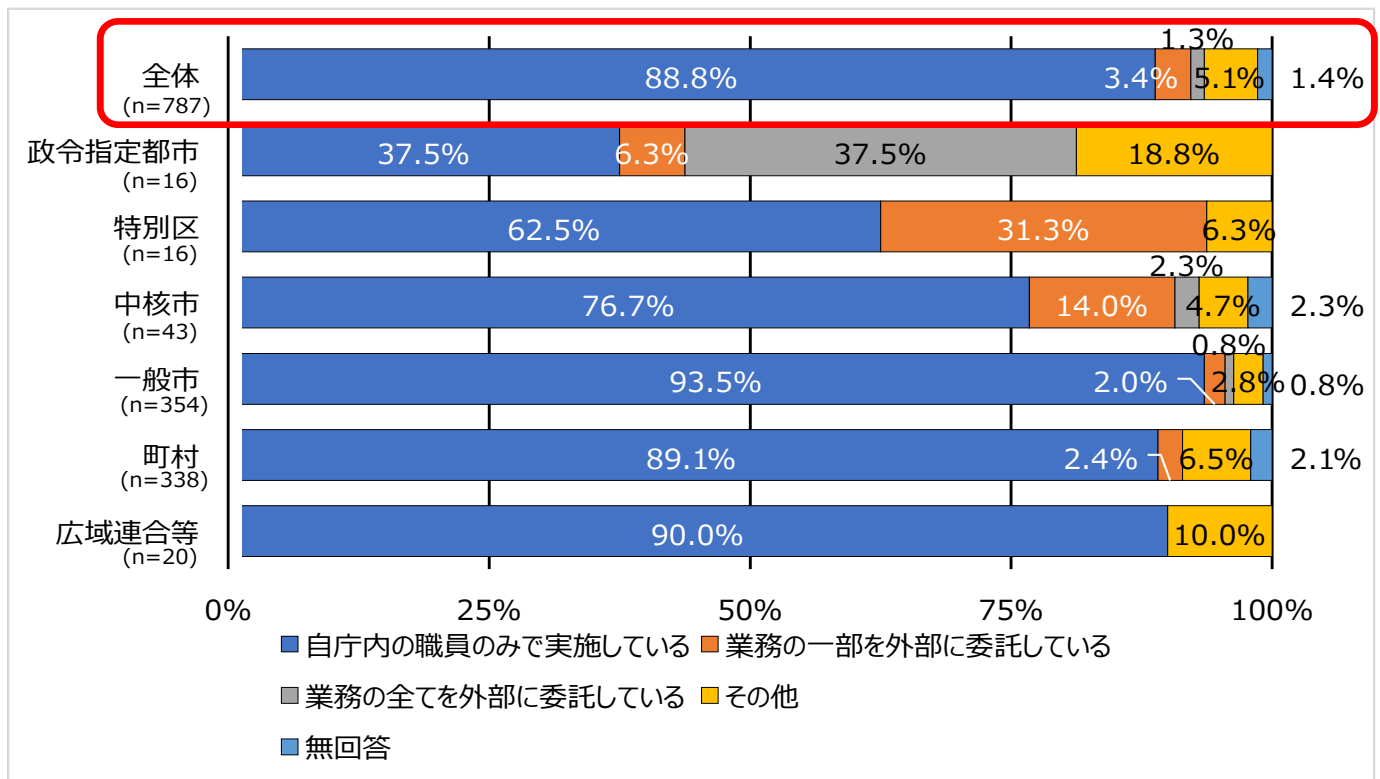
# Ⅲ. 住宅改修の点検

## 2. 支給申請における点検

### (1) 体制

令和5年度調査結果では、回答のあった保険者のうち、全体でみると88.8%の保険者が自庁職員のみで事後点検を実施していました。地方公共団体の区分別にみると、政令指定都市、特別区、中核市では、業務の一部もしくは全てを委託しており、委託を活用する傾向がありました。その他として、自庁内で担当課以外の他課・他部署と連携しているといった保険者あり、外部へ委託せずとも庁内の専門職にアドバイスをもらうということも効果的です。

図表 6 住宅改修の事後点検の実施体制



・各地域における社会資源の活用  
 ・専門職を活用するヒント  
 P4で事例をご紹介します。

検索 No.12

図表 7 点検の担当者 (参考例)

【介護保険担当課内】

- ✓ 一般職員
- ✓ 理学療法士
- ✓ 作業療法士
- ✓ 介護支援専門員
- ✓ 保健師 など

【担当課以外の他課・他部署との連携】

- ✓ 建築担当部署 (建築士)
- ✓ 生活保護担当部署 など

【他組織】

- ✓ 地域包括支援センター (主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士)
- ✓ 介護老人保健施設・サービス事業所等のリハビリテーション専門職
- ✓ 病院等のリハビリテーション専門職 など

検索 No.11

## (2) 点検対象の抽出条件

介護給付の適正化を図るため、本来は全ての申請を確認することが望ましいです。しかし、保険者の人口規模や職員の配置状況により、全ての申請を十分に点検することが難しいといった課題も見受けられます。

効果的な点検を実施するため、一定の条件を設けて点検対象を抽出している保険者もあります。以下、令和5年度調査結果を基に、点検対象の抽出例を紹介します。

検索  
No.13

図表 8 点検対象の抽出（参考例）

政令指定都市・特別区	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自治体独自の給付を併用する場合</li> <li>➤ 軽度者（担当の介護支援専門員がない場合）</li> <li>➤ 特定の工事内容</li> <li>➤ 金額が高額の場合</li> </ul>
中核市	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自治体独自の給付を併用する場合</li> </ul>
一般市	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 自治体独自の給付を併用する場合</li> <li>➤ 軽度者（担当の介護支援専門員がない場合）</li> <li>➤ 特定の工事内容</li> <li>➤ 金額が高額の場合</li> </ul>
町村・広域連合	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 軽度者（担当の介護支援専門員がない場合）</li> <li>➤ 特定の工事内容</li> <li>➤ 金額が高額の場合</li> </ul>

### 重点的な点検調査を行う参考例

重点的な点検調査を実施する**特定の工事内容**について、具体的な事例を紹介します。

#### [特定の工事内容]

##### ◆ 事前申請と齟齬がある場合

- ◆ 浴槽取替工事 ◆ 階段昇降機設置工事 ◆ 過去に苦情が寄せられている事業者による工事
- ◆ 限度額を超える工事や限度額に近い見積金額の工事 ◆ 不自然な改修が疑われる工事
- ◆ 1階から2階への階段や2階以上の手すり ◆ 洋式便器等への取替 ◆ 施工商品数が多い
- ◆ 同一住宅に夫婦など複数の被保険者がおり、2回以上申請があった場合
- ◆ 入院中に改修を行った場合（退院後に確認） ◆ 福祉用具の購入や貸与も併用している場合
- ◆ 大規模な段差解消 ◆ 2回目以降の住宅改修の場合 など

#### [点検方法]

- ◆ リハビリテーション専門職と担当職員が訪問し改修箇所を現地確認する
- ◆ 訪問して本人の動作確認や家族を含め聞き取りを行い、住宅環境を確認する など

## Ⅲ. 住宅改修の点検

### (3) 点検のポイント



#### 書類による点検のポイント

ポイント：施工後、竣工写真等により、住宅改修の施工状況等を点検する

検索  
No.14

#### 【目的】

- 利用者の視点：理由書の目的が達成され、利用者の身体機能・生活状況における課題が解決できたことを確認する
- 建築物の視点：予定通り、施工水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）が担保された住宅改修であったかを確認する
- タイミングの視点：現時点での利用者の状態像と最終的な施工内容を踏まえて、現時点での住宅改修が適切な支給であったかを確認する

#### 【解説】

住宅改修の完了後、実際に利用者の身体機能や生活状況に適しているか確認することが重要です。また、施工水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）について、予定通り適切に行われたか、最終的な施工内容を踏まえ適切な住宅改修に係る給付となったか確認し、住宅改修の効果を把握することが重要です。

#### 【確認ポイント】

申請書類や添付書類（理由書、図面、写真等）を基に、以下について確認しましょう。

- 完了した住宅改修が、利用者の身体機能・生活状況に適している  
→ 利用者の視点で、住宅改修が適切に実施された
- 予定通りの施工水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）で住宅改修が完了した  
→ 建築物の視点で、住宅改修が適切に実施された
- 現時点での利用者の状態像と最終的な施工内容を確認し、現時点での住宅改修が適切な支給であったことを確認できた  
→ 適切に介護給付が支給された

## 訪問による点検のポイント

施工水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）について、予定通り適切に行われたか、最終的な施工内容を踏まえ適切な住宅改修に係る給付となったか確認し、疑義が生じた場合には、適正化担当の職員と専門職が協力し、利用者宅の現地確認を行うことで、住宅改修が適切であったかを判断するのに役立ちます。

**ポイント：施工後、利用者宅へ訪問し、住宅改修の施工状況等を点検する**

検索  
No.15

### 【目的】

- 利用者の視点：理由書の目的が達成され、利用者の身体機能・生活状況における課題が解決できたことを確認する
- 建築物の視点：予定通り、施工水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）が担保された住宅改修であったかを確認する
- タイミングの視点：現時点での利用者の状態像と最終的な施工内容を踏まえて、現時点での住宅改修が適切な支給であったか確認する
- 書面だけでは確認しきれない点について、現地確認を行うことで明らかにする

### 【解説】

住宅改修の完了後、実際に利用者の身体機能や生活状況に適しているか確認することが重要です。また、予定通り、施工水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）が適切に行われたか、最終的な施工内容を踏まえて、適切な住宅改修に係る給付となったか確認し、住宅改修の効果を把握することが重要です。

また、実際に訪問による点検が難しい場合には、テレビ電話やWEB会議システムなどのICTを活用し、施工後の状況や利用者の実際の活用状況・動作等を確認することも一案です。

### 【確認ポイント】

訪問時、以下について確認しましょう。

- 完了した住宅改修が、利用者の身体機能・生活状況に適している  
→ 利用者の視点で、住宅改修が適切に実施された
- 予定通りの施工水準（工事内容・価格、不要な工事の防止等）で住宅改修が完了した  
→ 建築物の視点で、住宅改修が適切に実施された
- 現時点での利用者の状態像と最終的な施工内容を確認し、現時点での住宅改修が適切な支給であったことを確認できた  
→ 適切に介護給付が支給された
- 利用者の生活動作と照らし合わせ、利用者にとって使いやすい施工内容・場所・高さ等になっている  
→ 利用者の自立支援を促す改修内容となった

## Ⅲ. 住宅改修の点検

### (4) 疑義が生じた場合の対応

申請された内容について、点検の結果、疑義が生じるケースもあります。その場合、疑義が生じた理由を明確にし、保険者として理由書作成者に対しその理由を説明し、理解いただくことが必要です。また、ケアプランが作成されている利用者について、ケアプランと理由書の内容が合致しておらず、住宅改修の必要性を判断できない場合には、ケアマネジメントを振り返りましょう。ケアチームできちんと議論された内容であるか確認し、**介護支援専門員や住宅改修事業者等による検討が不十分だった場合には、保険者として毅然とした対応を行いましょう。**さらに、介護支援専門員や住宅改修事業者等に対して指導した内容は記録に残し、過去の対応と齟齬がない一貫した対応を心掛けましょう。

住宅改修後、疑義が生じた具体例としては、以下のようなことが考えられます。

図表 9 疑義が生じた具体例

検索  
No.16

- ✓ 事前申請時と改修内容が異なる場合
- ✓ 事前申請にはない箇所を改修している場合
- ✓ 事前申請時と比較して著しく金額に変更があった場合
- ✓ 工事内容に不備や苦情があった場合 など

#### 【留意事項】

疑義が生じた場合には、利用者、介護支援専門員、改修事業者等への確認を行い、その理由や経緯を確認しましょう。その上で、**保険者として疑義が生じた場合には、支給の範囲として承認できる部分のみ支給対象とする等、毅然とした対応を行いましょう。**

介護給付適正化における点検にあたっては、担当者ごとにその判断基準が異なることは望ましくありません。「以前の担当者は認めていたのに、なぜ今回は認められないのか」というような現場の声も聞かれます。

そのため、保険者としての共通ルール・判断基準を整理しておくことが重要です。また、過去の対応事案について情報を蓄積し、判断基準と合わせ、過去の対応と齟齬がない回答を行っている保険者もあります。

**また、事前申請時の点検を重点的に実施することで、給付申請時（住宅改修後）のトラブルを防ぐことにつながります。**

## 3. 支給後の確認

### (1) 支給後の確認

支給後、利用者の自立支援につながる改修となったか、施工後のトラブルが生じていないか等、住宅改修の効果を把握するため、給付後の確認も有用です。また、支給状況や点検内容を集約し、見直しにつながりやすいケース等を、保険者から介護支援専門員や改修事業者にフィードバックする等を行うことで、不要な申請や疑義の生じた申請等の是正も期待できます。

支給後の対応の参考例をご紹介します。

図表 10 支給後の対応（参考例）

検索  
No.17

- ✓ 住宅改修後6カ月を目安に保険者によるモニタリングを行い、改修部の使用頻度や設置場所が適切であったか等を把握している
- ✓ 適切な施工が行われているか、また利用者の自立に繋がる改修となっているか、利用者アンケートを用いて把握している
- ✓ 理由書作成者、申請者及び家族への聞き取り調査を行っている
- ✓ 担当職員や保健師等が利用者宅を訪問し、施工後の効果を検証しフォローを続けている
- ✓ 現地調査を実施し、改修後、利用者がどのように生活しているのか、動作や介助負担の改善の様子などについて確認し、さらに改善すべき点がないか検討している
- ✓ 独自のチェックシートに点検内容や改修箇所について回答を求め、確認している など

### 給付後の調査例

ある保険者では、住宅改修後の利用者・家族に対し、支給後の確認調査を実施していました。

参考として、調査内容やチェックリストをご紹介します。

#### [支給後のチェックリスト：住宅改修]

#### [支給後の調査項目（利用者向け）：住宅改修]

- ◆ 担当の介護支援専門員から十分な説明を受けたか
- ◆ 工事の事業者はどのように選定したか
- ◆ 工事費用について、いくつかの事業者から見積を取得したか
- ◆ 事業者から住宅改修の内容や方法、費用について十分説明を受けたか
- ◆ 事業者の対応は親切丁寧であったか、苦情があった場合適切に処理したか
- ◆ 事業者は契約や工期の約束を守ったか
- ◆ 事業者による強引な営業や、他に追加工事の勧誘、用具販売等の迷惑行為はなかったか
- ◆ 改修箇所の利用状況
- ◆ 住宅改修後の日常生活にどのような変化があったか
- ◆ 総合的にみて住宅改修に満足しているか

手すり	高さ：標準●●mm 太さ：標準●mm 形状：場所は適切か 材質：素材は適切か 施工：不良やミスはないか	○/× ○/× ○/× ○/× ○/×
段差解消	幅員：●●mm以上 勾配：標準●/●以下	○/× ○/×
床材変更	つま先や杖が引っかからないか	○/×
扉の取替	動きがスムーズか 把手が握りやすいか	○/× ○/×
便器取替	高さは適切か 場所は適切か	○/× ○/×

# Ⅲ. 住宅改修の点検

## (2) 確認のポイント

支給後の確認は、保険者として能動的に実施しなければならず、なかなか着手できない保険者も多いと推察します。しかし、介護給付適正化の効果を把握するためには、利用者にとって必要な住宅改修が行われ、実際に適切に使用できているか、当初の目的を達成できているかまで確認することが期待されます。

支給後の利用状況を把握するための方法としては、訪問調査、アンケート調査などの方法が考えられます。できるところから着手いただけるよう、以下の通り、確認のポイントをご紹介します。

**ポイント：支給後の点検により、適正化の効果を把握する**

検索  
No.18

### 【目的】

- 利用者の視点：住宅改修後、利用者が日常生活で活用できているか確認する
- 建築物の視点：施工後、不具合なく活用できているか確認する
- タイミングの視点：住宅改修による住環境整備が利用者の自立支援につながっているか確認する

### 【解説】

支給後、改修箇所に不具合がないか、施工に問題なかったかを確認するとともに、想定通りに利用者が改修部分を活用し、**自立支援につながったか確認することで、住宅改修の効果を把握することができます。**

利用者の満足度等も含め、保険者としてとりまとめることで、保険者によっては申請者・介護支援専門員・改修事業者へのフィードバックや、実地指導、集合研修の研修資料として活用されているケースもあります。

### 【確認ポイント】

以下について確認しましょう。

- 当初の目標通り、利用者が日常生活で改修箇所を活用している  
→ 住宅改修の目的が達成している
- 施工箇所に不具合なく活用している  
→ 安全性に問題ない
- 利用者の自立支援につながっており、引き続き、住み慣れた家屋での生活が可能である  
→ 施工タイミングが適切である

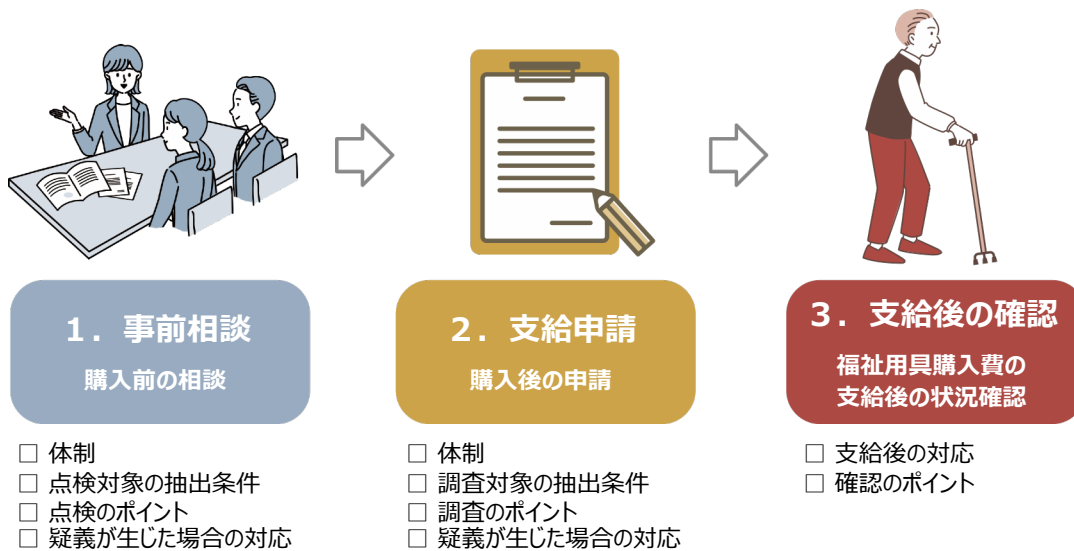
# IV. 福祉用具購入調査

検索  
No.22

## 0. 福祉用具購入の調査時期

介護保険制度における福祉用具購入費の支給にあたっては、①事前相談、②支給申請、③支給後の確認の時点において、保険者として給付適正化に向けた調査時期（タイミング）が考えられます。それぞれの時点での調査実施例をご紹介します。

図表 11 福祉用具購入のサービス提供フローと調査の時期（例）



IV

福祉用具購入調査  
事前相談

検索  
No.23



### 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入（令和6年4月より開始）

令和6年4月より一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制が導入され、下記の種目が特定福祉用具販売の給付対象に追加されました。

この制度は利用者の負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用や利用者の安全を確保することを目的に導入されたものです。

利用者にとって必要な福祉用具が適切に支給されるよう、保険者としても、購入前の事前相談への対応や支給申請、支給後の状況確認等を適宜実施してください。

#### 令和6年4月より特定福祉用具販売の給付対象に追加された種目

##### ○ スロープ

- 厚生省告示第93号（以下「貸与告示」という。）第8項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。

##### ○ 歩行器

- 貸与告示第9項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

##### ○ 歩行補助つえ

- カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

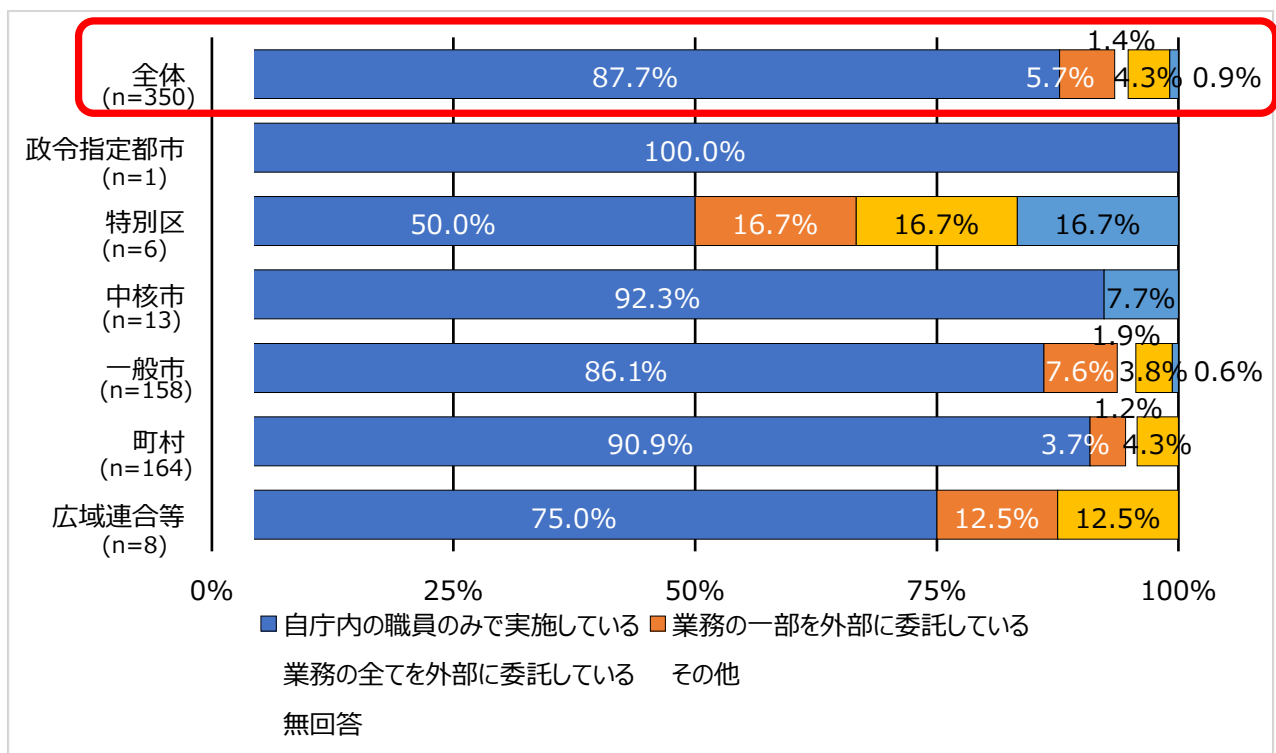
# IV. 福祉用具購入調査

## 1. 事前相談における対応

### (1) 体制

令和5年度調査結果では、回答のあった保険者のうち、全体で見ると87.7%の保険者が自庁職員のみで事前相談の対応を実施していました。地方公共団体の区分別にみると、特別区、一般市、町村、広域連合では、業務の一部もしくは全てを委託していました。その他として、自庁内で担当課以外の他課・他部署と連携しているといった保険者あり、外部へ委託せずとも庁内の専門職にアドバイスをもらうということも効果的です。

図表 12 福祉用具購入の事前相談 実施体制



・各地域における社会資源の活用  
 ・専門職を活用するヒント  
 P8で事例をご紹介します。

図表 13 事前相談の担当者 (参考例)

<p><b>【介護保険担当課内】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一般職員</li> <li>✓ 理学療法士</li> <li>✓ 作業療法士</li> <li>✓ 介護支援専門員</li> <li>✓ 保健師</li> <li>✓ 社会福祉士など</li> </ul>	<p><b>【担当課以外の他課・他部署との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 他部署の介護支援専門員、リハビリテーション専門職 など</li> </ul> <p><b>【他組織】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域包括支援センター（主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士）</li> <li>✓ 居宅介護支援事業所</li> <li>✓ 福祉用具販売事業所</li> <li>✓ 介護老人保健施設・サービス事業所等のリハビリテーション専門職</li> <li>✓ 病院等のリハビリテーション専門職 など</li> </ul>
--	---

検索 No.25

検索 No.24

## (2) 事前相談対象の抽出条件

特定福祉用具購入においては、購入後の支給申請のみを対象に調査を行っている保険者が多いと思いますが、購入後に疑義が生じた場合、利用者の負担になってしまうことも想定されます。福祉用具購入において必須ではありませんが、一部の保険者では事前相談を行い、利用者にとって適切な支給に繋がるよう取り組んでいました。また、一定の条件を設けて事前相談の対象を抽出している保険者もあります。以下、令和5年度調査結果を基に、事前相談対象の抽出例を紹介します。

図表 14 事前相談の条件（参考例）

検索  
No.26

政令指定都市・特別区	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 同一種目の再購入の場合</li> <li>➤ 複数購入の場合</li> <li>➤ 高額申請の場合</li> </ul>
中核市	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 同一種目の再購入の場合</li> <li>➤ 老朽化や破損、不衛生等による再購入の場合</li> <li>➤ 複数購入の場合</li> </ul>
一般市	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 同一種目の再購入の場合</li> <li>➤ 老朽化や破損、不衛生等による再購入の場合</li> <li>➤ 複数購入の場合</li> <li>➤ 軽度者の場合</li> <li>➤ 高額申請の場合</li> <li>➤ 受領委任払いの場合</li> </ul>
町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 同一種目の再購入の場合</li> <li>➤ 軽度者の場合</li> <li>➤ 高額申請の場合</li> <li>➤ 受領委任払いの場合</li> </ul>

### 事前相談を行う参考例

事前相談を実施する内容について、具体的な事例を紹介します。

#### [事前相談を求める種目]

- ◆ オーダー品 ◆ 浴室すのこ ◆ 排泄予測支援機器 ◆ 自動処理付きや暖房機能付きポータブルトイレ等
- ◆ 電源を必要とする機能付の商品 ◆ 高額な福祉用具（家具調トイレ、シャワーキャリー等）
- ◆ 福祉用具情報システム（TAIS）\*2 に介護保険福祉用具購入として登録されていない商品の場合 など

#### [同一種目、複数購入]

- ◆ 前回購入から一定期間が経過し、過去に購入した福祉用具が破損・劣化等により、使用継続が困難となっている場合は認める
- ◆ 過去支給歴で過去に同製品がある場合は理由を確認している
- ◆ 利用者の身体状況や介護状況の変化に伴い、既に購入した福祉用具の使用継続が困難な場合は認める
- ◆ 自宅以外での一時的な利用の為の同一品目の2つ目の購入について、不適正と判断した事例があった
- ◆ 同一購入や複数購入等で理由書への記載がない場合は、介護支援専門員・福祉用具購入事業所へ問い合わせ再提出を依頼する など

#### [高額申請]

- ◆ 現年度支給歴で限度額超過している場合 ◆ 保険者内で検討した基準額以上の場合 など

#### [軽度者]

- ◆ 要支援者の申請（特定介護予防福祉用具購入）の場合 ◆ 担当の介護支援専門員がいない軽度者 など

\*2 公益財団法人テクノエイド協会（ホーム > 福祉用具情報システム）<https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php>

## IV. 福祉用具購入調査

福祉用具購入の場合、特に判断に困るケースとして同一商品の再購入が挙げられます。破損や汚損の場合、そのエビデンスを求め、再購入の可否を判断するという保険者がありました。また、部品交換費用も支給対象となる場合がありますので、再購入にあたっての保険者としてのルール、必要書類等を整理し、利用者や介護支援専門員等、理由書作成者へ周知しましょう。

また、令和4年4月から支給対象となった「排泄予測支援機器」については、他の種目とは異なり、医師の意見書等、医学的な初見が分かる資料の添付や試用を行うなど、申請～支給及び、支給後の対応が異なるため、判断・対応には留意が必要です。

検索  
No.27

### 再支給、複数個支給の考え方

居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合については、介護保険法施行規則第70条第2項において「当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。」とされており、市町村が判断すれば複数個支給が可能です。「その他特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給やロフトランドクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合も含まれます。

図表 15 注意が必要なケース 対応のポイント



#### 再購入の場合の対応について

検索  
No.28

- ① 破損した場合、②身体機能が変化した場合に再購入を認めるケースが多く、また、再購入の場合には事前相談を求める保険者が多くみられました。

#### <対応例>

- ① 破損した場合：部品交換の方が安価な場合、可能であれば部品交換で対応するよう指導する
- ② 身体機能が変化した場合：理由書や身体機能の変化を客観的に示すことのできる資料（要介護度の変更通知、認定調査書等）の提出を求め、妥当性を確認する。

※選択制の対象となる福祉用具を購入したのちに、修理不能となり、新たな福祉用具が必要になった場合、特定福祉用具販売または福祉用具貸与を選択することも可能です。なお、販売後、身体状況の変化等により、同じ種目の他の福祉用具を貸与することも可能です。



#### 排泄予測支援機器の対応について

検索  
No.29

排泄予測支援機器の支給申請件数は全国的にみてもまだ少ない傾向にあります。排泄予測支援機器はトイレでの自立した排尿を支援するものであることから、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成12年3月24日厚生省告示第91号）別表第一の調査票のうち、調査項目2-5排尿の直近の結果が「1. 介助されていない」、「4. 全介助」の者については、利用が想定しにくいため留意が必要です。

また、申請にあたっては、医学的な所見に基づき利用者の膀胱機能を確認する必要があり、介護認定審査における主治医の意見書、サービス担当者会議等における医師の所見、居宅サービス計画等に記載する医師の所見、個別に取得した医師の診断書等が必要となります。また、申請前に試用を行うケースが大半であり、厚生労働省が発出している通知\*3でも推奨されています。そのため、介護支援専門員や特定福祉用具販売事業所の正しい理解と情報連携が重要です。

\*3 老高発0331第3号（令和4年3月31日）「介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について」

## (3) 調査のポイント



### 書類による調査のポイント

検索  
No.30

ポイント 1 : 福祉用具を購入する利用者の状態を把握し、目標を確認する

#### 【目的】

- 利用者の視点：利用者の ADL（日常生活動作）や IADL（手段的日常生活動作）、QOL（生活の質）の問題点や課題を把握する
- 目標設定：どのような課題を解決するために福祉用具が必要なのかを明らかにする

#### 【解説】

介護給付適正化事業は、**介護給付費（費用）の抑制を推進するものではなく、利用者にとって適切な給付を確保するための事業**です。利用者の問題点と、どのような課題を解決するための福祉用具であるかについて、確認することが必要です。

福祉用具の購入は、貸与とは異なり、購入後に変更することができないことから、福祉用具購入前の目標設定を明確にし、福祉用具購入の必要性を把握することは有用です。ケアプランが作成されている利用者については、福祉用具サービス計画、ケアプラン等の利用目標と照らし合わせて、福祉用具購入の目的が合致しているか、利用者の身体状況や動作能力を評価しましょう。

#### 【確認ポイント】

以下について確認しましょう。事前相談の際、予め福祉用具サービス計画やケアプラン等も提示してもらうと判断の参考になります。

- 利用者のADL（日常生活動作）やIADL（手段的日常生活動作）、QOL（生活の質）の問題点や課題がある  
→ 福祉用具の必要性ある
- 利用者の課題を解決するために福祉用具が必要であり、福祉用具を購入する目的が明確である  
→ 福祉用具購入の必要性がある
- 福祉用具サービス計画、ケアプラン等の利用目標が、利用者の課題解決のために合致している  
→ 福祉用具の購入に妥当性がある

## IV. 福祉用具購入調査

検索  
No.30

### ポイント 2：福祉用具の購入費用、購入時期の妥当性を確認する

#### 【目的】

- 福祉用具の適合の視点：選定した福祉用具が利用者の自立支援に適しているか
- タイミングの視点：現時点での利用者の状態像と選定した福祉用具を踏まえ、現時点での福祉用具の使用が適しているか
- 費用の視点：購入が適切であると判断できるか

#### 【解説】

福祉用具が利用者の身体機能や生活状況に合っているか、福祉用具を利用することで自立支援につながっているか、福祉用具の必要性を確認することが重要です。また、利用者の状態像を踏まえ、現時点での福祉用具の購入が適切かについても検討する必要があります。

福祉用具の費用について、介護支援専門員は説明責任があることから相見積の取得を促し、適切な費用であることを確認することも有効です。

更に、**今後、身体機能や認知機能が大きく変化する可能性も考慮し**、今現在の利用者の状態像と福祉用具購入のタイミングが合致しているかについて検討することも必要です。タイミングの判断については、**特に専門的な知識が必要であるため、全件ではなくとも、リハビリテーション専門職等も確認・助言するといった体制づくりが望まれます。**

#### 【確認ポイント】

以下について確認しましょう。事前相談の際、予め福祉用具サービス計画やケアプラン等も提示してもらうと、判断の参考になります。

- 選定した福祉用具が利用者の自立支援に適している  
→ 適切な福祉用具が選定されている
- 現時点での利用者の状態像と選定した福祉用具を踏まえ、現時点での福祉用具の購入が適している  
→ 福祉用具を購入するタイミングが適切である
- 見積書・カタログ等にて類似の商品の金額を確認する、過去の給付実績を確認する等により、購入金額が妥当であると判断できる  
→ 購入費用が適切である

## 訪問による調査のポイント

疑義が生じた場合、適正化担当職員と専門職にて現地確認し、専門的な観点に基づき説明することで、利用者や福祉用具販売事業者の理解が得られやすくなります。

検索  
No.31

### ポイント1：福祉用具を購入する利用者の状態を把握し、目標を確認する

#### 【目的】

- 利用者の視点：利用者のADL（日常生活動作）やIADL（手段的日常生活動作）、QOL（生活の質）の問題点や課題を把握する
- 目標設定：どのような課題を解決するために福祉用具が必要なかを明らかにする
- 書面だけでは確認しきれない点を、現地にて目視し、利用者等へ聞き取りを行うことで明らかにする

#### 【解説】

介護給付適正化事業の目的は前述のとおりであるが、利用者の問題点を明確化するとともに、どのような課題を解決するための福祉用具であるかについて、事前に目標を設定することが重要となります。

**福祉用具の購入は、貸与とは異なり、購入後に変更することができないことから、福祉用具購入前の目標設定を明確にし、福祉用具購入の必要性を把握することは有用です。**また、適切ではない商品が選定されている場合には、その場で別の改善案の提案や相談に繋げることができ、利用者等の納得感も高まります。

ケアプランが作成されている利用者については、福祉用具サービス計画、ケアプラン等の利用目標と照らし合わせて、福祉用具購入の目的が合致しているか、利用者の身体状況や動作能力を評価しましょう。

また、実際に訪問による点検が難しい場合には、テレビ電話やWEB会議システムなどのICTを活用し、利用者の実際の活用状況・動作等を確認することも一案です。

#### 【確認ポイント】

以下について確認しましょう。事前相談の際、予め福祉用具サービス計画やケアプラン等も提示してもらうと判断の参考になります。

- 利用者のADL（日常生活動作）やIADL（手段的日常生活動作）、QOL（生活の質）の問題点や課題がある  
→ 福祉用具の必要性がある
- 利用者の課題を解決するために福祉用具が必要であり、福祉用具の購入目的が明確である  
→ 福祉用具購入の必要性がある
- 福祉用具サービス計画、ケアプラン等の利用目標が、利用者の課題解決とも合致している  
→ 福祉用具の購入に妥当性がある
- 福祉用具を使用した際の利用者の動作を確認し、複数の案を提示し具体的に検討した  
→ 利用者・家族、介護支援専門員、福祉用具専門相談員、専門職等で協議し、申請した福祉用具は適切であると判断できる

## IV. 福祉用具購入調査

検索  
No.31

### ポイント2：福祉用具の購入費用、購入時期の妥当性を確認する

#### 【目的】

- 福祉用具の適合の視点：選定した福祉用具が利用者の自立支援に適しているか
- タイミングの視点：現時点での利用者の状態像と選定した福祉用具を踏まえ、現時点での福祉用具の使用が適しているか
- 費用の視点：購入が適切であると判断できるか

#### 【解説】

福祉用具が利用者の身体機能や生活状況に合っているか、福祉用具を利用することで自立支援につながっているか、福祉用具の必要性を確認することが重要です。また、利用者の状態像を踏まえ、現時点での福祉用具の購入が適切かについても検討する必要があります。

福祉用具の費用について、介護支援専門員は説明責任があることから相見積の取得を促し、適切な費用であることを確認することも有効です。

更に、今後、**身体機能や認知機能が大きく変化する可能性も考慮し**、今現在の利用者の状態像と福祉用具購入のタイミングが合致しているかについて検討することも必要です。タイミングの判断については、**特に専門的な知識が必要であるため、全件ではなくとも、リハビリテーション専門職等も同行するといった体制づくりが望まれます。**

#### 【確認ポイント】

以下について確認しましょう。事前相談の際、予め福祉用具サービス計画やケアプラン等も提示してもらおうと判断の参考になります。

- 選定した福祉用具が利用者の自立支援に適している  
→ 適切な福祉用具が選定されている
- 現時点での利用者の状態像と選定した福祉用具を踏まえ、現時点での福祉用具の購入が適している  
→ 福祉用具を購入するタイミングが適切である
- 見積書・カタログ等にて類似の商品の金額を確認する、過去の給付実績を確認する等により、購入金額が妥当であると判断できる  
→ 購入費用が適切である
- 利用者の生活状況と照らし合わせ、課題解決のために必要な福祉用具であることが確認できる  
→ 利用者の自立支援を促すために必要な福祉用具である

## (4) 疑義が生じた場合の対応

選定された商品について、利用者の状態との不一致、福祉用具の購入が必要な理由について不明確、高額な請求など、疑義が生じるケースも発生します。その場合、保険者として疑義が生じた理由を明確にし、相談者にその理由を保険者として説明し、理解いただくことが必要です。また、ケアプランが作成されている利用者について、ケアプランと理由書の内容が合致しておらず、福祉用具購入の必要性を判断できない場合には、ケアマネジメントを振り返りましょう。ケアチームできちんと議論された内容であるか確認し、**介護支援専門員や福祉用具販売事業者等による検討が不十分だった場合には、利用者の目標を達成するための適切な申請となるよう指導しましょう。**さらに、**介護支援専門員や福祉用具販売事業者等に対して指導した内容は記録に残し、過去の対応と齟齬がない一貫した対応を心掛けましょう。**

ケアプランと福祉用具サービス計画の内容が合致しておらず、福祉用具購入の適正化を確認できない場合には、ケアマネジメントを振り返り、介護支援専門員や福祉用具販売事業者へフィードバックすることで、ケアマネジメントの質の向上につながります。

疑義が生じた具体例として、以下のようなことが考えられます。

検索  
No.32

図表 16 疑義が生じた具体例

- ✓ 利用者の身体状況と選定されている福祉用具が明らかに適切ではない場合
- ✓ 過去の給付実績と照らし合わせ、選定されている福祉用具が明らかに適切ではない場合
- ✓ 類似の商品（過去の申請）よりも、請求額が高額（割増請求）と思われる場合
- ✓ 用具に不要と思われる機能が付属しており、購入金額が高額となっている場合
- ✓ 前回購入後に十分な期間をおかず適切な理由なく再度同品目を購入する場合、過去に購入した福祉用具が耐用年数を超えていない場合
- ✓ 公益財団法人テクノエイド協会が購入可能と判断していない商品である場合 など

### 【留意事項】

介護給付適正化における点検にあたっては、担当者ごとにその判断基準が異なることは望ましくありません。「以前の担当者は認めていたのに、なぜ今回は認められないのか」というような現場の声も聞かれます。

そのため、保険者としての共通ルール・判断基準を整理しておくことが重要です。また、過去の対応事案について情報を蓄積し、判断基準と合わせ、過去の対応と齟齬がない回答を行っている保険者もあります。

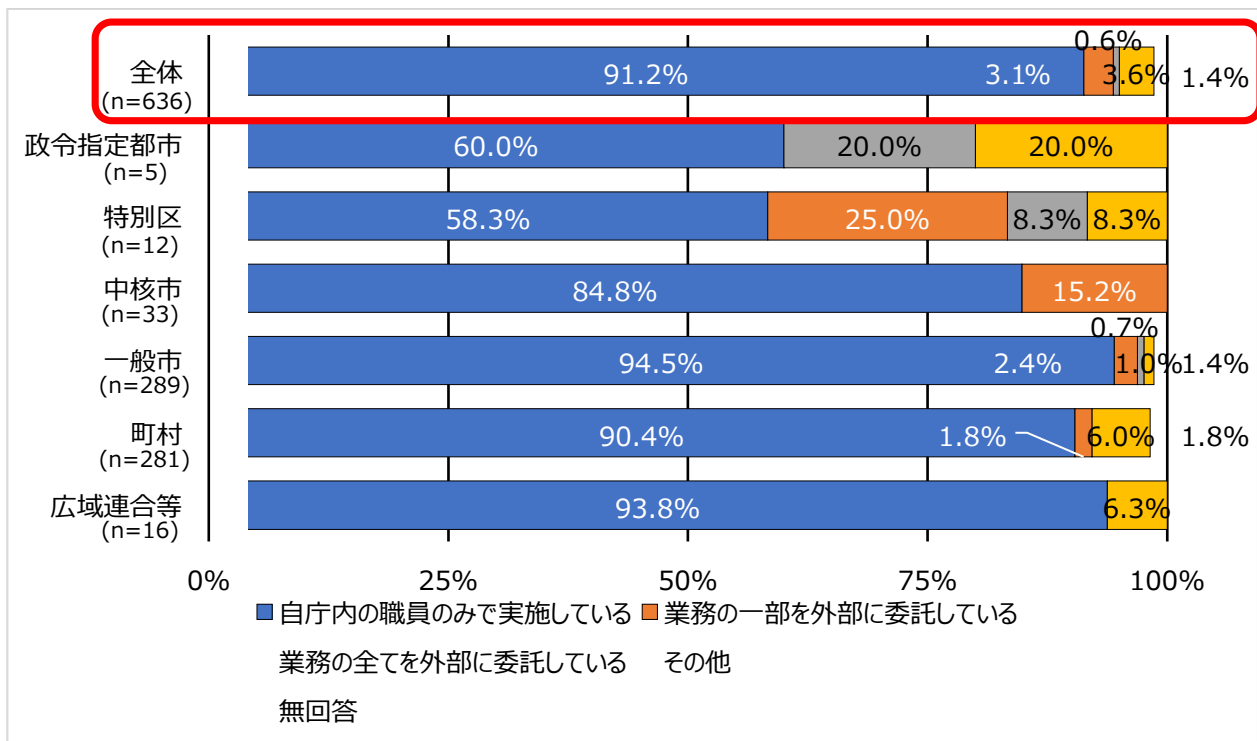
# IV. 福祉用具購入調査

## 2. 支給申請における調査

### (1) 体制

令和5年度調査結果では、回答のあった保険者のうち、全体で見ると91.2%の保険者が自庁職員のみで支給申請の調査を実施していました。地方公共団体の区分別にみると、政令市、特別区、中核市では業務の一部もしくは全てを委託している傾向がみられました。その他として、自庁内で担当課以外の他課・他部署と連携しているといった保険者もあり、外部へ委託せずとも庁内の専門職にアドバイスをもらうということも効果的です。

図表 17 福祉用具購入の支給申請の調査 実施体制



・各地域における社会資源の活用  
 ・専門職を活用するヒント  
 P8で事例をご紹介します。

検索 No.34

図表 18 支給申請の担当者 (例)

<p><b>【介護保険担当課内】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一般職員</li> <li>✓ 理学療法士</li> <li>✓ 作業療法士</li> <li>✓ 介護支援専門員</li> <li>✓ 保健師</li> <li>✓ 社会福祉士など</li> </ul>	<p><b>【担当課以外の他課・他部署との連携】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 他部署の介護支援専門員、リハビリテーション専門職 など</li> </ul> <p><b>【他組織】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域包括支援センター（主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士）</li> <li>✓ 居宅介護支援事業所</li> <li>✓ 福祉用具販売事業所</li> <li>✓ 介護老人保健施設・サービス事業所等のリハビリテーション専門職</li> <li>✓ 病院等のリハビリテーション専門職 など</li> </ul>
--	---

検索 No.33

## (2) 調査対象の抽出条件

介護給付の適正化を図るため、本来は全ての申請を確認することが望ましいです。しかし、保険者の人口規模や職員の配置状況により、全ての申請を十分調査することが難しい等の課題を抱えている保険者もあります。

効果的な点検を実施するため、一定の条件を設けて点検対象を抽出している保険者もあります。以下、令和5年度調査結果を基に、調査対象の抽出例を紹介します。

図表 19 調査対象の抽出（例）

政令指定都市・特別区	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 同一種目の再購入の場合</li> <li>➤ 複数購入の場合</li> <li>➤ 高額申請の場合</li> </ul>
中核市	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 同一種目の再購入の場合</li> <li>➤ 老朽化や破損、不衛生等による再購入の場合</li> <li>➤ 複数購入の場合</li> </ul>
一般市	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 同一種目の再購入の場合</li> <li>➤ 老朽化や破損、不衛生等による再購入の場合</li> <li>➤ 複数購入の場合</li> <li>➤ 軽度者の場合</li> <li>➤ 高額申請の場合</li> <li>➤ 受領委任払いの場合</li> </ul>
町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 同一種目の再購入の場合</li> <li>➤ 軽度者の場合</li> <li>➤ 高額申請の場合</li> <li>➤ 受領委任払いの場合</li> </ul>

### 支給申請時に調査を行う参考例

支給申請時に調査を実施する内容について、具体的な事例を紹介します。

#### [同一種目、複数購入]

- ◆ 前回購入から一定期間が経過し、過去に購入した福祉用具が破損・劣化等により、使用継続が困難となっている場合は認める
- ◆ 過去支給歴で過去に同製品がある場合は理由を確認している
- ◆ 利用者の身体状況や介護状況の変化に伴い、既に購入した福祉用具の使用継続が困難な場合は認める
- ◆ 自宅以外での一時的な利用の為の同一品目の2つ目の購入について、不適正と判断した事例があった
- ◆ 同一購入や複数購入等で理由書への記載がない場合は、介護支援専門員・福祉用具購入事業所へ問い合わせ再提出を依頼する など

#### [高額申請]

- ◆ 現年度支給歴で限度額超過している場合 ◆ 保険者内で検討した基準額以上の場合 など

#### [軽度者]

- ◆ 要支援者の申請（特定介護予防福祉用具購入）の場合 ◆ 担当の介護支援専門員がいない軽度者 など

## IV. 福祉用具購入調査

### (3) 調査のポイント



#### 書類による調査のポイント

検索  
No.36

#### ポイント1：福祉用具を購入する利用者の状態を把握し、目標を確認する

##### 【目的】

- 利用者の視点：利用者の ADL（日常生活動作）や IADL（手段的日常生活動作）、QOL（生活の質）の問題点や課題を把握する
- 目標設定：どのような課題を解決するために福祉用具が必要なかを明らかにする

##### 【解説】

介護給付適正化事業の目的は前述のとおりであるが、利用者の問題点と、どのような課題を解決するための福祉用具であるかについて、確認することが必要です。

**福祉用具の購入は、貸与とは異なり、購入後に変更することができないことから、福祉用具購入前の目標設定を明確にし、福祉用具購入の必要性を把握することが重要です。**

ケアプランが作成されている利用者については、福祉用具サービス計画、ケアプラン等の利用目標と照らし合わせて、福祉用具購入の目的が合致しているか、利用者の身体状況や動作能力を評価しましょう。

##### 【確認ポイント】

申請書類や添付書類（福祉用具サービス計画、ケアプラン等）を基に、以下について確認しましょう

- 利用者のADL（日常生活活動動作）やIADL（手段的日常生活活動動作）、QOL（生活の質）における問題点や課題がある  
→ 福祉用具の必要性が明確である
- 福祉用具サービス計画、ケアプラン等：利用者の課題を解決するために福祉用具が必要であり、購入する目的が明確である  
→ 福祉用具の購入に妥当性がある

## ポイント2：福祉用具の必要性や利用状況等を確認する

### 【目的】

- 福祉用具の視点：選定した福祉用具が利用者の自立支援に適しているか
- タイミングの視点：現時点での利用者の状態像と選定した福祉用具を踏まえ、現時点での福祉用具の使用が適しているか
- 費用の視点：購入が適切であると判断できるか

### 【解説】

福祉用具が利用者の身体機能や生活状況に合っているか、福祉用具を利用することで自立支援につながっているか、福祉用具の必要性を確認することが重要です。また、利用者の状態像を踏まえ、現時点での福祉用具の購入が適切かについても検討する必要があります。

福祉用具の費用について、介護支援専門員は説明責任があることから相見積の取得を促し、適切な費用であることを確認することも有効です。

福祉用具が利用者の自立支援になっているかどうかを確認し、利用者の現時点の状態像や今後の身体状況等の変化を踏まえた福祉用具の選定をする際には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーションの専門職の活用が望まれます。

### 【確認ポイント】

申請書類や添付書類（福祉用具サービス計画、ケアプラン等）を基に、以下について確認しましょう。

- 選定した福祉用具が利用者の自立支援に適している
  - 福祉用具の選定が適している
- 選定した福祉用具を購入することが適切である
  - 福祉用具購入の必要性が明確である
- 現時点での利用者の状態像と選定した福祉用具を踏まえ、現時点での福祉用具の使用が適している
  - 福祉用具を利用する目的が明確である
- 申請書：記載内容から利用者の課題と福祉用具の必要性が把握できる
  - 福祉用具購入の妥当性がある
- 見積書・カタログ等にて類似の商品の金額を確認する、過去の給付実績を確認する等により、購入金額が妥当であると判断できる
  - 金額面でも適切である

## IV. 福祉用具購入調査



### 訪問による調査のポイント

#### ポイント1：福祉用具を購入する利用者の状態を把握し、目標を確認する

検索  
No.37

#### 【目的】

- 利用者の視点：利用者のADL（日常生活動作）やIADL（手段的日常生活動作）、QOL（生活の質）の問題点や課題を把握する
- 目標設定：どのような課題を解決するために住宅改修を行うのかを明らかにする
- 書面だけでは確認しきれない点を、現地にて目視し、利用者等へ聞き取りを行うことで明らかにする

#### 【解説】

介護給付適正化事業はの目的は前述のとおりであるが、利用者の問題点と、どのような課題を解決するための福祉用具であるかについて、確認することが必要です。

福祉用具の購入は、貸与とは異なり、購入後に変更することができないことから、福祉用具購入前の目標設定を明確にし、福祉用具購入の必要性を把握することは有用です。

ケアプランが作成されている利用者については福祉用具サービス計画、ケアプラン等の利用目標と照らし合わせて、福祉用具購入の目的が合致しているか、利用者の身体状況や動作能力を評価しましょう。

また、実際に訪問による点検が難しい場合には、テレビ電話やWEB会議システムなどのICTを活用し、利用者の実際の活用状況・動作等を確認することも一案です。

#### 【確認ポイント】

以下について確認しましょう。

- 利用者のADL（日常生活動作）やIADL（手段的日常生活動作）、QOL（生活の質）の問題点や課題がある  
→ 福祉用具サービス計画、ケアプラン等の利用目標と照らし合わせても、利用者の課題を解決するために福祉用具が必要であり、購入する目的が明確である
- 福祉用具を使用した際の利用者の動作を確認し、適切に福祉用具を活用できる  
→ 申請した福祉用具を日常生活で適切に使用できている

**ポイント2：福祉用具の必要性や利用状況等を確認する****【目的】**

- 福祉用具の視点：選定した福祉用具が利用者の自立支援に適しているか
- タイミングの視点：現時点での利用者の状態像と選定した福祉用具を踏まえ、現時点での福祉用具の使用が適しているか
- 費用の視点：購入が適切であると判断できるか

**【解説】**

福祉用具が利用者の身体機能や生活状況に合っているか、福祉用具を利用することで自立支援につながっているか、福祉用具の必要性を確認することが重要です。また、利用者の状態像を踏まえ、現時点での福祉用具の購入が適切かについても検討する必要があります。

福祉用具が利用者の自立支援になっているかどうかを確認し、利用者の現時点の状態像や今後の身体状況等の変化を踏まえた福祉用具の選定をする際には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーションの専門職種の利用が望まれます。

**【確認ポイント】**

申請書類や添付書類（理由書、サービス計画書、ケアプラン等）を基に、以下について確認しましょう。

- 利用者の身体機能・生活状況・住環境と選定した福祉用具の機能が適している  
→ 選定した福祉用具が利用者の自立支援に適している
- 選定した福祉用具を購入することが適切である  
→ 福祉用具購入の妥当性がある
- 現時点での利用者の状態像と選定した福祉用具を踏まえ、現時点での福祉用具の使用が適している  
→ 福祉用具の必要性がある
- 申請書：記載内容から利用者の課題と福祉用具の必要性が把握できる  
→ 福祉用具購入の理由が明確である
- 見積書・カタログ等にて類似の商品の金額を確認する、過去の給付実績を確認する等により、購入金額が妥当であると判断できる  
→ 金額面でも適切である
- 利用者の生活状況と照らし合わせ、利用者にとって適切な福祉用具である  
→ 利用者の自立支援を促すために必要な福祉用具であると判断できる

## IV. 福祉用具購入調査

### (4) 疑義が生じた場合の対応

申請された内容について、利用者の状態との不一致、福祉用具の購入が必要な理由について不明確、高額な請求など、調査の結果、疑義が生じるケースもあります。その場合、疑義が生じた理由を明確にし、保険者として理由書作成者に対しその理由を説明し、理解いただくことが必要です。また、ケアプランが作成されている利用者について、ケアプランと福祉用具サービス計画の内容が合致しておらず、福祉用具購入の必要性を判断できない場合には、ケアマネジメントを振り返りましょう。ケアチームできちんと議論された内容であるか確認し、**介護支援専門員や福祉用具販売事業者等による検討が不十分だった場合には、利用者の目標を達成するための適切な申請となるよう指導しましょう。**さらに、**介護支援専門員や福祉用具販売事業者等に対して指導した内容は記録に残し、過去の対応と齟齬がない一貫した対応を心掛けましょう。**

疑義が生じた具体例としては、以下のようなことが考えられます。

図表 20 疑義が生じた具体例

検索  
No.38

- ✓ 利用者の身体状況と選定されている福祉用具が明らかに適切ではない場合
- ✓ 過去の給付実績と照らし合わせ、選定されている福祉用具が明らかに適切ではない場合
- ✓ 類似の申請内容よりも、請求額が高額（割増請求）と思われる場合
- ✓ 標準仕様でない高額な品目の場合
- ✓ 事前の相談と異なる福祉用具の購入の場合
- ✓ 直近で同一種目の購入履歴がある場合 など

#### 【留意事項】

明らかに福祉用具を使用する目的が異なる、利用者の自立支援につながらないなど、支給対象として認められない場合には、保険者より支給が難しい理由を明確に示し、理由書作成者や申請者（利用者・家族等）に理解いただく必要があります。福祉用具購入の支給申請は、購入後の申請のみで対応している保険者が多いと思います。福祉用具販売事業所や介護支援専門員等を含め、制度の正しい理解と適切な商品選定がなされるよう促すことも重要です。また、保険者によっては事前相談で協議した上で購入するようにしている場合もあり、**事前に疑義を解消しておくことで購入後のトラブルも回避することができます。**

介護給付適正化における調査にあたっては、担当者ごとにその判断基準が異なることは望ましくありません。「以前の担当者は認めていたのに、なぜ今回は認められないのか」というような現場の声も聞かれます。

そのため、保険者としての共通ルール・判断基準を整理しておくことが重要です。また、過去の対応事案について情報を蓄積し、判断基準と合わせ、過去の対応と齟齬がない回答を行っている保険者もあります。

## 3. 支給後の確認

### (1) 支給後の対応

支給後、購入した福祉用具が利用者の自立支援につながったか、福祉用具のトラブルが生じていないか等、福祉用具購入の効果を把握するため、支給後の確認も有用です。また、支給状況や確認内容を集約し、支給後のトラブルにつながりやすいケース等を、保険者から介護支援専門員や福祉用具販売事業者等にフィードバックする等を行うことで、不要な申請や疑義の生じた申請等の是正も期待できます。

支給後の対応（例）をご紹介します。

検索  
No.39

図表 21 支給後の対応（参考例）

- ✓ 6ヶ月を目安に保険者によるモニタリングを行い、購入した福祉用具が適切に使用されているか等を把握している  
→過不足の無い福祉用具購入の支給が可能となり、給付の適正化に繋がっている
- ✓ 身体状況に合ったものか、適切に使用されているかを確認するための点検シートを作成し、内容を把握している  
→適切な対応が確認できない場合は指導を行い、適正使用に繋げることができる
- ✓ 利用者宅に訪問し（無作為抽出）、導入後の効果などを聞き取っている など

#### 支給後の調査例

ある保険者では、福祉用具購入後の利用者・家族に対し、支給後の確認調査を実施していました。調査項目やチェックリストをご紹介します。

##### [支給後の調査項目（利用者向け）：福祉用具購入]

- ◆ 福祉用具の購入にあたり事業者から使い方や注意点等について、十分な説明を受けたか
- ◆ 福祉用具を購入した事業者の対応は親切丁寧であったか  
苦情があった場合適切に処理したか
- ◆ 事業者は強引な営業や、他に追加の用具販売等の勧誘等迷惑行為はなかったか
- ◆ 事業者は納期を守ったか
- ◆ 購入した用具の利用状況
- ◆ 購入後の日常生活の変化
- ◆ 総合的にみて福祉用具の購入に満足しているか

##### [支給後のチェックリスト：福祉用具購入]

対象の福祉用具	✓ 実際に使用しているか	○/×
・ 腰掛便座	✓ 身体に適しているか	○/×
・ 自動排泄処理装置部品	✓ 住環境に適しているか	○/×
・ 入浴補助用具	✓ 福祉用具サービス計画の「福祉用具の利用目標」は達成しているか	○/×
・ 移動用リフトの吊り具	✓ 固定するタイプの機種にあってはぐらつき、ゆるみ等ないか	○/×

## IV. 福祉用具購入調査

### (2) 確認のポイント

支給後の確認は、保険者として能動的に実施しなければならず、なかなか着手できない保険者も多いと推察します。しかし、介護給付適正化の効果を把握するためには、利用者にとって必要な福祉用具が提供され、実際に適切に使用できているのか、当初の目的を達成できているのかまで確認することが期待されます。

支給後の利用状況を把握するための方法としては、訪問調査、アンケート調査などの方法が考えられます。できるところから着手いただけるよう、以下の通り、確認のポイントをご紹介します。

**ポイント：支給後の確認により、適正化の効果を把握する**

検索  
No.40

#### 【目的】

- 利用者の視点：福祉用具サービス計画やケアプラン等の利用目標が達成でき、利用者が日常生活で福祉用具を活用できているか確認する
- 福祉用具の適合の視点：福祉用具を購入後、不具合なく活用できているか確認する
- タイミングの視点：購入した福祉用具による住環境整備が利用者の自立支援につながっているか確認する

#### 【解説】

支給後、福祉用具に不具合がないか、想定通りに利用者が福祉用具を活用し、自立支援につながったか確認することによって、福祉用具の導入効果を把握することができます。

利用者の満足度等も含め、保険者としてとりまとめることで、保険者によっては申請者・介護支援専門員・福祉用具販売事業者へのフィードバックや、実地指導、集合研修の研修資料として活用されているケースもあります。

ケアプランが作成されている利用者については、福祉用具サービス計画、ケアプラン等の利用目標と照らし合わせて、福祉用具の使用が適切か、利用者の身体状況や動作能力も確認しましょう。

#### 【確認ポイント】

以下について確認しましょう。

- 福祉用具サービス計画やケアプラン等の利用目標が達成でき、利用者が日常生活で福祉用具を活用している  
→ 福祉用具購入の目的を達成している
- 購入した福祉用具を不具合なく活用している  
→ 安全性に問題ない
- 利用者の自立支援につながっており、引き続き、住み慣れた家屋での生活が可能である  
→ 福祉用具購入のタイミングが適切である

## 0. 福祉用具貸与の調査時期

介護保険制度における福祉用具貸与費用の給付にあたっては、①事前相談、②支給後の確認の時点において、保険者として給付適正化に向けた点検時期（タイミング）が考えられます。それぞれの時点での調査実施例をご紹介します。

図表 22 福祉用具貸与のサービス提供フローと調査の時期（例）



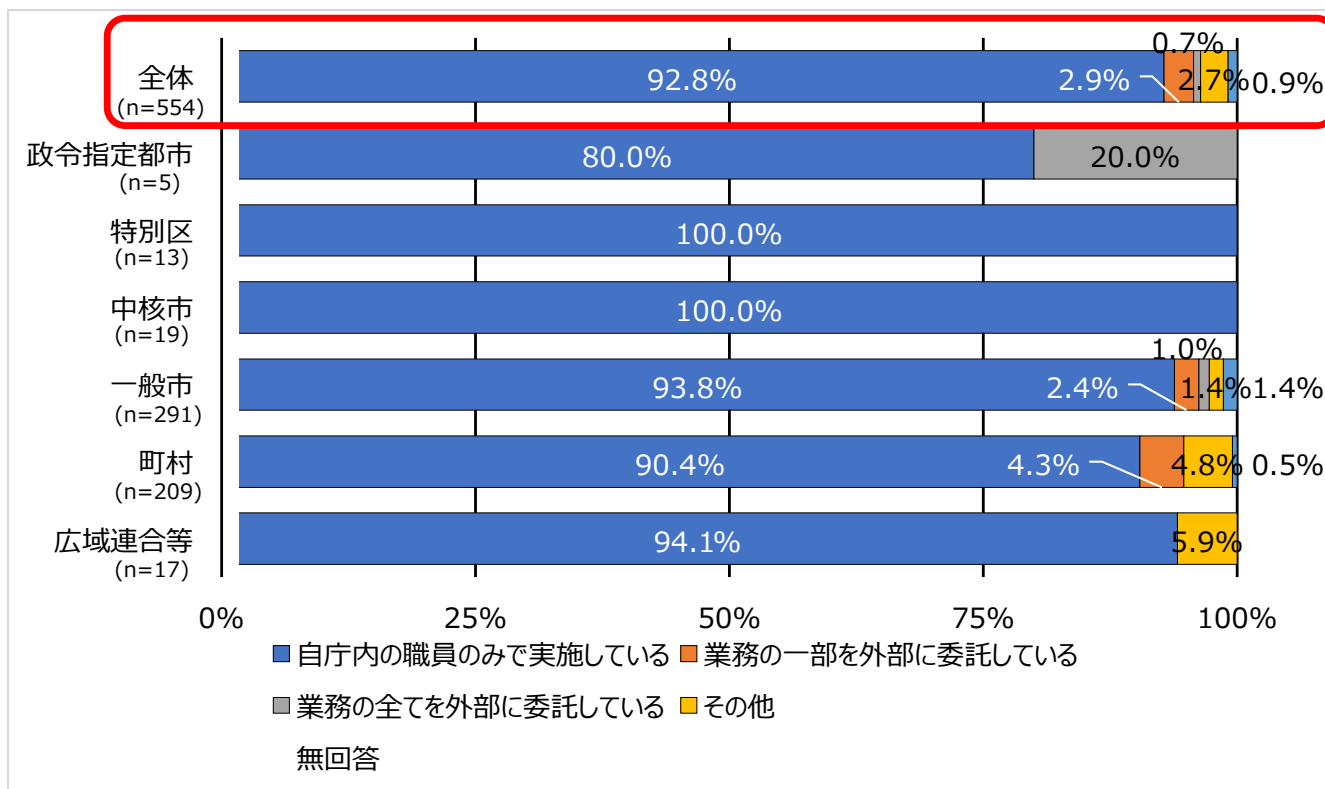
# V. 福祉用具貸与調査

## 1. 事前相談

### (1) 体制

令和5年度調査結果では、回答のあった保険者のうち、全体で見ると92.8%の保険者が自庁内職員のみで事前相談の対応を行っていました。地方公共団体の区分別にみると政令指定都市では、業務の全てを委託している保険者が20.0%でしたが、全体的に自庁内職員のみで事前相談の対応を行っている保険者が多くみられました。その他として、自庁内で担当課以外の他課・他部署と連携しているといった保険者あり、外部へ委託せずとも庁内の専門職にアドバイスをもらうということも効果的です。

図表 23 福祉用具貸与の事前相談 実施体制



・各地域における社会資源の活用  
 ・専門職を活用するヒント  
 P8で事例をご紹介します。

検索  
No.46

図表 25 事前相談の担当者 (参考例)

<p>【介護保険担当課内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一般職員</li> <li>✓ 理学療法士</li> <li>✓ 社会福祉士</li> <li>✓ 介護支援専門員</li> <li>✓ 保健師、看護師 など</li> </ul>	<p>【担当課以外の他課・他部署との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 他部署の介護支援専門員 など</li> </ul> <p>【他組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域包括支援センター（主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士）</li> <li>✓ 介護老人保健施設・サービス事業所等のリハビリテーション専門職</li> <li>✓ 病院等のリハビリテーション専門職</li> <li>✓ 福祉用具販売事業所 など</li> </ul>
---	---

検索  
No.45

## (2) 事前相談対象の抽出条件

福祉用具貸与は、介護支援専門員が作成するケアプランの中に位置づけられ、利用者・家族及び各サービス事業者の協議の上、利用されるものです。福祉用具貸与の利用にあたっては、事前相談は必須事項ではありませんが、一部の保険者では事前相談を行い、利用者にとって適切な支給に繋がるよう取り組んでいました。また、一定の条件を設けて事前相談の対象を抽出している保険者もあります。以下、令和5年度調査結果を基に、事前相談対象の抽出例を紹介します。

図表 25 事前相談を求める場合（参考例）

検索  
No.47

政令指定都市・特別区	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 軽度者に対する例外給付</li> <li>➤ 同一種目の複数貸与</li> </ul>
中核市	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 軽度者に対する例外給付</li> <li>➤ 同一種目の複数貸与</li> <li>➤ 貸与品目が多い場合</li> <li>➤ 重度者の寝たきり状態である利用者への福祉用具貸与</li> <li>➤ 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる場合</li> <li>➤ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者と位置付けられる「車椅子及び車椅子付属品」又は「移動リフト」の種目の場合</li> </ul>
一般市	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 軽度者に対する例外給付</li> <li>➤ 同一種目の複数貸与</li> <li>➤ 貸与品目が多い場合</li> <li>➤ 重度者の寝たきり状態である利用者への福祉用具貸与</li> <li>➤ 要支援・要介護認定の更新時期で、直近1年間に給付実績があった場合</li> <li>➤ 入院中の貸与の場合</li> <li>➤ 電動カート（シニアカー）、電動車椅子の貸与の場合</li> <li>➤ 貸与価格が全国平均より著しく高額な場合</li> <li>➤ 認知症老人徘徊感知機器、自動排泄処理装置、移動用リフトを申請する場合</li> <li>➤ サービス担当者会議、自立支援型地域ケア会議等で福祉用具貸与を検討した場合</li> </ul>
町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 軽度者に対する例外給付</li> <li>➤ 同一種目の複数貸与</li> <li>➤ 貸与品目が多い場合</li> <li>➤ 手すりやスロープ等、住宅改修による取付が可能な箇所への福祉用具貸与の場合</li> </ul>

検索  
No.48,49

### 軽度者、複数貸与に対する対応

「軽度者に対する例外給付」「同一種目の複数貸与」に関する点検調査の取組例を紹介します。

- ◆ 地域ケア個別会議で検討する ◆ 地域包括支援センター職員が確認する
- ◆ 主治医からの情報提供書、居宅介護支援事業所のサービス担当者会議の概要等の提出を求め、医師、介護支援専門員等による総意に基づく申請であるか確認する
- ◆ 介護支援専門員等の専門職による点検調査を行う ◆ 担当の介護支援専門員に対しヒアリングする
- ◆ 貸与1年後の状況確認を通知し、現在の貸与の必要性、介護度等を回答してもらう
- ◆ スロープや手すりは住宅改修による取付が可能な場合もあるため、現地を確認し貸与による給付の妥当性を確認する
- ◆ 地域包括支援センターや新任の介護支援専門員、居宅介護支援事業所等に向けて研修を実施したり、マニュアルや手引きを作成し、周知した
- ◆ 必要書類の記入例を保険者のホームページに公開した ◆ 福祉用具貸与事業所に対し指導した など

V

福祉用具貸与調査  
事前相談

# V. 福祉用具貸与調査

## (3) 調査のポイント



### 書類による調査のポイント

検索  
No.50

#### ポイント1：福祉用具を貸与する利用者の状態を把握し、目標を設定する

##### 【目的】

- 利用者の視点：利用者のADL（日常生活動作）やIADL（手段的日常生活動作）、QOL（生活の質）の問題点や課題を把握する
- 目標設定：どのような課題を解決するために福祉用具が必要なのかを明らかにする

##### 【解説】

介護給付適正化事業は、**介護給付費（費用）の抑制を推進するものではなく、利用者にとって適切な給付を確保するための事業**です。利用者の問題点を明確化するとともに、どのような課題を解決するための福祉用具であるかについて、目標を設定し、定期的に見直すことが重要となります。

福祉用具貸与の利用者に対し、**継続した貸与が適切かどうか、身体機能の変化に伴い適切ではない福祉用具の貸与となっていないか、定期的に確認することが重要です**。また、福祉用具サービス計画、ケアプラン等の利用目標と照らし合わせて、福祉用具貸与の目的が合致しているか、適切なケアマネジメントに基づいた福祉用具貸与が利用されていることを確認しましょう。

##### 【確認ポイント】

ケアプラン、福祉用具サービス計画等を基に、以下について確認しましょう。

- 利用者のADL（日常生活動作）やIADL（手段的日常生活動作）、QOL（生活の質）の問題点や課題がある  
→ 利用者の課題を解決するために福祉用具が必要である
- ケアプラン、福祉用具サービス計画等：利用目標が利用者の課題解決と合致しており、ケアプランの目標を達成するための福祉用具が適切に選定されている  
→ 利用者の課題を解決するための福祉用具が選定されている

**ポイント2：福祉用具の必要性や妥当性を確認する****【目的】**

- 福祉用具の適合の視点：選定した福祉用具が利用者の自立支援に適しているか
- タイミングの視点：現時点での利用者の状態像と選定した福祉用具を踏まえ、現時点での福祉用具の使用が適しているか
- 費用の視点：福祉用具貸与が適切であると判断できるか

**【解説】**

福祉用具が利用者の身体機能や生活状況に合っているか、福祉用具を利用することで自立支援につながっているか、福祉用具の必要性を確認することが重要です。また、利用者の状態像を踏まえ、福祉用具を貸与して経過を見るべきか、福祉用具購入や住宅改修をする方が適切かについても検討する必要があります。

福祉用具の費用について、介護支援専門員は説明責任があることから相見積の取得を促し、適切な費用であることを確認することも有効です。

福祉用具が利用者の自立支援になっているかどうかを確認し、**利用者の現時点の状態像や今後の身体状況等の変化を踏まえた福祉用具の選定をする際には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーションの専門職の活用が望まれます。**

**【確認ポイント】**

ケアプラン、福祉用具サービス計画等を基に、以下について確認しましょう。

- **利用者の身体機能・生活状況・住環境と選定した福祉用具の機能が適している**  
→ 選定した福祉用具が利用者の自立支援に適している
- **選定した福祉用具を貸与することが適切である**  
→ 福祉用具貸与の妥当性がある
- **現時点での利用者の状態像と選定した福祉用具を踏まえ、福祉用具の貸与が適している（貸与種目・商品の変更・利用終了の可能性がある、など）**  
→ 福祉用具購入や住宅改修と比較し、福祉用具貸与が適している

# V. 福祉用具貸与調査

## 訪問による調査のポイント

検索  
No.51

**ポイント：訪問調査を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認する**

### 【目的】

- 利用者の視点：身体機能・生活状況・住環境と選定した福祉用具の内容の整合性を確認する
- 福祉用具の適合の視点：選定した福祉用具が利用者の自立支援に適しているか
- タイミングの視点：現時点での利用者の状態像と選定した福祉用具を踏まえ、現時点での福祉用具の使用が適しているか
- 費用の視点：貸与が適切であると判断できるか
- 書面だけでは確認しきれない点を、現地にて目視し、利用者等へ聞き取りを行うことで明らかにする

### 【解説】

福祉用具が利用者の身体機能や生活状況に合っているか、福祉用具を利用することで自立支援につながっているか、福祉用具の必要性を確認することが重要です。また、福祉用具サービス計画、ケアプラン等の利用目標と照らし合わせて、福祉用具貸与の目的が合致しているか、利用者の身体状況や動作能力の評価も併せて、適切なケアマネジメントに基づいた福祉用具貸与が利用されていることを確認しましょう。また、利用者の状態像を踏まえ、福祉用具を貸与して経過を見るべきか、福祉用具を購入する方が適切かについても検討する必要があります。

福祉用具が利用者の自立支援になっているかどうかを確認し、**利用者の現時点の状態像や今後の身体状況等の変化を踏まえた福祉用具の選定をする際には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーションの専門職の活用が望まれます。**

また、実際に訪問による点検が難しい場合には、テレビ電話やWEB会議システムなどのICTを活用し、利用者の実際の活用状況・動作等を確認することも一案です。

### 【確認ポイント】

以下について確認しましょう。

- **利用者の身体機能・生活状況・住環境と選定した福祉用具の機能が適している**  
→ 選定した福祉用具が利用者の自立支援に適している
- **カタログ等：選定した福祉用具を貸与することが適切であり、金額が妥当である**  
→ 金額面でも適切である
- **現時点での利用者の状態像と選定した福祉用具を踏まえ、福祉用具の貸与が適している**  
→ 福祉用具貸与の妥当性がある
- **福祉用具を使用した際の利用者の動作を確認し、複数の案を提示し具体的に検討した**  
→ 利用者・家族、介護支援専門員、福祉用具専門相談員、専門職等で協議し、申請した福祉用具は適切であると判断できる

## (4) 疑義が生じた場合の対応

事前相談の内容について、利用者の状態との不一致、福祉用具の貸与が必要な理由について不明確など、事前相談の結果、疑義が生じるケースもあります。その場合、疑義が生じた理由を明確にし、保険者として相談者に対しその理由を説明し、理解いただくことが必要です。また、ケアプランと福祉用具サービス計画の内容が合致しておらず、福祉用具貸与の必要性を判断できない場合には、ケアマネジメントを振り返りましょう。ケアチームできちんと議論された内容であるか確認し、**介護支援専門員や福祉用具貸与事業者等による検討が不十分だった場合には、利用者の目標を達成するための適切な選定・支給となるよう指導しましょう。**さらに、**介護支援専門員や福祉用具貸与事業者等に対して指導した内容は記録に残し、過去の対応と齟齬がない一貫した対応を心掛けましょう。**

疑義が生じた具体例としては、以下のようなことが考えられます。

図表 26 疑義が生じた具体例

検索  
No.52

- ✓ 利用者の介護認定と、相談のあった福祉用具の内容が明らかに適切ではない場合
- ✓ 過去の給付実績と照らし合わせた際に、必要とする福祉用具が明らかに適切ではない場合
- ✓ 類似の商品よりも、請求額が高額（割増請求）と思われる場合
- ✓ 認知機能の低下により、福祉用具を安全に利用できないと想定される場合（例：電動車いす など）
- ✓ 自宅以外にもう1つ置いておきたいなどの理由による同一種目・複数貸与の場合（例：デイサービスにも置いておきたい、など）
- ✓ 希望する福祉用具を利用することによって、利用者の ADL や自立度の低下が考えられる場合 など

### 【留意事項】

介護給付適正化における相談対応にあたっては、担当者ごとにその判断基準が異なることは望ましくありません。「以前の担当者は認めていたのに、なぜ今回は認められないのか」というような現場の声も聞かれます。

そのため、保険者としての共通ルール・判断基準を整理しておくことが重要です。また、過去の対応事案について情報を蓄積し、判断基準と合わせ、過去の対応と齟齬がない回答を行っている保険者もあります。

### 疑義が生じた場合の対応例

ある保険者での対応をご紹介します。

#### [事例]

認知症老人徘徊感知機器の貸与について、認知症状が要介護認定情報、調査票、医学的所見等で確認できず、転倒防止目的での貸与だったため、目的外使用と判断し、軽度者に対する例外給付を却下した。代替案（手すりの貸与など）を提案した。

→利用者の目標を達成するための適切な選定・支給となるよう指導しましょう

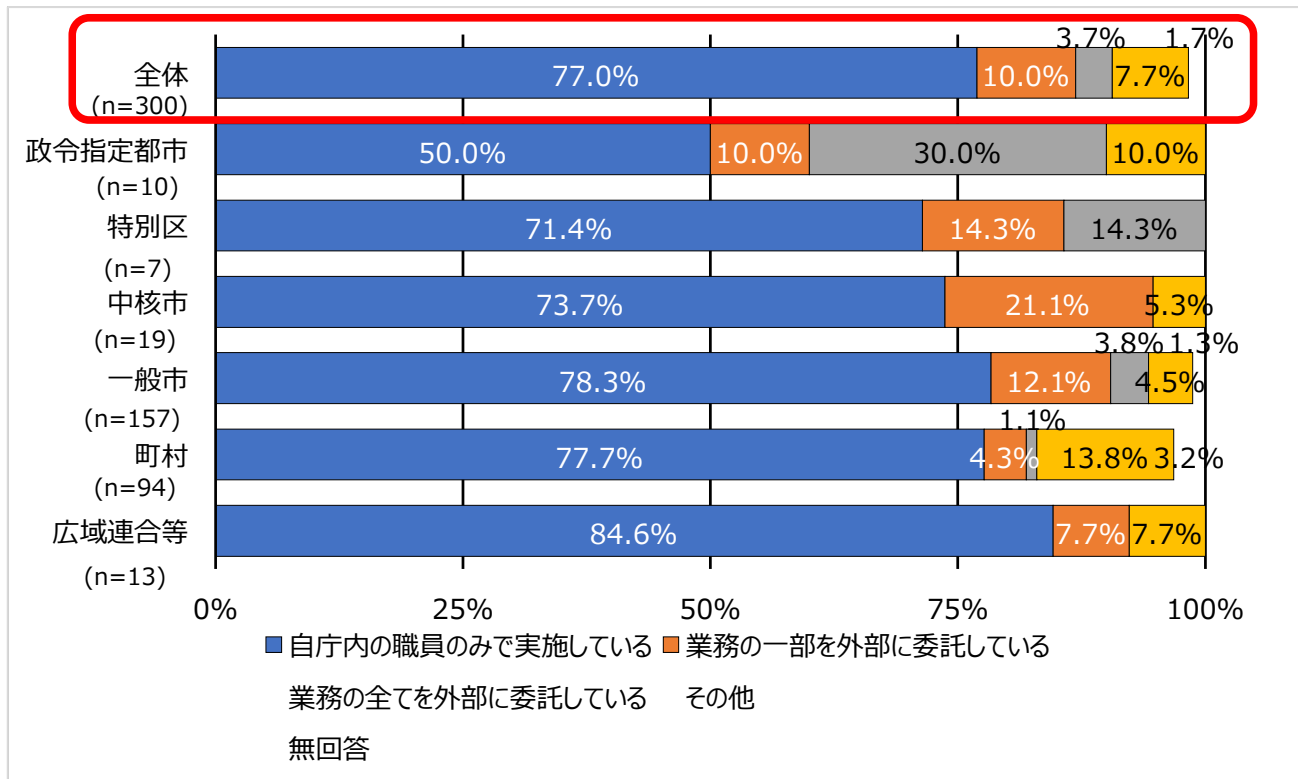
# V. 福祉用具貸与調査

## 2. 支給後の調査

### (1) 体制

令和5年度調査結果では、回答のあった保険者のうち、全体でみると77.0%の保険者が自庁内職員のみで支給後の対応をおこなっていました。地方公共団体の区別に見ると、政令指定都市や特別区では業務の一部もしくは全てを外部に委託している割合が高い傾向が見られました。その他として、自庁内で担当課以外の他課・他部署と連携しているといった保険者あり、外部へ委託せずとも庁内の専門職にアドバイスをもらうということも効果的です。

図表 27 福祉用具貸与 支給後調査 実施体制



・各地域における社会資源の活用  
 ・専門職を活用するヒント  
 P4で事例をご紹介します。

検索  
No.54

図表 28 支給後対応の担当者（参考例）

<p>【介護保険担当課内】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 一般職員</li> <li>✓ 理学療法士</li> <li>✓ 社会福祉士</li> <li>✓ 介護支援専門員</li> <li>✓ 保健師、看護師 など</li> </ul>	<p>【担当課以外の他課・他部署との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 他部署の介護支援専門員 など</li> </ul> <p>【他組織】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 地域包括支援センター（主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士）</li> <li>✓ 介護老人保健施設・サービス事業所等のリハビリテーション専門職</li> <li>✓ 病院等のリハビリテーション専門職</li> <li>✓ 福祉用具販売事業所 など</li> </ul>
---	---

検索  
No.53

## (2) 調査対象の抽出条件

支給後、貸与した福祉用具が利用者の自立支援につながったか、福祉用具のトラブルが生じていないか等、福祉用具貸与の効果을把握するため、支給後の調査も有用です。また、支給状況や調査内容を集約し、見直しにつながりやすいケース等を、保険者から介護支援専門員や福祉用具貸与事業所にフィードバックする等を行うことで、不必要な支給の是正にも期待できます。

一定の条件を設けて調査対象を抽出している保険者もあります。以下、令和5年度調査結果を基に、調査対象の抽出例を紹介します。

図表 29 調査対象の抽出（参考例）

検索  
No.55

政令指定都市・特別区	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 軽度者に対する例外給付</li> <li>➤ 同一種目の複数貸与</li> </ul>
中核市	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 軽度者に対する例外給付</li> <li>➤ 同一種目の複数貸与</li> <li>➤ 貸与品目が多い場合</li> <li>➤ 重度者の寝たきり状態である利用者への福祉用具貸与</li> <li>➤ 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる場合</li> <li>➤ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者と位置付けられる「車椅子及び車椅子付属品」又は「移動リフト」の種目の場合</li> </ul>
一般市	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 軽度者に対する例外給付</li> <li>➤ 同一種目の複数貸与</li> <li>➤ 貸与品目が多い場合</li> <li>➤ 重度者の寝たきり状態である利用者への福祉用具貸与</li> <li>➤ 要支援・要介護認定の更新時期で、直近1年間に給付実績があった場合</li> <li>➤ 入院中の貸与の場合</li> <li>➤ 電動カート（シニアカー）、電動車椅子の貸与の場合</li> <li>➤ 貸与価格が全国平均より著しく高額な場合</li> <li>➤ 認知症老人徘徊感知機器、自動排泄処理装置、移動用リフトを申請する場合</li> <li>➤ サービス担当者会議、自立支援型地域ケア会議等で福祉用具貸与を検討した場合</li> </ul>
町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 軽度者に対する例外給付</li> <li>➤ 同一種目の複数貸与</li> <li>➤ 貸与品目が多い場合</li> <li>➤ 手すりやスロープ等、住宅改修による取付が可能な箇所への福祉用具貸与の場合</li> </ul>

V

福祉用具貸与調査  
支給後

### 軽度者、複数貸与に対する対応

検索  
No.56.57

「軽度者に対する例外給付」「同一種目の複数貸与」に関する点検調査の取組例を紹介します。

- ◆ 地域ケア個別会議で検討する ◆ 地域包括支援センター職員が確認する
- ◆ 主治医からの情報提供書、居宅介護支援事業所のサービス担当者会議の概要等の提出を求め、医師、介護支援専門員等による総意に基づく申請であるか確認する
- ◆ 介護支援専門員等の専門職による点検調査を行う ◆ 担当の介護支援専門員に対しヒアリングする
- ◆ 貸与1年後の状況確認を通知し、現在の貸与の必要性、介護度等を回答してもらう
- ◆ スロープや手すりは住宅改修による取付が可能な場合もあるため、現地を確認し貸与による支給の妥当性を確認する
- ◆ 地域包括支援センターや新任の介護支援専門員、居宅介護支援事業所等に向けて研修を実施したり、マニュアルや手引きを作成し、周知した
- ◆ 必要書類の記入例を保険者のホームページに公開した ◆ 福祉用具貸与事業所に対し指導した など

## V. 福祉用具貸与調査

### (3) 調査のポイント

支給後の利用状況を把握するための方法としては、利用者宅への訪問調査やアンケート調査、福祉用具貸与が位置付けられているケアプランを抽出し、ケアプラン点検と併せて実施するなどの方法が考えられます。できるところから着手いただけるよう、以下の通り、確認のポイントをご紹介します。

検索  
No.58

#### ポイント1：福祉用具の必要性や利用状況等を確認する

##### 【目的】

- 利用者の視点：ケアプランや福祉用具サービス計画等の利用目標を達成でき、利用者が日常生活で福祉用具を活用できているか
- 福祉用具の適合の視点：選定した福祉用具が利用者の自立支援に適しているか
- タイミングの視点：現時点での利用者の状態像と選定した福祉用具を踏まえ、現時点での福祉用具の使用が適しているか
- 費用の視点：福祉用具貸与が適切であると判断できるか

##### 【解説】

貸与中の福祉用具に不具合がないか、想定通りに利用者が福祉用具を活用し、自立支援につながっているか確認することによって、福祉用具の導入効果を把握することができます。また、福祉用具サービス計画、ケアプラン等の利用目標と照らし合わせて、福祉用具貸与の目的が合致しているか、適切なケアマネジメントに基づいた福祉用具貸与が利用されていることを確認しましょう。**福祉用具が利用者の自立支援になっているかどうかを確認し、利用者の現時点の状態像や今後の身体状況等の変化を踏まえた福祉用具の選定をする際には、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーションの専門職の活用が望まれます。**

専門職の関与が難しいという場合には、リハビリテーション専門職を含む多職種が構成員であり、自立支援に資するケアマネジメントを支援する機能を持つ、地域ケア個別会議の場を活用することも有効な方法です。

さらに、利用者の満足度等も含め保険者としてとりまとめることで、保険者によっては介護支援専門員・福祉用具貸与事業者へのフィードバックや、実地指導、集合研修の研修資料として活用されています。

##### 【確認ポイント】

以下について確認しましょう。

- ケアプラン、福祉用具サービス計画等の利用目標が利用者の課題解決のために合致しており、ケアプランの目標を達成するための福祉用具が適切に選定されている  
→ 福祉用具貸与の目的が達成している
- 貸与している福祉用具が適切であり、不具合なく活用している  
→ 安全性に問題ない
- 利用者の自立支援につながっており、引き続き、住み慣れた家屋での生活が可能である  
→ 福祉用具貸与のタイミングが適切である

## (4) 疑義が生じた場合の対応

支給後の調査について、利用者の状態との不一致、福祉用具の貸与が必要な理由について不明確など、調査の結果、疑義が生じるケースもあります。その場合、疑義が生じた理由を明確にし、保険者として相談者に対しその理由を説明し、理解いただくことが必要です。また、ケアプランと福祉用具サービス計画の内容が合致しておらず、福祉用具貸与の必要性を判断できない場合には、ケアマネジメントを振り返りましょう。ケアチームできちんと議論された内容であるか確認し、**介護支援専門員や福祉用具貸与事業者等による検討が不十分だった場合には、利用者の目標を達成するための適切な選定・支給となるよう指導しましょう。**さらに、**介護支援専門員や福祉用具貸与事業者等に対し指導した内容は記録に残し、過去の対応と齟齬がない一貫した対応を心掛けましょう。**

疑義が生じた具体例としては、以下のようなことが考えられます。

図表 30 疑義が生じた具体例

検索  
No.59

- ✓ 利用者の介護認定と、貸与中の福祉用具が明らかに適切ではない場合
- ✓ 過去の給付実績と照らし合わせた際に、必要とする福祉用具が明らかに適切ではない場合
- ✓ 類似の商品よりも、請求額が高額（割増請求）と思われる場合
- ✓ 認知機能の低下により、福祉用具を安全に利用できないと想定される場合  
（例：電動車いす など）
- ✓ 希望する福祉用具を利用することによって、利用者の ADL や自立度の低下が考えられる場合
- ✓ 利用者が施設入所や長期入院しているが、福祉用具貸与が継続されている場合
- ✓ 利用者の ADL が改善（または悪化）により、貸与中の福祉用具が適合していない場合 など

### 【留意事項】

介護給付適正化における支給後の調査にあたっては、担当者ごとにその判断基準が異なることは望ましくありません。「以前の担当者は認めていたのに、なぜ今回は認められないのか」というような現場の声も聞かれます。

そのため、保険者としての共通ルール・判断基準を整理しておくことが重要です。また、過去の対応事案について情報を蓄積し、判断基準と合わせ、過去の対応と齟齬がない回答を行っている保険者もあります。

### 疑義が生じた場合の対応例

ある保険者での対応をご紹介します。

#### [事例]

認知症老人徘徊感知機器の貸与について、認知症状が要介護認定情報、調査票、医学的所見等で確認できず、転倒防止目的での貸与だったため、目的外使用と判断し、軽度者に対する例外給付を却下した。代替案（手すりの貸与など）を提案した。

→利用者の目標を達成するための適切な選定・支給となるよう指導しましょう

## VI. 多職種連携の場の活用に向けた取組事例

住宅改修の点検や福祉用具購入・貸与調査においては、利用者の身体機能・生活状況・住環境と適したサービス提供ができていくかが重要となります。リハビリテーション専門職や建築士など様々な専門職を活用しましょう。しかし、保険者によっては専門職の関与が難しいという課題もあります。これらの課題を解決するための取組事例を紹介します。

検索  
No.1、19、41、60、61

### 取組事例① 多職種連携体制構築の試み

#### 【取組みの背景】

介護支援専門員や受給者から申請を受け付けた際、住宅改修の給付内容や制度自体、十分理解されていない現状がありました。また、近隣3市で住宅改修事業者は共通していたものの、市によって支給に関する考え方が異なる点もあったため、統一した判断ができるようにしたほうがよいという考えから、3市合同で研究会を設立しました。行政職、医療・介護・福祉に従事している専門職（リハビリテーション専門職、介護支援専門員等）、福祉用具・住宅改修事業者等が集まって話し合うことが出来る場として、定期的に研修会を開催し、関係づくりに取り組んでいます。

#### 【参加者】

医療・介護・福祉に従事している専門職や、行政職に声掛けをしています。開催する時間帯にもよりますが、昼～夕方に開催する場合は介護支援専門員が多く、夜間の場合はリハビリテーション専門職が多く参加しています。また、医師・看護師・薬剤師等、各職能団体にも声掛けし、興味のある方にも参加いただいています。

#### 【取組の効果】

参加者からは、**行政が考えていることが分かった、他職種の様々な視点からの意見が聞けて参考になった、実際の事例を通して分かりづらかった部分分が分かった、日頃の自身の住宅改修を担当するうえでの参考になった**等の声がありました。また、各市の行政職員からは、**市独自の考えを他市とすり合わせを行うことができた**という声が聞かれました。

#### 【今後に向けて】

将来的に、**住宅改修や福祉用具の選定に関係する職員および専門職のスキルアップにつなげ、適切な住環境整備や福祉用具の選定を提供できることを目標**としています。

### 保険者による研修会の開催

#### [事例]

- ・近隣の保険者と合同で、複数保険者での研修会を開催した。（参加対象者：住宅改修事業者、介護支援専門員等の住宅改修・福祉用具の購入貸与に関連する職種）
- ・軽度者の支給申請について、取り扱い事業者を対象にした研修を開催した。

→研修会を開催し、申請にあたって事前に注意していただく点、点検調査の視点等を周知することで、申請書類の差戻しを減らす効果が期待でき、保険者側の業務負担軽減につながります。

※事務手続きに関する説明だけでなく、高齢者や認知症に関する講演や、住宅改修に関する契約手続き等の法律に関する講演等と組み合わせて企画することで、参加者の受講意欲も高まります。

## 取組事例② 地域ケア会議での検討

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。地域包括ケアシステムを構築するため、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時にすすめることを実現していく手法として「地域ケア会議」を推進しています。ある保険者では、地域ケア会議について、個別ケースの検討を行うものを「地域ケア個別会議」、保険者全体で開催するものを「地域包括ケア会議」として実践しています。その取組をご紹介します。

### ▶ 地域ケア個別会議の活用について

#### 【福祉用具や住宅改修が主な課題となる地域ケア個別会議の現状】

地域ケア個別会議で福祉用具や住宅改修に関する話題は挙がるものの、利用者自身や利用者の家屋状況を十分評価できておらず、地域ケア個別会議の場で議論することが難しいとの声がありました。また、介護支援専門員は限られた時間の中でアセスメントし利用者本人の生活目標を把握するため、地域ケア個別会議の場で議論するために、家屋状況と利用者の身体機能とのミスマッチまで把握し、議題として提示することは難しい現状もあります。ある保険者では、地域ケア個別会議の場で議論するのではなく、その必要性を判断し、**地域ケア個別会議の後に専門職（特にリハビリテーション専門職）を派遣し、住環境評価やADL評価を支援する取組**をしていました。その保険者における地域ケア個別会議の事例をご紹介します。

#### 【事例】

地域ケア個別会議の検討において、参加したリハビリテーション専門職から環境調整に関する提案があった。しかし、地域ケア個別会議に提示される情報だけでは実態が把握しきれていないことから、保険者の独自事業である専門職応援訪問サービスを活用し、地域ケア個別会議開催後にリハビリテーション専門職が実際に利用者宅へ訪問し、家屋状況の調査を実施し、必要な環境整備について助言を行った。

専門職応援訪問サービスは地域ケア個別会議の中で必要とされた場合に利用でき、地域ケア個別会議とリハビリテーション専門職の派遣による点検・調査を必要に応じて組み合わせることによって、利用者が望む生活を実現するための住環境課題の解決に向けた取組の一つである。

#### 【地域ケア個別会議の限界】

**地域ケア個別会議だけでは、議論の内容や自立支援のための検討範囲の限界があります。これを踏まえて、地域ケア個別会議での議論に留まらず、本人の望む暮らしを実現するため、環境要因を解決するための多職種連携や支援のあり方を検討することが重要です。**

各保険者の地域特性や連携体制などに合わせて、様々な専門職を活用するための工夫がされています。

また、個別事例の検討を通じて、地域全体の課題が見えてくることもあります。次のページでは地域全体での課題の把握、その検討の場についてご紹介します。



# VI. 多職種連携の場の活用に向けた取組事例

## ➤ 地域包括ケア会議の活用について

### 【地域包括ケア会議の位置づけ】

地域包括ケア会議には事業評価部会と地域ケアシステム検討部会の2つがあり、事業評価部会は地域包括支援センターの事業内容について評価を行い、地域ケアシステム検討部会では、地域包括ケアシステムの構築に向けた課題について議論を行っています。さらに、地域ケア個別会議で難渋した事例を地域包括支援センターが取りまとめ、地域包括ケア会議で議論することもあります。市内の支部（町内会）ごとに福祉の専門職と地域住民が話し合う小地域ケア会議を開催しており、各支部における課題についても議論され、地域課題の解決に向けた議論が行われています。

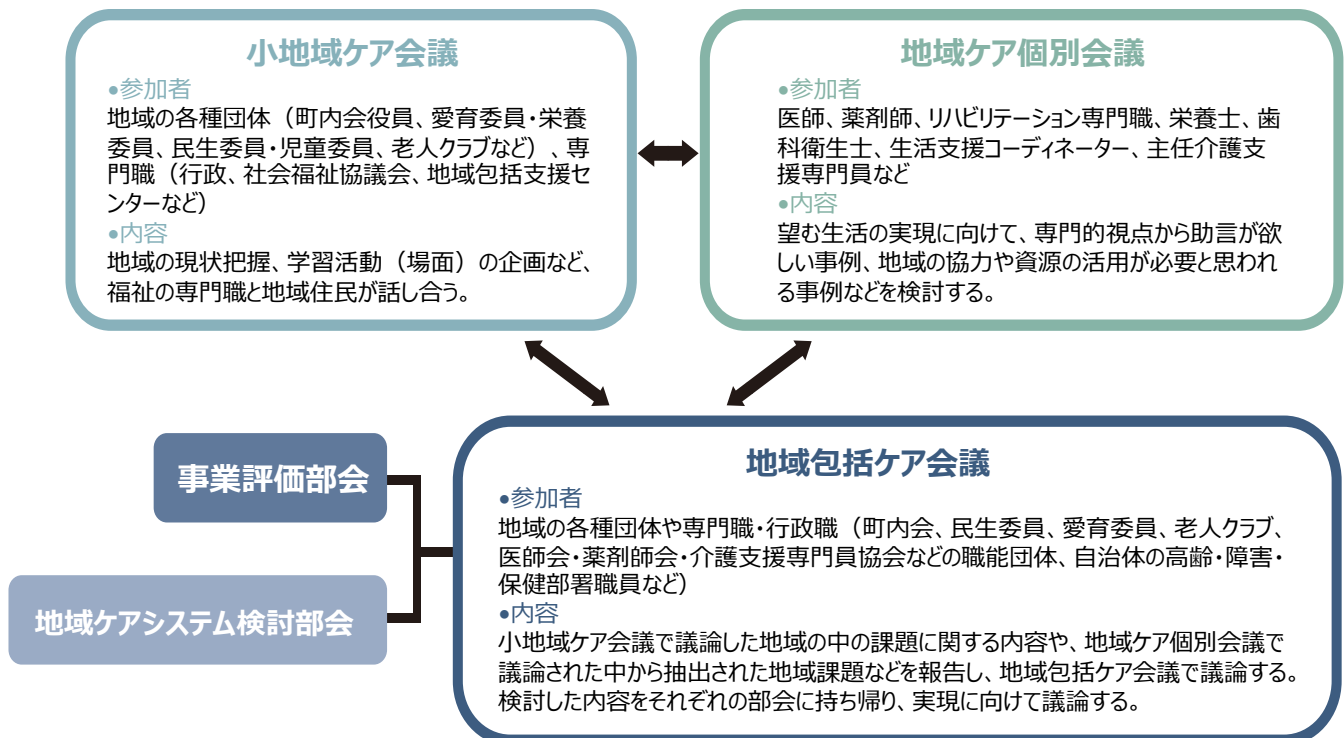
### 【地域課題の抽出方法】

地域課題の抽出方法について、過去には、主任介護支援専門員が地域ケア個別会議に参加し（6カ月程度）、会議で議論された中から地域課題の抽出に専念し、地域包括ケア会議に提示していく取組を行っていました。現在は地域別（8圏域）に生活支援コーディネーターを配置し、地域ケア個別会議への参加や、小地域ケア会議への参加を通して、地域課題を把握し、必要に応じて地域包括ケア会議での議題として提示しています。

### 【地域包括ケア会議後の対応】

生活支援コーディネーターや地域の各種団体と専門職が参加する小地域ケア会議に出席している担当職員が中心となってそれぞれの部会に持ち帰り、実現に向けた取組を行っています。

図表 31 地域ケア会議の体制（参考例）



介護給付の適正化に向けた取組は、住宅改修の点検や福祉用具購入・貸与調査のみではなく、介護保険制度の考え方や利用者の自立支援に資するサービス提供等について、利用者・家族及び、サービス提供事業者等、広く周知し、理解いただくことが重要です。申請された書類の点検だけでなく、保険者として日頃からの情報発信等にも取り組んでいただくことを期待します。以下、令和5年度調査で把握した取組事例を紹介します。

## 取組事例① 関係者全員の共通理解の醸成

検索  
No.61

適正化事業に関連する行政職員、医療・介護・福祉に従事している専門職（介護支援専門員、リハビリテーション専門職）、福祉用具購入・貸与事業者、住宅改修事業者等を対象とした研修会の開催を実施している保険者があります。適切な住環境整備や福祉用具の選定に向けて、関係者全員の共通理解の醸成・スキルアップを目的としています。

また、研修会に参加することで互いに顔が見える関係づくりができる効果もあり、地域の中で互いに困ったことを相談しやすくなるなど、利用者へのより良いサービス提供にも繋がっています。



## 取組事例② 地域住民に向けた情報発信・周知

検索  
No.63



介護保険について地域住民の理解を深めるため 地域住民を対象とした介護給付の内容等を紹介する機会を設けている保険者があります。保険者内の各部署が持ち回りで出張講座を実施しており、介護保険を担当する部署では、住宅改修等、介護保険で利用できるサービスなどの情報を伝えています。他にも、広報誌等を活用した情報発信を実施している保険者もありました。

## 取組事例③ 判断できない事例の相談

検索  
No.64

事業者から近隣区と異なるローカルルールについての指摘や、項目に当てはまるか判断がつかない事例の相談、介護支援専門員だけで判断できない事例の相談など、判断が難しい場合には同規模の市区町村に相談しているといった保険者も見受けられます。また、近隣保険者での情報交換会を行い、その中で必要な情報をやりとりしたり、個別に電話等で問合せるといった取組も見受けられます。近隣の保険者同士で連携し、対応策を共有することも有用です。



## 取組事例④ 事故情報の活用

検索  
No.65



福祉用具貸与事業所における事故情報を活用することで、利用者が適切に福祉用具等を使用することができるか、支給が適切かどうかを判断することにも役立ちます。過去の事故情報から、類似の住宅改修や福祉用具による事故等が発生していないか、利用者が安全に生活できるかという視点でも点検・調査を実施しましょう。

令和5年度調査結果では、事故情報を福祉用具貸与事業所や介護支援専門員に周知する仕組みを作り、住宅改修や福祉用具の選定において、利用者へ適切な提案ができるような取組を検討している保険者がありました。

## Ⅷ. 都道府県の取組

給付適正化の点検・調査の実施主体は保険者であるものの、保険者における課題は様々であり、広域的視点から保険者を支援する都道府県の役割も重要です。都道府県が保険者に対して実施している支援の事例を紹介いたします。

検索

No.3、21、43、66

### 支援事例① リハビリテーション専門職の派遣事業

▶ 地域リハビリテーション広域支援センターとの協力で、リハビリテーション専門職の派遣を行い、都道府県として市町村の適正化事業を支援していました。都道府県内の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の連絡協議会に対して、都道府県から業務委託し、専門職を活用した適正化事業の点検体制を構築できていない市町村へリハビリテーション専門職を派遣する事業を実施しています。



### 支援事例② 保険者へのヒアリングや個別指導の実施



▶ 市町村との連携体制として、集团的個別指導の際に、各市町村へ適正化事業の進捗や課題をヒアリングしていました。ヒアリング帳票の中では専門職による点検体制の構築の有無について項目出しをしており、実態を確認し、専門職不在の市町村にはリハビリテーション専門職の派遣事業（上記、支援事例①）の活用を提案するなどの対応を行っています。ヒアリングでは、保険者の取組について助言し、適正化事業を推進するための提案や近隣市町村での対応状況等も必要に応じて情報提供しています。

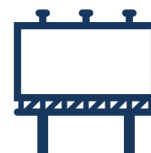
### 支援事例③ 出先機関である地域振興局との連携



▶ 県と地域振興局での連携を密に行い情報を共有しています。地域振興局と保険者とで地域の課題を共有し、地域振興局の事業として対応できるものはないか検討し、地域の中での支援に繋がっています。また、地域振興局も保険者の研修に同席する等、保険者と顔の見える関係性の構築や連携に向けて工夫しています。

### 支援事例④ 適正化事業推進のための研修の開催

▶ 全ての保険者が介護給付の適正化事業を実施すべきとの考え方から、都道府県内の全ての保険者を対象として研修会を開催しています。介護給付の適正化を広く周知するように工夫し、保険者の理解を深め、自分事として捉えてもらえるよう、定期的に研修を実施しています。



#### 地域資源の限られた保険者への支援の重要性

中心部から離れた地域や離島等は、人材や資源が少なく、支援者も高齢化しているため、専門職による点検体制構築が困難な状況も見受けられます。都道府県が各保険者の実情や課題を把握し、それぞれの保険者に必要な支援を行うことにより、都道府県と市区町村が一体的に取り組むことができ、より効果的な適正化事業となることが期待されます。

## 支援事例⑤ 事例検討会の開催

検索  
No.68

適正化事業推進のための研修会について、実際の開催例をご紹介します。

### ● 悩ましかった支給申請事例を用いた研修会

#### 【研修会の概要】

- 主催：新潟県福祉保健部高齢福祉保健課
- 対象者：新潟県内市町村職員  
(住宅改修・福祉用具の給付適正化及び支給審査業務の担当者)
- 講師：県リハビリテーション専門職協議会 会長
- 開催方法：**対面・オンライン併用**
- 当日のプログラム：計3時間25分

#### 💡 ポイント

- ✓ 対面での市町村間の意見交換等の意義を踏まえ、**市町村に対しては対面参加を推奨**。一方、**県内が広いため、対面だけの研修は実施しづらく、ハイブリット形式で開催**。
- ✓ 業務の引き継ぎや新任研修等でも活用いただくことを想定し、**録画した研修動画を希望する市町村に後日配布**。

次第	時間	担当	内容
主催者挨拶	5分	担当課長	開催挨拶
行政説明	15分	担当課	県における介護保険の現状と将来推計、住宅改修等に係る適正化について説明。
講義	90分	外部講師	令和6年度・令和7年度住宅改修・福祉用具適正化事業の報告や、疾患別判断を中心とした理由書の紐解き、アドバイス例や好事例の紹介等について説明。
休憩	10分	—	—
演習	85分	担当課 (進行) 外部講師 (解説)	<b>市町村から収集した実事例を基にした演習課題</b> 2事例について、グループワークを実施。 ※詳細は【演習の実施方法・内容等】を参照。

#### 【研修会開催の背景・経緯】

- 令和5年度まで、県として住宅改修・福祉用具の給付適正化に関する市町村支援を実施していなかったが、県内市町村から、研修や情報共有の場が欲しいとの要望があった。また、国の「介護給付適正化の計画策定に関する指針について（令和5年9月12日老介発0912第1号）」や、インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金）の指標にてリハビリテーション専門職の活用に関する指針が示されていた。
- 上記を踏まえ、令和6年7月より、**県として住宅改修等に関する市町村支援事業を新規で検討**することとし、**以前より県の別担当と協力関係のあった県リハビリテーション専門職協議会に協力を要請**。会長を訪問し、取組の趣旨や目的等を説明したところ、賛同が得られた。
- 事業内容の検討のため、会長からの協力を得て、令和6年10～11月にかけて県内3市を訪問。**各市町村における点検実務の現状や課題等の情報収集や、支給申請があった実例（支給申請書等）に対する助言、現地調査への同行等を実施**した。
- 令和7年1月、3市と会長で会議を行い、訪問結果の振り返り及び令和7年度の県による市町村支援事業案の説明を行い、事業の方針が「**研修会の実施」「アドバイザーの派遣」「随時に市町村が助言を受けられる仕組みづくり**」に定まった。その後、令和7年3月に新規事業について会長に説明を行い、「住宅改修・福祉用具研修」をはじめとする事業内容について合意した。



# VIII. 都道府県の取組

## 【事前準備・開催までのスケジュール】

時期	実施内容
4か月前	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長に研修の開催計画、目的・目標等を説明。</li> <li>住宅改修費の支給審査時に保険者が特に留意すべき事柄等を、過去の支給申請実例等を踏まえて解説することで、保険者の点検実務のレベル向上を目指し、それによって受給者の自立支援に資する保険給付への適正化に寄与することを目的とし、カリキュラムを「行政説明」、「講義」、「支給審査演習」に決定した。</li> </ul>
2か月前	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村支援事業の検討にあたって協力を得た3市に対して趣旨を説明し、演習素材として、住宅改修費支給申請書の提供を依頼。グループ討議で活発な議論となるよう、各市において支給審査で悩んだ事例を挙げてもらった。</li> </ul>
1か月前	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内市町村に開催通知を送付。給付適正化担当に限らず、支給審査業務の担当者も対象としたため、市町村内での参加とりまとめを依頼した。</li> <li>県リハビリテーション専門職協議会に対して、会長を講師として派遣してもらうよう要請。</li> </ul>
1週間前	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長と当日の流れ等について打ち合わせを実施。</li> <li>演習で使用するワークシート構成案を決定。ワークシートは、本手引きを参考に県の担当職員が敲き台を作成し、会長の意見を踏まえ追記・修正を行った。</li> </ul>

## 【演習の実施方法・内容等】

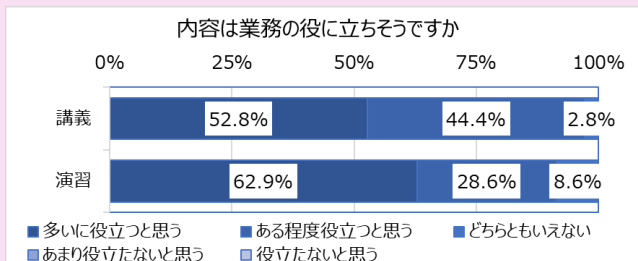
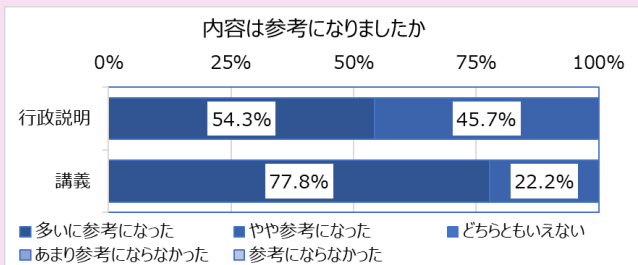
- 県内3市から収集した支給審査で悩んだ事例について、個人情報等を匿名化した住宅改修が必要な理由書、施工前後の図面および写真、請求書等をもとに、グループワークを実施。
- 時間配分は、以下の通り。全9グループであったため、1回につき3グループが発表。発表者はグループ内で選定。
  - ①演習課題の読み込み（5分）
  - ②グループ討議・ワークシートの作成（15分）
  - ③グループ討議結果の全体発表（10分）
  - ④講師による解説（10分）

### ポイント

- ✓ グループワーク中は、講師、および県が実施する専門職派遣事業にてアドバイザーを務めている理学療法士1名がグループを巡回し、助言や質問対応を実施。

## 参加者からの反響等

- 概ね好評であったが、現地参加者とweb参加者との間で、やや収穫に差が生じていることが伺える。（県担当者）



## 【主な自由記述】

- 講義
  - 対象者の疾患を理解し、自立支援の為に必要なサービスを利用したうえで改修を検討しているか確認することの重要性が理解できた。
  - 改修の適切さのみならず、疾患の改善可能性についても知ることができ有意義だった。
- 演習
  - 給付の審査に必要な様々な視点を講義していただいてから演習を行ったことで理解しやすかった。
  - 具体的な事例をもとに県内市町村と意見交換ができたことにより、各担当の視点に触れることができたため参考になった。

## Ⅷ. 都道府県の取組

### ● 近隣市町での困りごとを用いた情報交換を目的とした研修会



#### 【研修会の概要】

- 対象者：県内市町職員  
(住宅改修・福祉用具の支給審査業務の担当者)
- 講師：県作業療法士会 理事
- 開催頻度：年1回
- 開催方法：**対面形式**
- 当日のプログラム：計2時間

#### 💡 ポイント

- ✓ 講師は、県主催の介護支援専門員専門研修の講師を依頼していた繋がりから、毎年継続して同じ方に依頼している。
- ✓ 近隣市町との**関係構築の機会を重視し、対面のみで実施**。ただし、県内には離島もあり、参加が難しい場合があるため、**欠席した市町に対しては、後日資料共有**を行っている。

次第	時間	担当	内容
主催者挨拶	5分	担当課長	開催挨拶
講義	45分	外部講師	住宅改修、福祉用具貸与・購入について、適正な利用のために配慮すべきポイントや申請書類の注意点、必要性を確認しなければならない事例などを解説。 事前アンケートにて収集した「工夫している点」、「課題・困りごと」についても紹介。
演習	60分	外部講師	<b>事前アンケートにて収集した「他の市町と情報交換したいこと」</b> について、2回に分けてグループワークを実施。 ※詳細は【演習の実施方法・内容等】を参照。
総括	10分	外部講師	講師による講評

#### 【事前準備・開催までのスケジュール】

時期	実施内容
半年前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当課内で企画案を決定。</li> <li>・ 企画案決裁後、講師との日程調整を開始。</li> <li>・ 日程確定後、県内市町に日程を周知。</li> </ul>
1か月半前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内市町に対して、正式な開催通知および事前アンケートを送付。</li> <li>・ 事前アンケートでは、<b>「工夫している点」、「課題・困りごと」、「他の市町と情報交換したいこと」の3点を把握</b>。</li> </ul>
1か月前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前アンケートの集計結果を講師に情報提供。</li> <li>・ <b>「他の市町と情報交換したいこと」は講師がとりまとめ、当日のグループワークの題材として活用</b>。</li> <li>・ 「工夫している点」、「課題・困りごと」は講義内で触れるほか、集計結果を各市町にも共有。</li> </ul>
1週間前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講義資料確定。</li> <li>・ 資料確定までは、適宜メールにて講義内容について講師と相談を実施。</li> </ul>

## Ⅷ. 都道府県の取組

### 【演習の実施方法・内容等】

- 研修会開催前に、県内市町の担当者よりアンケートにて「他の市町と情報交換したいこと」を収集し、実際に挙げられたトピックについて、2回に分けてグループワークを実施。
- 時間配分は**グループワーク20分、発表10分**。全3グループであったため、**2回とも全グループが発表**。
- グループワークの冒頭で自己紹介を行い、**書記・発表者をグループ内で決めた後**、ディスカッションを実施。



### ポイント

- ✓ 1グループの人数は5人程度。近隣地域の担当者とは既に交流がある場合も多いため、**様々な地域の担当者が混在するように、かつ、参加者の経験年数に偏りのないようにグループ分けを実施している**。
- ✓ グループワーク中は、**講師がグループを巡回し、助言や質問対応を実施**。

### グループワークで取り扱ったトピック（例）

- 見積書を複数とっているか（高額な場合もあるため）。
- 必要性が感じられない手すりの設置や段差解消の事前申請があった時の対応について。
- 適正な改修内容かどうかを判断するためにどのようなところを重点的にチェックしているのか。疑義が生じた場合の対応について。
- 事前申請に提出された住宅改修内容と異なる改修が事後申請で発覚した場合どのような対応を取っているか。
- 現地調査の実施の有無と、実施している場合は頻度や実施の選択方法。
- 介護の知識がなく、本人の状態がほとんど分からない状態で引き受けるリフォーム会社等の対応。
- 本町は、住宅改修について事前申請制にしているが、他市町はどうしているのか。
- 家具調トイレや排泄物を包装し臭わず捨て易いトイレなどの高額商品の購入希望があった時の対応について。
- 電動カート（シニアカー）や電動車椅子の貸与の利用者側の安全確認について（受付票の提出を求めているなど）。
- 手すりの取り付けについて、原則片側手すりとしているが、両側への設置を認めているケースを教えてください。
- 歩行器を使用している方の手すりの取り付けについて、許可した事例があれば教えてください。
- 判断に迷った事例・よくある相談内容・参考にしている手引き、資料等。
- 福祉用具について特に事前相談なく、購入した後で疑義があった場合の対応について。

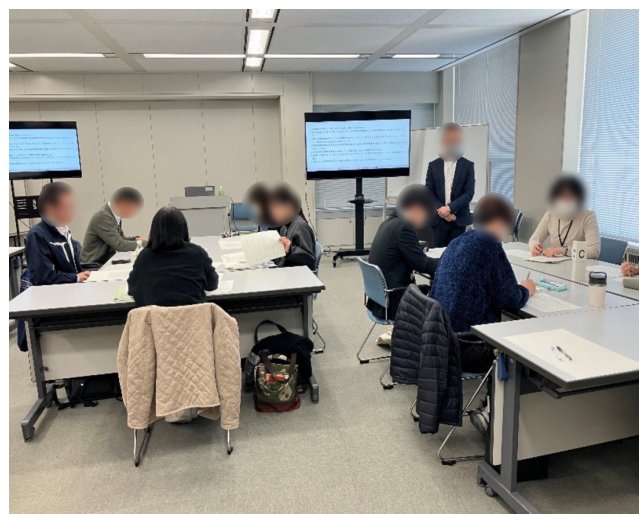
### 参加者からの反響等

#### ○参加者の声

- ・他自治体と意見交換や講師に相談できて、とても参考になった。
- ・たくさんの情報やさまざまなケースの判断材料を学ぶことができよかった。

#### ○県担当者の声

- ・毎年、研修後のアンケートで他市町との意見交換が参考になったという声が多く聞かれる。満足度もかなり高いため、継続して開催したいと考えている。



## VIII. 都道府県の取組

### ● 判断に迷ったときに相談できる関係作りを目的とした研修会

令和7年度老人保健健康増進等事業「住宅改修の給付実態等の把握と指導監督のあり方に関する調査研究事業」において、保険者間での給付判断のあり方や、地域の特性を踏まえた議論を行い、保険者間の連携を図ることを目的とした事例検討会を開催しました。

研修会の概要や当日までの準備など、参考にしてください。

#### 【研修会の概要】

- 対象者：鹿児島県内市町村職員  
(住宅改修・福祉用具の支給審査業務の担当者)
- 講師：鹿児島県外 市職員
- 開催方法：**対面形式**
- 当日のプログラム：計2時間



#### ポイント

- ✓ 講師は、**専門職への委託を行っている自治体において、専門職の意見を踏まえた給付判断・支給審査の豊富な経験を有する市職員に依頼**。自治体職員である県外での給付適正化の取組実態について、知っていただく機会とした。
- ✓ **近隣市町村と顔の見える関係づくりを目的とし、対面形式のみで参加者を募集**した。

次第	時間	担当	内容
開会挨拶	5分	事務局	開催挨拶、本研修会の開催目的の説明
講義	40分	外部講師	住宅改修の基礎知識や給付判断に迷う点や給付適正化に向けた考え方や取組について、リハビリテーション専門職や近隣市町村との連携の必要性など、自市での具体的な取組事例とともに解説。  参加者から事前にアンケートにて収集した「講師への質問」を踏まえて、当日の講義を実施。
事例検討・グループワーク	70分	事務局	給付判断の可否ではなく、住宅改修に関する書類を受領した際の確認点、近隣市町村の業務フローや判断事例等、グループ内で共有し、新たな気付きを得ることを目的に実施。(2事例)
総括・講評	5分	事務局	全体の振り返り

#### 【事前準備・開催までのスケジュール】

時期	実施内容
2か月前	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本事業の事務局と県の担当課で企画案を決定。本研修会は令和7年度老人保健健康増進等事業の採択事業者が事務局として県担当者とは相談しながら準備を実施した。</li> <li>● 会場手配、講師との日程調整を開始。講師は、事業内の検討委員会委員に依頼した。</li> </ul>
1か月前	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県内市町村への開催通知・事前アンケートの送付。</li> <li>● 事前アンケートでは、<b>「講師への質問」、「住宅改修の給付に関する業務で困っていること」</b>などを把握。</li> </ul>
1か月前	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 参加申し込み時に実施した事前アンケートの結果を講師に共有し、資料作成・当日の講義を依頼。</li> <li>● 事務局にて事例検討会で用いる事例やワークシートを作成。<b>事例には公表データを活用</b>した。 ※詳細は「参考：住宅改修の事例の準備」を参照。</li> </ul>
1週間前	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 講義資料確定。</li> <li>● 資料確定までは、適宜メールにて講義内容について講師と相談を実施。</li> </ul>

# VIII. 都道府県の取組

## 【演習の実施方法・内容等】

- **公表されている事例を活用して作成した住宅改修が必要な理由書および簡易図面**をもとに、給付判断の可否ではなく、住宅改修に関する書類を受領した際の確認点、近隣市町村の業務フローや判断事例等、グループ内で共有し、新たな気づきを得ることを目的としたグループワークを実施。
- 時間配分は、以下の通り。全8グループであったため、**1回につき4グループが発表**。
  - ①個人ワーク：5分  
配布事例（理由書、図面）の読み込み
  - ②グループワーク：20分  
司会役を中心に、利用者や家屋、改修内容に関する、確認ポイント、各市町村での判断例などを共有
  - ③全体への共有（発表）：10分  
グループ内で話し合った、確認のポイントや新たな気づきについて、全体に向けて発表

### ポイント

- ✓ 1グループの人数は5人程度とし、発言しやすい環境となるよう配慮した。
- ✓ 議論を行いやすいよう、グループ分けの際、**県担当者で司会役と発表者を事前に指定**した。
- ✓ **研修会以降の保険者間連携を念頭に、近隣市町村の担当者を固めてグループを構成**。事例検討会終了後もすぐに散会せず、地域の実態等を含め、意見交換が続いており、今後の関係構築のきっかけとなったと史料する。

## 【当日の配布資料】

- ・住宅改修が必要な理由書
- ・簡易図面

## ・ワークシート

住宅改修が必要な理由書 IP1		事例2	
保険者番号 氏名 住所	年齢 性別 障害種別 障害等級 申請年月日 申請内容	開始年月日 作成日 作業内容 事業所番号 氏名 連絡先	事例2 申請年月日 作成日 作業内容 事業所番号 氏名 連絡先
利用者の身体状況 介護状況 詳細内容		家屋形態 改修内容 簡易図面	

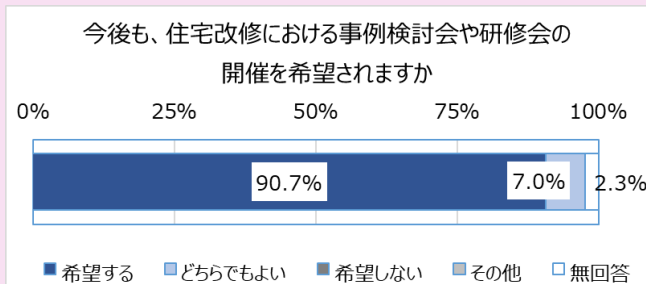
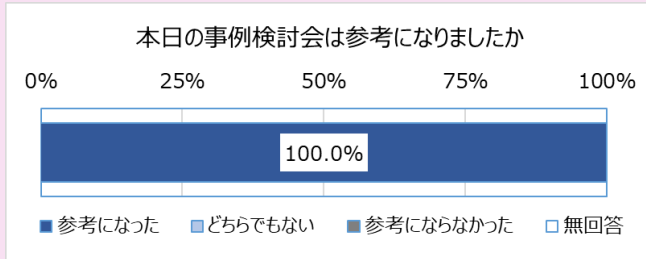
ワークシート	
1 【個人ワーク】資料から読み取る情報を整理しましょう。 読み取った情報 (×E) 追加で確認したい情報・内容など	2 【グループワーク】グループの中で気づきを共有しましょう。 グループの中で新たに得た情報・気づきなど(×E)
利用者の概要 (年齢、性別、要介護度、障害種別、障害等級、経済状況など)	確認する点(情報・判断事例の項目)
利用者の現在の生活状況 (ADL (日常生活動作)・IADL (学術的日常生活動作)を基とした実際の生活状況)	
利用者の身の回りリスク (色味な床席、壁紙な場所、転倒・転落の危険など)	
計画の早急度 (施工内容、場所、依頼など)	



# VIII. 都道府県の取組

## 参加者からの反響等

- 開催当日の参加者アンケートの結果、参加者全員から「参考になった」と回答が得られ、今後の開催希望についても「希望する」が90.7%であり、「希望しない」という声はありませんでした。



## 【参考になった：主な自由記述】

- 他市町の情報把握等
  - ・他自治体の手続についてきくことができた。
  - ・他自治体の手続についてきくことができた。
  - ・グループワークを通して他市町村の意見を聞くことができたのはとても勉強になった。
- 講義内容等
  - ・適正化の進んでいる自治体の業務フローを知ることができた。
  - ・講師のお話がすごく参考になりました。様々な取り組みをされていたので私たちの市でもできるようにしたいと思います。

## ※参考：住宅改修の事例の準備

検索 No.69

住宅改修の事例検討にあたっては、検討事例の準備に苦慮することも想定されます。上記の取組事例では、公益財団法人テクノエイド協会が公表している「住宅改修情報」に掲載されている事例を活用させていただきました。

多様な住宅改修事例が図面・写真などととも公開されていますので、是非、参考にしてみてください。

<https://www.techno-aids.or.jp/jyutaku/list.php>  
 公益財団テクノエイド協会HP > 住宅改修情報



(閲覧日：令和8（2026）年3月11日）

本章では、住宅改修の申請書を確認する際、給付判断に迷う事例と判断を行うために確認することが望まれるポイントや判断例をご紹介します。住宅改修の申請は、対象者の身体状況や家屋環境、介護環境など個別の要因により様々なケースが想定されます。各保険者で管理している過去の判断例や近隣市町等の判断例などと合わせ、給付判断の参考として活用ください。

※最終的な判断は自治体が下すものです。以下、「判断・対応（例）」は令和7年度調査研究事業の保険者調査において実事例としてご回答いただいたものです。他保険者の判断例を参考として掲載しています。

## 1. 手すりの取り付け

### 給付判断のためのポイント（共通項目）

検討項目	判断を行うためのポイント
対象者の身体機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体機能（筋力・関節可動域・麻痺等）、手すりを把握するための機能（握力・支持力・把握力等）、疾患（整形外科的疾患や中枢神経系疾患の有無、症状の程度等）、基本動作能力（立位保持、立ち座り、歩行等）、ADL・IADL能力等を把握する</li> <li>理由書に記載された状態像と改修内容の妥当性を確認し、より詳細な聞き取りを行う</li> <li>専門職（リハビリテーション専門職等）の助言を受ける</li> </ul>
対象者の動作・行為の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の住環境に適した日常生活動作、移動手段を専門職とともに検討する</li> <li>訪問調査を実施し、実際に手すりを使用する場面を確認する</li> </ul>
改修目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>理由書に記載された改修目的と工事内容との妥当性を確認し、より詳細な聞き取りを行う</li> </ul>
改修環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の住環境や改修目的に適した工事内容か、専門職とともに検討する</li> </ul>
改修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士等の専門職、施工業者等への確認や意見聴取等を行う</li> <li>担当の介護支援専門員や住宅改修事業者に改修内容の妥当性を確認する</li> <li>判断が難しい場合は近隣自治体、都道府県への照会が考えられる（都道府県を通じ厚生労働省へ照会も可能）</li> </ul>
福祉用具貸与の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりの取り付けは、福祉用具貸与の活用も検討できるが、安全性、安定性の観点においては住宅改修を優先することが望ましい</li> <li>住宅の構造上、住宅改修を行うことが難しい場合、福祉用具貸与も選択肢となるが、設置によるリスクを考慮する（例：貸与の手すりの土台部に生じる段差、貸与の手すりの設置に伴う廊下幅の減少等による利用者の動線の阻害等）</li> <li>手すり等を継続して長期使用することが見込まれる場合は、費用面でも住宅改修の方が利用者負担が少ないが、短期間の使用が想定される場合は貸与の方が利用者負担が少なくなることもあるため、総合的に検討する</li> </ul>

#### ア. 同一箇所に、複数の手すりを設置するケース

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
階段・廊下への設置	<p><b>両側への手すりの設置</b></p> <p>階段、廊下、玄関などに既存手すりが付いているが、両側へ手すりを設置したいとの申請があった</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の手すりのみでは不都合が生じる理由が不明確である。</li> <li>両側に設置する手すりについて、それぞれの使用目的が分からない。</li> <li>対象者の身体機能に対して、両側への手すりの設置が妥当なのか、判断が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>片麻痺等の身体的な理由等により、一方向しか使用できない場合、両側への手すりの設置が必要な場合も少なくありません。</li> <li>それぞれの手すりの使用目的（昇り降り、方向転換など）を確認し、既存の手すりや片側への手すり設置のみでは難しい理由を確認しましょう。主治医意見書やケアプラン等から、身体状況や疾患の内容を確認することも有効です。</li> </ul>

# IX. 住宅改修・給付判断事例集

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
階段・廊下への設置	<p><b>同一もしくは複数個所における複数の手すりの設置</b></p> <p>同一箇所における複数の手すりを設置する申請、動線上すべてに手すりを設置する申請、既存の手すりとは平行する位置に手すりを設置する申請等、複数の手すりを設置する申請があった</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請された全ての手すりが日常生活を送る上で必要なものであるか、保険給付としての妥当性を判断することが難しい。</li> <li>複数設置する手すりについて、それぞれの使用目的が分からない。</li> <li>対象者の身体機能に対して、複数の手すりの設置が妥当なのか、判断することが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の実際の歩行、階段昇降等の動作方法を確認し、それぞれの手すりの使用目的（立ち上がり、移動、方向転換など）を確認しましょう。</li> <li>対象者の状況に応じ、手すりの設置位置や使い方の工夫、歩行補助具や福祉用具等の併用等、他の手段についても協議しましょう。</li> <li>福祉用具貸与での設置も検討する場合、長期にわたり使用が想定される場合は、住宅改修の方が利用者負担が少なくなる場合があります。これらを踏まえて、妥当性を検討しましょう。</li> </ul>
	<p><b>夫婦での改修</b></p> <p>過去に手すりを住宅改修により設置した家屋に対し、当時の申請者の配偶者が給付対象となり、反対側にも手すりを設置したいと申請があった</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の手すりのみでは不都合が生じる理由が不明確である。</li> <li>新たに設置する手すりの使用目的が分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりを利用する対象者それぞれの歩行、階段昇降等の動作方法を確認し、手すりの設置の妥当性について確認しましょう。</li> <li>それぞれの対象者の状況に応じ、既存の手すりの使い方の工夫、歩行補助具等の併用等、他の手段についても協議しましょう。</li> </ul>
	<p><b>追加改修</b></p> <p>手すり設置から1ヶ月後に同じ動線上の未設置個所への手すり設置の申請、1回目の工事で長さが足りずに追加の工事の申請等、追加工事の申請があった</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最初の工事が適切に行われたのか、追加工事の妥当性を判断することが難しい。</li> <li>追加工事の理由から改修の妥当性を判断することが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院等により、対象者が急な身体機能の低下をきたしている場合もあるため、対象者の変化の状況および工事の実施状況を踏まえて追加改修の妥当性を判断することが重要です。</li> <li>対象者の身体状態に変化があったのか、工事内容に不備がなかったか、担当の介護支援専門員や住宅改修事業者に確認しましょう。</li> </ul>
浴室への設置	<p><b>同一もしくは複数個所における複数の手すりの設置</b></p> <p>既存手すりに隣接した位置へ手すりを取り付ける申請、各壁に手すりを取り付ける申請等、複数の手すりの設置の申請があった</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請された全ての手すりが入浴動作に必要なものであるか、妥当性を判断することが難しい。</li> <li>複数設置する手すりについて、それぞれの使用目的が分からない。</li> <li>対象者の身体機能に対して、複数の手すりの設置が妥当なのか、判断することが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の一連の入浴動作の方法を確認しましょう。</li> <li>それぞれの手すりの使用目的（扉の開閉時の立位保持、浴室内の移動、シャワー椅子や洗身台への移乗、シャワー椅子の立ち座り、臀部洗身時の立位保持、浴槽出入り、浴槽内立ち座り等）を確認しましょう。</li> </ul>
トイレへの設置	<p><b>両側への手すりの設置</b></p> <p>トイレに既存の手すりが設置されているが、両側へ手すりを設置したいとの申請があった</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の手すりのみでは不都合が生じる理由が不明確である。</li> <li>両側に設置する手すりについて、それぞれの使用目的が分からない。</li> <li>対象者の身体機能に対して、両側への手すりの設置が妥当なのか、判断が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一連のトイレ動作の方法を確認し、既存の手すりの活用では代用できない理由や複数の手すりを設置する妥当性を確認しましょう。</li> </ul>

# IX. 住宅改修・給付判断事例集

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
トイレへの設置	<b>複数箇所への手すりの設置</b> 便器の両側に手すりを取り付ける申請、トイレの左右両側の壁に手すりを取り付ける申請、扉の入口側と出口側両方に手すりを取り付ける申請等、複数の手すりを設置する申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請された全ての手すりが一連のトイレ動作に必要なものであるか、保険給付としての妥当性を判断することが難しい。</li> <li>複数設置する手すりについて、それぞれの使用目的が分からない。</li> <li>対象者の身体機能に対して、複数の手すりの設置が妥当なのか、判断することが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりごとの使用目的（扉の開閉時の立位保持、トイレ内の移動、便座への移乗、便座の立ち座り、便座上の座位保持、下衣着脱時の立位保持、清拭時の姿勢保持、洗浄レバー操作時の立位保持等）を確認しましょう。</li> <li>手すりの設置位置や形状を工夫することで、対象者の立ち上がり動作やトイレ内移動の自立支援につながる場合もあるため、建築士等の専門職・住宅改修事業者やリハビリテーション専門職等に助言を受けることも有効です。</li> </ul>
	<b>過去の事例が少ない改修</b> トイレ内に3本の手すり設置の申請（便器両側・便器前）があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>類似の事例が少ない改修にも関わらず、例えば、理由書の記載に単一の動作の記載しかない等、改修の妥当性を判断することが難しい。</li> <li>新たに設置する手すりの使用目的が分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トイレ環境や対象者の身体機能を確認できる追加書類（写真・図面等、主治医意見書等）を提出してもらうことも有効です。</li> <li>過去に事例が少ない改修の場合、動作確認の実施があったか、3本の使い方などの協議があったか等、対象者の身体機能に対して、改修内容が妥当なのか十分検討したうえで申請しているのか確認しましょう。</li> </ul>
二段に設置	<b>疾患等により特別な住宅改修を要す場合</b> 同一ヶ所に手すりを二段にして設置したいとの申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>理由書等から同一箇所へ複数の手すりを設置する妥当性を判断することが難しい。</li> <li>既存の手すりのみでは不都合が生じる理由が不明確である。</li> <li>特別な改修内容の場合、対象者の身体機能に対して適切な改修であるか、判断が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>脊髄小脳変性症等の進行性疾患や脊柱管狭窄症等の日内変動を伴う疾患等では、日によって身体機能や疼痛が変化するため、高さを変えた手すりが有用となる場合があり、リハビリテーション専門職等の助言を受けましょう。</li> <li>縦手すり等、手すりの設置位置や形状を工夫することで、対象者の自立支援につながる場合もあるため、住宅改修事業者や建築士等の専門職に助言を受けましょう。</li> <li>住環境や対象者の身体機能を確認できる追加書類（写真・図面等、主治医意見書等）を提出してもらうことも有効です。</li> </ul>
その他	<b>同居している夫婦の個々の状態に合わせた改修</b> 夫婦が暮らしている住居において、個々の身体状態・日常生活動作に対応した住宅改修の申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>身長差のある夫婦の場合、それぞれに対応した、高さの異なる手すりを同一箇所へ設置する場合、複数の手すりを設置する妥当性を判断することが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すりを利用する対象者それぞれの動作方法を確認し、改修の妥当性を確認しましょう。それぞれの必要とする手すりが、夫婦のお互いの動作を妨げることがないか確認することも大切です。</li> <li>判断が難しい場合は、リハビリテーション専門職等の助言を受けて、妥当性を協議することが有効です。</li> </ul>

# IX. 住宅改修・給付判断事例集

## イ. 手すりの取付け時の石綿事前調査の費用

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
調査費用	住宅改修するうえで、石綿事前調査は必要なものではあるが、介護保険の適用として相応しいのか判断するのが難しかった	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体内で判断できない。</li> <li>相談先や照会先が分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣自治体や都道府県への照会も検討しましょう。</li> <li>都道府県で判断できない場合は、都道府県から厚生労働省へ照会することも可能です。</li> </ul>
<p><b>【判断・対応（例）※】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 近隣市町村と対応を揃えるために、近隣自治体へ意見照会を行った。</li> <li>◇ 都道府県に照会したところ、都道府県から厚生労働省へ照会してもらい、「最終的に自治体の判断となるが、含めて問題ない」との回答が得られ、その通りに対応した。</li> </ul>			

## ウ. 自宅の敷地内の玄関から公道までの手すりの設置

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
敷地境界線	玄関から公道までにある側溝の上へ手すりを取り付ける申請について、本人は自身の土地だと言うが、公道の土地である可能性があり、判断に迷った	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体内で判断できない。</li> <li>相談先や照会先が分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体内で判断できない場合は、近隣自治体や都道府県への照会も検討しましょう。</li> <li>都道府県で判断できない場合は、都道府県から厚生労働省へ照会することも可能です。</li> </ul>
<p><b>【判断・対応（例）※】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市町村の用地課に照会し、「公道であるため個人のための手すり設置は不可」と確認した。</li> <li>◇ 都道府県に照会したところ、「玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となる」とされているが、地番のみで敷地内かどうかは判断できないとして、現地調査により保険者で敷地内かどうかの判断を行うことを勧められた。</li> <li>◇ 都道府県に照会したところ、「土地所有者の承諾を得る必要があり、被保険者の通常的生活領域と認められる特別な事情により、必要であれば対象とすることも可能。被保険者にとって真に必要な改修かどうか判断する必要がある。」と助言があった。</li> <li>◇ 都道府県から厚生労働省に照会し、「住所地番でなくとも生活導線であり、所有する土地であれば給付対象とする」という意見を採用した。</li> </ul>			
生活動線	自宅から外出する際の動線で段差、坂道、階段等が含まれる申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>公道への出入可能な箇所が含まれている場合、介護保険の給付対象とすべきか判断が難しい。</li> <li>不整地のため歩行車等での移動が難しいケースもあり、対象者の身体機能に対して適切な改修内容について判断することが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活動線（屋内からの連続性も含めて）を確認し、改修箇所の所有者を確認しましょう。</li> <li>生活における屋外移動の目的や頻度、介助者の必要性等についても確認しましょう。</li> <li>担当の介護支援専門員、専門職等だけでなく、行政担当者も含めて協議の場を設け、検討することも有用です。</li> </ul>

# IX. 住宅改修・給付判断事例集

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
その他	<b>複数箇所への手すりの設置</b> 見積設計図上、点在した箇所到手すりを設置する申請、玄関の段差に左右2本の手すりを設置したいとの申請等、複数の手すりを設置する申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>理由書等から複数の手すりを設置する妥当性を判断することが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一連の動作方法を確認し、複数の手すりが必要な理由を確認しましょう。</li> <li>手すりの設置位置や形状を工夫することで、対象者の自立支援につながる場合もあるため、建築士等の専門職・住宅改修事業者やリハビリテーション専門職等に助言を受けましょう。</li> </ul>
	<b>改修工事の妥当性</b> 一般の住宅に比べ玄関から公道までの距離が長い場合、散歩等で利用する裏の公道までの手すりの申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活を送る上で必要不可欠な改修内容であるか判断することが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活動線（屋内からの連続性も含めて）を確認し、改修箇所の所有者を確認しましょう。</li> <li>生活における屋外移動の目的や頻度、介助者の必要性等についても確認し、工事の妥当性を検討しましょう。</li> <li>担当の介護支援専門員、専門職等だけでなく、行政担当者も含めて協議の場を設け、検討することも有用です。</li> </ul>

## Ⅰ. 公道への手すりの設置

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
敷地境界線	公道への改修申請があった公道を跨ぐ改修申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可権限がないため、保険給付として承認してよいのか判断できない。</li> <li>公道であっても本人の生活動線として不可欠な場合、承認の判断が難しい。</li> <li>敷地内と公道の境界線がどこなのか不明確である。</li> <li>手すりがどの範囲まで設置できるのか不明確である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活動線（屋内からの連続性も含めて）を確認し、改修箇所の所有者を確認しましょう。</li> <li>担当の介護支援専門員、専門職等だけでなく、行政担当者も含めて協議の場を設け、検討することも有用です。</li> </ul>
	<p><b>【判断・対応（例）※】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地元自治体と道路・河川の担当課の両方に相談し、本人の生活に必須であるならば、管理している自治体・担当課に工事の許可を得た上で支給対象とした。</li> <li>◇ 公道の担当課から利用者へ直接手続きを説明してもらった。</li> <li>◇ 公道の管理部署への許可申請を追加で求めた。</li> <li>◇ 自宅前の県の河川事務所敷地内にある通路を整地し、階段を付している場所（県への許可の有無は不明）への手すり設置について都道府県に照会したところ、「住宅改修は現に居住する住宅について行われる必要があることから、県の敷地である通路に設置することは、現に居住する住宅改修にはあたらないため、支給対象外と考える」と回答があった。</li> </ul>		
その他	赤道（あかみち）への改修申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人以外も利益享受となる可能性があり、判断が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該赤道を利用しないと敷地外に出られない、当該赤道を対象者以外が使用する可能性が低い等、住宅改修での対応が妥当な場合もあるため、妥当性を協議しましょう。</li> <li>対象者の状態像を把握し、日常生活に不可欠なものであるか確認しましょう。</li> </ul>

# IX. 住宅改修・給付判断事例集

## オ. 固定されている家具への手すりの設置

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
安全性	下駄箱、収納棚、箆笥、物置等への手すりの設置申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類から改修内容の安全性の確認することが難しい。</li> <li>その場所を改修することが適切なのか、工事の妥当性が分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前申請の段階から住宅改修事業者事情を聴取しましょう。</li> <li>家具の固定方法、固定力の現地調査も検討しましょう。</li> <li>対象者の実際の動作方法と手すりにかかる荷重量（引く、押す等のように手すりに負荷がかかるか）を確認しましょう。</li> <li>理由書の中に、安全面が確保できる根拠を明記してもらいましょう。家具が固定されていることが分かる部分の写真の追加提出を求めることも有用です。</li> </ul>

## カ. 一般的なものに比べ、デザイン性や機能性が高い手すりの設置

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
価格、デザイン・装飾	一般的な手すりより費用が高いと思われる申請、手すりの設置に特殊な工賃が含まれる申請、見栄えの良さを兼ね備えたものやライト等の付加機能を備えた手すりの設置申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の仕様に合わせて見栄えの良いものを選択する対象者もいるが、高額商品の基準が分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人や家族へ支給限度額がある旨を説明しましょう。</li> <li>価格の妥当性について、改修費用の再見積もりや相見積りの依頼や、商品の詳細なパンフレットの提出を求めることも有用です。</li> <li>対象者の身体状況によっては特注品でしか対応できない場合もあるため、専門職等から助言をもらうことも有用です。</li> </ul>
<p><b>【判断・対応（例）※】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 再見積もりを依頼したところ、費用が減額されたケースがあった。</li> <li>◇ 一般的なものの値段と比較し按分を行い一般的なものの値段分は認める対応をした。</li> <li>◇ 高額商品と判断し、標準見積りにて置き換え給付する対応をした。</li> </ul>			
妥当性	シャワーフック付き手すり、トイレトーパーホルダー付手すり、物を置くことのできる台座形状の手すり、跳ね上げ式手すり等、他の用途が含まれた手すりの設置申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>手すり以外の用途が含まれている場合、介護保険での給付として妥当かどうか判断が難しい。</li> <li>対象者の身体機能に適した改修であるか、判断できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>どのように自立支援につながるのかを理由書に明記してもらいましょう。</li> <li>用途や価格の妥当性を判断するにあたり、手すり以外の用途部分と手すり部分を区別した見積り作成を依頼する、メーカーカタログ等の提出を依頼することも有用です。</li> <li>対象者の身体状況によっては特注品でしか対応できない場合もあるため、専門職等から助言をもらうことも有用です。</li> </ul>
<p><b>【判断・対応（例）※】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 手すり以外の用途部分は按分し支給対象外とした。</li> <li>◇ 費用の按分もできない場合は住宅改修の対象外とした。</li> </ul>			

# IX. 住宅改修・給付判断事例集

## 2. 段差の解消

### 給付判断のためのポイント（共通項目）

検討項目	判断を行うためのポイント
対象者の身体機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体機能（筋力・関節可動域・麻痺等の程度等）、疾患（整形外科的疾患や中枢神経系疾患の有無、症状の程度等）、基本動作能力（移動能力・耐久性、移動における安全性）、ADL・IADL能力を把握する</li> <li>理由書に記載された状態像と改修内容の妥当性を確認し、より詳細な聞き取りを行う</li> <li>専門職（リハビリテーション専門職等）の助言を受ける</li> </ul>
対象者の動作・行為の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>今までの生活パターンや生活動線・活動範囲等を確認し、改修後の対象者の活動や参加の拡がりについて、専門職とともに検討する</li> <li>対象者の住環境に適した日常生活動作、移動手段を専門職とともに検討する</li> <li>訪問調査を実施し、実際に段差を使用する場面を確認する</li> </ul>
改修目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活における屋内外の移動の目的や頻度、介助者の必要性、介護者の有無を把握する</li> <li>理由書に記載された改修目的と工事内容との妥当性を確認し、詳細な聞き取りを行う</li> </ul>
改修環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の住環境や改修目的に適した工事内容か、専門職とともに検討する</li> </ul>
改修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士等の専門職、施工業者等への確認や意見聴取等を行う</li> <li>担当の介護支援専門員や住宅改修事業者に改修内容の妥当性を確認する</li> <li>判断が難しい場合は近隣自治体、都道府県への照会が考えられる（都道府県を通じ厚生労働省へ照会も可能）</li> </ul>
福祉用具貸与の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>スロープの設置等、福祉用具貸与の活用も検討できるが、安全性、安定性の観点においては住宅改修を優先することが望ましい</li> <li>住宅の構造上、住宅改修を行うことが難しい場合、福祉用具貸与も選択肢となるが、設置によるリスクを考慮する（例：貸与のスロープの固定性低下に伴う不安定さ等）</li> <li>スロープ等を継続して長期使用することが見込まれる場合は、費用面でも住宅改修の方が利用者負担が少ないが、短期間の使用が想定される場合は貸与の方が利用者負担が少なくなることもあるため、総合的に検討する</li> </ul>

### ア. スロープを貸与していた箇所へのスロープ設置の改修

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
貸与では対応できない	福祉用具の貸与の方が適している可能性があり、改修工事を行う必要があるかどうかの判断をすることが難しかった	福祉用具の貸与の方が柔軟に対応できるように思われ、現在の対象者の身体機能に適した改修であるか、判断できない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修でなくてはならない理由を確認しましょう。</li> <li>福祉用具貸与のスロープは持ち運びが容易な一方で、住宅改修に比較して固定性が劣ることが一般的です。また、長期にわたり使用が想定される場合は、福祉用具貸与に比べ、住宅改修の方が利用者負担が少なくなる場合があります。これらを踏まえて、妥当性を検討しましょう。</li> <li>判断が難しい場合は、専門職等の助言を受けて、妥当性を協議することが有用です。</li> </ul>
その他	選択肢としていくつか考えられる工事内容のうち、理由書からなぜその改修工事を選択したのか把握することが難しかった	例えば、上がり框に対する対策として、スロープや縦手すりといった複数の選択肢があるが、対象者がなぜその改修工事を選択したか理由が読み取れず、改修の妥当性を判断できない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の動作方法を確認し、改修の妥当性を確認しましょう。</li> <li>歩行補助具・福祉用具等の併用等、他の選択肢についても、対象者に適したものはないか協議しましょう。</li> </ul>

# IX. 住宅改修・給付判断事例集

## イ. 生活動線上でない箇所へのスロープの新設

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
妥当性が不明確	<b>生活動線外の改修</b> 生活するうえで不可欠な動線ではない場所へのスロープ設置の申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者が日常生活を過ごすにあたり、妥当性のある工事なのか、判断できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修希望箇所の工事の理由について詳細を確認しましょう。</li> <li>対象者の動作方法を確認し、改修の妥当性を確認しましょう。</li> </ul>
	<b>個別事情の対応</b> 提出された図面や写真だけでは工事の妥当性を判断できない	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、居室の壁に出入口を設け、スロープを新設したい等、工事内容が大規模であるにもかかわらず、全体像を十分に把握できず、妥当性を判断できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一連の動作方法を確認し、大規模改修を行う理由を確認しましょう。</li> <li>申請内容について、対象者の自立支援につながる最も有用な工事内容であるか、住宅改修事業者や専門職にも助言を受けましょう。</li> </ul>
頻度が不明確	特定の時期の移動時に使用する経路へのスロープ設置の申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、普段使用しておらず、衣替えの際のみに使用する物置までの移動に使用する等、対象者がどの程度の頻度で利用するか分からない。</li> <li>理由書の記載から、改修の妥当性を判断できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用頻度を確認し、日常生活を過ごすにあたり、妥当性のある工事であるか確認しましょう。</li> <li>使用頻度を考慮し、歩行補助具・福祉用具等の併用等、他の手段についても協議しましょう。</li> </ul>
<p><b>【判断・対応（例）※】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 衣替えで使用する場合、荷物を持って移動することが求められるため、身体機能から適切とは判断できず、給付対象からは除外した。</li> <li>◇ 家族等にも協力を依頼して生活を見直し、無理なく過ごす工夫をアドバイスした。</li> <li>◇ 使用頻度は低いものの、対象者が生活する際の自立支援の観点で妥当性があるか、担当で会議を開催し、給付対象とするか検討した。</li> </ul>			

## ウ. 階段踏み面の拡張

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
車椅子移動	介助者の負担軽減目的で、階段のステップ幅を拡張したいという申請があった ステップの高さの変更はなく、段差の解消として認めてよいか迷った	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、介助者が車椅子を旋回する際、ステップ幅が足りず、車椅子操作に支障をきたす等、その対策としてステップ幅を拡大する工事は介護保険の給付対象として取り扱って良いのか分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>段差は変わらず踏み面のみを拡張する場合については、対象者の自立支援につながる場合には給付することを検討しましょう。</li> <li>車椅子を使用する動線について、直進・旋回時に安全な幅などがあるか、段差昇降能力（自立、介助）に合った段差の高さであるか、屋内から屋外への動線の連続性は安全か、確認しましょう。</li> </ul>
該当項目が不明	踏面拡張の申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修のどの項目に該当するか分からない。</li> <li>段差解消を伴う改修か不明で、介護保険給付の対象となる工事か判断できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子だけでなく、歩行移動の場合についても、踏面の拡張が自立支援につながる場合には給付することを検討しましょう。</li> <li>安全なスペースがあるか、段差昇降能力（自立、介助）に合った段差の高さであるか、屋内から屋外への動線の連続性は安全か、確認しましょう。</li> </ul>

# IX. 住宅改修・給付判断事例集

## 工. 部屋全体または廊下全体の嵩上げ・嵩下げ

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
新たな段差の発生	廊下全体の嵩上げを行う申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、廊下全体の嵩上げにより、各部屋との段差は解消されるが、一方で玄関の上がり框の段差が高くなってしまいう等、工事内容の妥当性が判断できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋構造によって、廊下全体の嵩上げでなければ段差が解消できない場合もあり、注意が必要です。また、廊下の一部の高さを一段上げることで段差を解消できる場合、敷居を撤去すれば段差を解消できる場合等、様々なケースがあるため、家屋構造に適した改修内容であるか住宅改修事業者にも確認しましょう。</li> <li>今までの生活パターン、生活動線・活動範囲を確認しましょう。</li> <li>新たな移動手段において、床面の嵩上げ・下げが対象者の自立支援につながるか確認しましょう。</li> <li>スロープ設置、歩行補助具・福祉用具等の併用等、他の手段についても協議しましょう。</li> </ul>
給付の範囲	廊下全体の嵩上げの妥当性の判断が難しい	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、廊下が敷居よりも低いため、廊下を全部張り替えたいが、住宅改修と認められるか、まずはスロープ等で対応するべきか、判断が難しかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スロープ設置や敷居撤去等の改修、歩行補助具・福祉用具等の併用等、他の手段についても検討したうえでの申請か、確認しましょう。</li> </ul>
<p><b>【判断・対応（例）※】</b></p> <p>◇ 都道府県に照会したところ、「廊下を全部張り替えることは住宅改修として認められる。また、スロープ設置についても、取り付けに際し工事を伴うものであれば住宅改修の給付対象として認められる」と回答があった。</p> <p>◇ 他の手段がなく、やむを得ない場合、給付対象とした。</p>			
妥当性	<p><b>適切な手段の検討</b></p> <p>福祉用具も適応となる場合があった</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、嵩上げの申請であっても、実際にはミニスロープの設置が可能だった等、工事の妥当性の判断が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の手段についても検討したうえでの申請か、改修の妥当性を確認しましょう。</li> <li>福祉用具貸与での設置も検討する場合、長期にわたり使用が想定される場合は、住宅改修の方が利用者負担が少なくなる場合があります。これらを踏まえて、妥当性を検討しましょう。</li> </ul>
	<p><b>個別事情の対応</b></p> <p>床の嵩上げについて、工事を行う理由が理由書からは判断できなかった</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、元々押し入れだったスペースを解体し、ポータブルトイレを設置するために嵩上げする等、嵩上げ工事をして新たな空間を作る理由が把握できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の動作方法、生活パターン、生活動線・活動範囲を確認しましょう。</li> <li>申請内容について、対象者の自立支援につながる最も有用な手段であるか、住宅改修事業者や専門職等にも助言を受けましょう。</li> </ul>
	<p><b>改修方法の検討</b></p> <p>図面で改修方法の妥当性を確認することが難しかった</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、段差の解消方法として、リビングと廊下の嵩上げの申請があり、双方の嵩上げが適切かどうか判断できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の手段についても検討したうえでの申請か、確認しましょう。</li> <li>申請内容について、対象者の自立支援につながる最も有用な手段であるか、住宅改修事業者や専門職等にも助言を受けましょう。</li> </ul>

# IX. 住宅改修・給付判断事例集

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
妥当性	<b>改修方法の妥当性</b> 申請された工事内容が妥当なのか、判断ができなかった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、部屋の片方だけを嵩上げし、片方の段差は解消されない工事の申請があり、工事内容が適切なのか判断できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋構造に適した改修内容であるか住宅改修事業者にも確認しましょう。</li> <li>申請内容について、対象者の自立支援につながる最も有用な手段であるか、住宅改修事業者や専門職等にも助言を受けましょう。</li> </ul>
老朽化	対象者の自立支援のためというよりは、リフォームや老朽化に対する工事に当たるのではないかという疑義があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>単に、リフォームや老朽化に対する工事ではなく、対象者の身体機能の変化などに伴い、自立支援のために新たに必要であることが理由書から判断できなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事予定箇所を確認し、住宅改修の理由について詳細を確認しましょう。</li> <li>申請内容について、対象者の自立支援につながる最も有用な手段であるか、住宅改修事業者や専門職等にも助言を受けましょう。</li> </ul>

## 3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 給付判断のためのポイント（共通項目）

検討項目	判断を行うためのポイント
対象者の身体機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体機能（筋力・関節可動域・麻痺等の程度等）、疾患（整形外科的疾患や中枢神経系疾患の有無、症状の程度等）、基本動作能力（移動能力・耐久性、移動における安全性、転倒履歴とその原因、転倒リスク）、ADL・IADL能力を把握する</li> <li>理由書等に身体状況の詳細を記載してもらう</li> <li>専門職（リハビリテーション専門職等）の助言を受ける</li> </ul>
対象者の動作・行為の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>今までの生活パターンや生活動線・活動範囲等を確認し、改修後の移動手段による対象者の活動や参加の拡がりについて、専門職とともに検討する</li> <li>対象者の住環境に適した日常生活動作、移動手段を専門職とともに検討する</li> <li>訪問調査を実施し、実際に改修箇所を使用する場面を確認する</li> </ul>
改修目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>床材変更により移動が円滑化され、自立支援につながるか確認する</li> <li>理由書に記載された改修目的と改修理由等との妥当性を確認し、より詳細な聞き取りを行う</li> </ul>
改修環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の住環境や改修目的に適した工事内容か、専門職とともに検討する</li> </ul>
改修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士等の専門職、施工業者等への確認や意見聴取等を行う</li> <li>担当の介護支援専門員や住宅改修事業者に改修内容の妥当性を確認する</li> <li>判断が難しい場合は近隣自治体、都道府県への照会が考えられる（都道府県を通じ厚生労働省へ照会も可能）</li> </ul>

### ア. フローリングから、転倒時の衝撃緩和機能がついたフローリングへの改修

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
老朽化	対象者の自立支援のためというよりは、リフォームや老朽化に対する工事に当たるのではないかという疑義があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、既存のフローリングが滑るため、耐滑性のフローリングに変更する申請があり、経年劣化に対する工事目的が疑われ、対象者の移動を円滑化することが目的の工事内容となっているか、判断できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事予定箇所を確認し、床材変更が必要な理由を確認しましょう。</li> <li>申請内容について、対象者の自立支援につながる最も有用な手段であるか、住宅改修事業者や専門職等にも助言を受けましょう。</li> </ul>

# IX. 住宅改修・給付判断事例集

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
妥当性	転倒を予防するための住宅改修であるのに、転倒することに対する改修内容があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、衝撃緩和機能がついた床やマットへ改修する申請について、転倒した際に衝撃を緩和することが目的となり、転倒を予防するための滑り止め等の機能がない場合があり、疑問を感じた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>転倒時の衝撃を緩和する材料は軟らかいこともあり、歩行に不安定性をもたらす場合もあり、注意が必要です。移動の安全性を確保する必要性も十分検討しましょう。</li> <li>移動の円滑化により対象者の自立支援につながる改修であるか、理由書に記載してもらいましょう。</li> <li>対象者の自立支援に資する改修内容か、資料提出を求めたり、住宅改修事業者や専門職等にも助言を受けましょう。</li> </ul>

## イ. フローリングや畳から、転倒時の衝撃緩和機能等がついた畳への改修

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
妥当性	転倒を予防するための住宅改修であるのに、転倒することに対する改修内容があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、常に転倒の危険性がある対象者で、衝撃緩和機能等がついた畳へ改修する申請があったが、妥当な改修か判断できない。</li> <li>業者から提出されたパンフレット等では機能や性能がわかりづらく、効果が分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の生活パターン、生活動線・活動範囲を確認し、畳の改修が必要な理由を確認しましょう。</li> <li>申請内容について、対象者の課題解決や自立支援につながる最も有用な手段であるか、住宅改修事業者や専門職等にも助言を受けましょう。</li> </ul>

## ウ. 床材の滑りを防止する薬剤の塗布

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
妥当性	<p><b>施工実施の判断</b></p> <p>滑り止め防止の薬剤の塗布について、給付対象として認めて良いか、判断が難しい</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、滑り止め防止のワックスを塗布する内容は給付対象となるか問い合わせがあったが、塗布が完了したことを写真で確認できないため、判断に困った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬剤の塗布によって転倒リスクが低減するか確認しましょう。</li> <li>薬剤の持続性（耐用年数）を確認し、実施方法の確認手段（用いる塗料のカタログ等の資料、塗布している作業写真等）も工夫しましょう。</li> </ul>
	<p><b>施工の目的</b></p> <p>床材の滑りやすさについて、写真や理由書の記載からは状況が分からない</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、勝手口から駐車場へ行くまでの急勾配スロープが滑りやすいと理由書に記載されているが、内容が十分把握できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地訪問等、実際の状況を詳細に確認し、薬剤の塗布が必要な理由を確認しましょう。</li> </ul>

**【判断・対応（例）※】**  
 以下は例であり、利用者の心身の状況や住宅の状況等を勘案し、適切な判断をお願いします

- ◇ メンテナンスができないもの、永久利用できないものは不可と判断した。
- ◇ 施工は認めるが、利用者へ耐久年数の説明をすること、再申請は認められないことを伝えた。
- ◇ 工事の事前・事後の写真だけでなく、途中経過や使った商品の状況等が分かる資料の提出を求めた。

# IX. 住宅改修・給付判断事例集

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
妥当性	<b>薬剤の効果</b> 改修としての恒久性、効果の持続性について、詳細を把握できない	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、タイル床に防滑塗料を塗布する申請について、施工の恒久性や効果の持続性が不明であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地訪問等、実際の状況を詳細に確認し、薬剤の塗布が必要な理由を確認しましょう。</li> <li>有用な手段であるか、住宅改修事業者や専門職等にも助言を受けましょう。</li> </ul>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>【判断・対応（例）※】</b>              以下は例であり、利用者の心身の状況や住宅の状況等を勘案し、適切な判断をお願いします</p> <p>◇ 改修箇所は転倒リスクが高く、他の改修では代替困難であることを確認し、承認した。</p> <p>◇ ①滑りやすい素材の床であること（単に老朽化が原因でなく）、②滑りにくさを目的とした薬剤であること、③その床への塗布は1回目であること（2回目以降は塗布された薬剤の効果がなくなり経年劣化と判断されるため）を満たした場合のみ支給対象としている。</p> </div>		

## Ⅰ. 視認のしやすさを目的とした、階段の段鼻や段差のあるところの床材の変更

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
妥当性	視力低下に対する対策として、階段の段鼻や段差部分の床材工事の問い合わせがあった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、対象者が緑内障により視力低下があるため、その対応としての工事の申請があったが、給付対象として判断できるか悩んだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の視力、視知覚機能を確認し、視力低下に伴う危険性を確認しましょう。</li> <li>必要に応じ、障害者福祉の担当部署とも連携し、支援内容を検討しましょう。</li> <li>床材変更により移動の円滑化、自立支援につながるか確認しましょう。</li> <li>申請内容について、対象者の自立支援につながる最も有用な手段であるか、住宅改修事業者や専門職等にも助言を受けましょう。</li> </ul>
	視覚障害者の住宅改修で、階段の段鼻にテープを付けた	<ul style="list-style-type: none"> <li>視認しやすいようテープを付けた場合があったが、給付対象として判断できるか悩んだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の視力、視知覚機能を確認し、視力低下に伴う危険性を確認しましょう。</li> <li>対象者の自立支援につながる手段について、妥当と判断できるものは給付を検討しましょう。対象者を支援する手段については、住宅改修事業者や専門職等にも助言を受けましょう。</li> </ul>

# IX. 住宅改修・給付判断事例集

## 4. 引き戸等への扉の取替え

給付判断のためのポイント（共通項目）

検討項目	判断を行うためのポイント
対象者の身体機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体機能（筋力・関節可動域・麻痺等の程度等）、疾患（整形外科的疾患や中枢神経系疾患の有無、症状の程度等）、基本動作能力（移動能力・耐久性、移動における安全性、立位保持、バランス、歩行）、ADL・IADL能力を把握する</li> <li>理由書等に身体状況の詳細を記載してもらう</li> <li>専門職（リハビリテーション専門職等）の助言を受ける</li> </ul>
対象者の動作・行為の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>今までの生活パターンや生活動線等を確認し、改修後の対象者のADL・IADLや活動について、専門職とともに検討する</li> <li>対象者の住環境に適した日常生活動作、移動手段を専門職とともに検討する</li> <li>訪問調査を実施し、実際に改修箇所を使用する場面を確認する</li> </ul>
改修目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>扉の取替えにより移動の円滑化、自立支援がなされるかを確認する</li> <li>理由書に記載された改修目的と改修理由等との妥当性を確認し、より詳細な聞き取りを行う</li> </ul>
改修環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の住環境や改修目的に適した工事内容か、専門職とともに検討する</li> </ul>
改修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士等の専門職、施工業者等への確認や意見聴取等を行う</li> <li>担当の介護支援専門員や住宅改修事業者に改修内容の妥当性を確認する</li> <li>判断が難しい場合は近隣自治体、都道府県への照会が考えられる（都道府県を通じ厚生労働省へ照会も可能）</li> </ul>

### ア. アコーディオンカーテン設置のための間口の拡張工事

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
車椅子・歩行器での使用	扉の変更と併せて、間口を拡張したいとの申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、トイレの扉を引き戸からアコーディオンカーテンに変更する際、車椅子が通れないので間口を拡張したいとの申請があり、給付対象としてよいか判断が難しい。</li> <li>例えば、家の中で歩行器を使用することになり、トイレの扉を拡張する改修を行うことになった。これに伴いトイレの壁についても拡張が必要となったが、住宅改修の対象となるか、迷った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子利用者の場合、介助者の有無、トイレ内の移動や移乗の動作方法（手すりの使用等）も含めて、間口を拡張することの妥当性を確認しましょう。</li> <li>対象者の状況に応じ、歩行補助具や福祉用具等の併用等、他の手段についても適切なものがないか協議しましょう。</li> <li>間口を拡張する場合は、直進・旋回動作時に安全な幅などがあるか、工事内容の妥当性を確認しましょう。</li> <li>申請内容について、対象者の自立支援につながる最も有用な手段であるか、住宅改修事業者や専門職等にも助言を受けましょう。</li> </ul>
<p><b>■ 【判断・対応（例）※】</b></p> <p>◇ 都道府県に照会したところ、「WAMNETのQ&amp;Aにおいて、便器の取り替えに伴うトイレの壁の改修について付帯工事に該当するとされており、保険者において利用者の身体状況等を勘案してこの改修が必要であると判断すれば、扉の拡張工事の付帯工事として該当するものと考えられる」と回答があった。</p>			

# IX. 住宅改修・給付判断事例集

## 5. 洋式便器等への便器の取替え

給付判断のためのポイント（共通項目）

検討項目	判断を行うためのポイント
対象者の身体機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体機能（筋力・関節可動域・麻痺等の程度等）、疾患（整形外科的疾患や中枢神経系疾患の有無、症状の程度等）、基本動作能力（移動能力・耐久性、移動における安全性、立位保持、バランス、立ち座り、歩行）、ADL・IADL能力を把握する</li> <li>理由書に記載された状態像と改修内容の妥当性を確認し、より詳細な聞き取りを行う</li> <li>専門職（リハビリテーション専門職等）の助言を受ける</li> </ul>
対象者の動作・行為の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>今までの生活パターンや生活動線等を確認し、改修後の対象者のADL・活動について、専門職とともに検討する</li> <li>訪問調査を実施し、実際のトイレ動作を確認する</li> </ul>
改修目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>便器の取替により、自立支援がなされるかを確認する</li> <li>理由書に記載された改修目的と工事内容との妥当性を確認し、より詳細な聞き取りを行う</li> </ul>
改修環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の住環境や改修目的に適した工事内容か、専門職とともに検討する</li> </ul>
改修内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築士等の専門職、施工業者等への確認や意見聴取等を行う</li> <li>担当の介護支援専門員や住宅改修事業者に改修内容の妥当性を確認する</li> <li>判断が難しい場合は近隣自治体、都道府県への照会が考えられる（都道府県を通じ厚生労働省へ照会も可能）</li> </ul>

### ア. 和式便器を使用できる身体機能である対象者の、洋式便器への取替え

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
妥当性	身体機能の高い対象者から、和式便器を洋式便器の改修申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、和式便器を使用できる身体機能の対象者から様式便器へ改修する申請があったが、身体機能が高いため改修の妥当性が判断できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の動作の安全性にも配慮して、改修の妥当性を検討しましょう。身体機能の高い対象者でも、和式便座の利用により不安定な姿勢となる場合や、しゃがみ動作により下肢関節への負担が増大することもあります。</li> <li>福祉用具の簡易設置型便座等、他の手段についての検討状況を確認しましょう。</li> </ul>
	和式便器が使用できる身体機能レベルについて、洋式便器に切り替える基準が難しい	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、転倒のリスクが高い等、和式便器が使用できる身体機能がどのあたりまでと考えるか、洋式便器に切り替える基準が分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者のトイレ動作を確認し、現状の課題やリスク、安全性を踏まえ、改修の妥当性を確認しましょう。</li> <li>申請内容について、対象者の自立支援につながる最も有用な手段であるか、住宅改修事業者や専門職等にも助言を受けましょう。</li> </ul>



# IX. 住宅改修・給付判断事例集

## 6. その他（種目に限定されない内容）

### ア. 施設系サービスに入所中の対象者の申請

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
施設退去前	施設系サービスを退去予定の対象者から、退去前に住宅改修を行いたいとの相談があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、介護老人保健施設を退去予定の方が、退去前に住宅改修を行いたいとの相談があり、困った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所中の場合は住宅改修が必要と認められないため住宅改修が支給されることはありませんが、退所に向けた準備として、事前相談のうえで住宅改修を行い、退所後に住宅改修費の支給を申請することは可能です。</li> <li>ただし、住宅改修が行われたものの何らかの理由で退所できなかった場合は、給付対象となりません。</li> <li>対象者の身体状況を確認し、退去前の住宅改修の妥当性を判断しましょう。</li> <li>身体状況等により、一時的な利用が想定される場合、歩行補助具・福祉用具等の併用等、他の手段についての検討状況を確認しましょう。</li> </ul>
<p><b>1 【判断・対応（例）※】</b></p> <p>◇ 詳細を確認したところ、対象者の状態が不安定であり、退所については不確定であった。退所しないこととなった場合は給付できないことから、退所が確定した際もしくは退所後に相談いただくよう回答した。</p> <p>◇ 退所後、対象者が円滑に日常生活を送るため、事前の改修が妥当と判断し、給付対象とした。</p>			
対象者が自宅に不在	住所地と居住地が違う場合の申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、施設入所等により住所地と居住地が異なり、自宅に住民票をおいている対象者の場合、給付対象となるか判断が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となります。生活実態が自宅にあると保険者が判断できるか、実際に自宅に帰る頻度等を確認し、改修の妥当性を判断しましょう。</li> <li>一時的な利用が想定される場合、歩行補助具・福祉用具等の併用等、他の手段についての検討状況を確認しましょう。</li> </ul>

### イ. 集合住宅の共有部分（廊下等）に手すりを設置する改修

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
妥当性	集合住宅の共用部分への改修の申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、外出にあたり、改修の申請があった廊下を通ることが不可欠なのか、提出された書類から把握できない。</li> <li>共有部の改修は給付対象となるのか判断できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>集合住宅の管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる場合もあります。</li> <li>対象者の生活パターン、生活動線・活動範囲を確認しましょう。</li> <li>対象者の自立支援に資する改修内容か、資料提出を求めたり、住宅改修事業者や専門職等にも助言を受けましょう。</li> </ul>

## IX. 住宅改修・給付判断事例集

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
集合住宅の有益性	集合住宅の価値を高めることが想定される改修の申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、手すりの設置について、対象者の日常生活に不可欠なものであるか、集合住宅の価値を高めるものではないかの判断が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の所有者が恣意的に、申請者へ共有部分の改修を強要する場合も想定されるため、高齢者の身体状況、生活領域、機能等に応じて、妥当性を判断しましょう。</li> <li>申請内容について、対象者の自立支援につながる最も有用な手段であるか、住宅改修事業者や専門職等にも助言を受けましょう。</li> </ul>
使用頻度	対象者だけでなく、集合住宅の他の住人も使用する箇所の改修の申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、アパートの外階段に手すりを設置する申請について、共有部分のため他の住人も使用することが想定される場合、給付対象としてよいか判断が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専用部分の改修が一般的と考えられますが、住宅改修による共有部分の改修が妥当な場合もあります。対象者の自立支援に不可欠であるか協議しましょう。</li> <li>対象者の生活パターン、生活動線・活動範囲を確認しましょう。</li> </ul>

### ウ. 住宅改修済の住宅を建て替えた後、建て替え前とは異なる改修を行う場合

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
過去の申請と異なる箇所の改修	住宅改修を行った同一住所において、建て替え後、再度住宅改修の申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、同一住所地での建て替えの場合、前回の改修と異なる箇所の申請については判断が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護状態区分が重くなったとき（3段階上昇時）、転居した場合は再度支給限度基準額が設定されますが、同一住所での建て替えについては支給限度基準額の再設定はありません。</li> <li>対象者の自立支援につながる妥当な改修内容か、住宅改修事業者や専門職とも協議し、判断しましょう。</li> </ul>
建て替え後、すぐの申請	建て替え後、すぐに住宅改修の申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、住宅を建て替えた後、すぐに手すりを設置する申請があり、妥当性が分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体機能の変化により必要な新たな改修は、支給限度基準額内であれば可能です。</li> <li>対象者が急な身体機能の低下をきたしている場合もあるため、対象者の変化の状況および建て替え後の状況を踏まえて改修の妥当性を把握することが重要です。</li> <li>対象者の身体状態に変化があったのか、対象者に不可欠な改修内容であるか、担当の介護支援専門員や住宅改修事業者を確認しましょう。</li> </ul>

### エ. ユニットバス工事費の按分を行う場合

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
給付対象となる費用の判断	ユニットバス工事における手すり設置に係る付帯工事について、ユニットバス全体の工事に関する申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、提出された見積書ではユニットバス全体の工事費が記載されており、どの部分が住宅改修の適用になるのか、どの程度の割合で給付対象とするか判断できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積内訳書の詳細な記載を依頼し、工事費の詳細を明示しましょう。</li> <li>用途や価格の妥当性を判断するにあたり、給付対象部分を区別した見積り作成を依頼することも有効です。</li> <li>価格の妥当性について、改修費用の再見積り・相見積りの依頼や、商品の詳細なパンフレットの提出を求めることも有効です。</li> </ul>

## IX. 住宅改修・給付判断事例集

### オ. 家族による手すりの設置の際の工賃

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
家族	家族が大工を営んでおり、家族自ら工事を行う申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修事業者に依頼しない工事の場合、給付対象としてどのように判断すればよいか、困った。</li> <li>適切な部材であるか、妥当性の判断が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合、材料の購入費は住宅改修費の支給対象となります（工賃は支給対象外）。</li> <li>別居している家族が「大工を生業とする者」と認められ、要介護者と業者間の契約に基づく適切な積算による請求と見なせる場合（家族ではなく、業者に発注したものであると判断できる場合）、給付対象になる場合があります。</li> <li>大工等の業務をしていない家族もしくは個人で工務店等の業務を営む家族の場合か（材料費のみの支給対象）、個人ではない工務店等に家族が所属している場合か（工賃も支給対象）確認しましょう。</li> <li>要介護者と業者間の契約に基づく適切な積算による請求であるか、適切な改修内容か、住宅改修事業者や専門職等とも協議し、判断しましょう。</li> </ul>
知人	家族ではなく知人（住宅改修事業者ではない）による改修の申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、介護保険による住宅改修の経験がなく、見積りはじめ金銭の請求・受領が曖昧で、書類を作成する認識が不十分なことがあり、対応に困った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>価格の妥当性について、改修費用の再見積もりや相見積りの依頼することも有用です。</li> <li>適切な改修内容か、住宅改修事業者や専門職等とも協議し、判断しましょう。</li> </ul>

### カ. 一般的な材料と比較して高額であった場合

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
スロープ	デザイン性の高い段差解消スロープの申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、理由書に段差解消スロープの妥当性の記載があったものの、家族からデザイン性の高いタイル貼りの希望があり、給付対象として判断してよいか迷った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>どのように自立支援につながるのかを理由書に明記してもらいましょう。</li> <li>用途や価格の妥当性を判断するにあたり、段差解消部分の費用とタイル貼り部分を区別した見積り作成を依頼することも有用です。</li> </ul>
<p><b>【判断・対応（例）※】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 段差解消が目的であり、タイル貼り工事は給付対象外との説明を行った。</li> <li>◇ 段差解消部分の費用については給付対象とした。</li> </ul>			
手すり	特殊なデザインの手すりを設置する申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>玄関外に設置する手すりが、今まで受付したことのないデザインの手すりだった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>どのように自立支援につながるのかを理由書に明記してもらいましょう。</li> <li>住宅改修事業者や専門職等とも協議し、妥当な改修であるか判断しましょう。</li> </ul>

## IX. 住宅改修・給付判断事例集

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
手すり	特殊な部材の手すり設置する申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、対象者本人が、レンタルしていた手すりと同素材の手すりを希望されたが、住宅改修事業者が一般的に扱うことの多い手すりよりも高額であったため、妥当性の判断が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>価格の妥当性について、改修費用の再見積もり・相見積りの依頼や、商品の詳細なパンフレットの提出を求めるとも有用です。</li> </ul>
相場の確認・高額の判断	住宅改修事業者が一般的に扱うことの多い工事や部材と比較して、明らかに高額な申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修工事に関する費用の標準的な目安がなく、住宅改修事業者によって工賃や部材費に関する費用に違いがあるため、妥当性の判断が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な改修内容・価格設定か、他の住宅改修事業者や専門職等とも協議し、妥当性を判断しましょう。</li> </ul>
	相場価格の範囲であるか判断が難しい申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>算出根拠が分からず、妥当な価格なのか判断できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>どのように自立支援につながるのかを理由書に明記してもらいましょう。</li> <li>他の住宅改修事業者や専門職等とも協議し、妥当な改修内容・価格設定か確認しましょう。</li> </ul>
その理由が不明	オーダーメイドの特殊素材を使った改修の申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、オーダーメイドの部材や、特殊な部材を使用した申請で、定価の確認ができないことがあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>どのように自立支援につながるのかを理由書に明記してもらいましょう。</li> <li>他の住宅改修事業者や専門職等とも協議し、妥当な改修内容・価格設定か確認しましょう。</li> </ul>

### キ. 他申請と比較して工賃が高額であった場合

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
業者の指定	特定の住宅改修事業者での工事の申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、対象者が希望した特定の住宅改修事業者が、他の住宅改修事業者に比べ、明らかに工事費用が高額なことがあり、給付対象として判断してよいか困った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>著しく不合理な金額でなければ保険者が利用者の自由選択権を制限できるものではありません。</li> <li>価格の妥当性について、改修費用の再見積もり・相見積りの依頼や、商品の詳細なパンフレットの提出を求めるとも有用です。</li> </ul>
相場の確認・高額の判断	価格の妥当性に疑義が生じた	<ul style="list-style-type: none"> <li>各住宅改修事業者等が設定している費用・価格について、明らかに高額であっても、明確な基準や根拠を示すことが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>価格の妥当性について、改修費用の再見積もり・相見積りの依頼や、商品の詳細なパンフレットの提出を求めるとも有用です。</li> <li>適切な改修内容か、住宅改修事業者や専門職等とも協議し、妥当性を判断しましょう。</li> </ul>
	部材以外の金額について、工賃等の標準価格や基準がないので、見積書の妥当性が分からない申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、工賃や諸経費等、費用の区分けが難しく、見積書を見た「印象」で価格の妥当性を判断せざるを得ない場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>価格の妥当性について、改修費用の再見積もり・相見積りの依頼や、商品の詳細なパンフレットの提出を求めるとも有用です。</li> <li>適切な改修内容か、住宅改修事業者や専門職等とも協議し、妥当性を判断しましょう。</li> </ul>

## IX. 住宅改修・給付判断事例集

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
高額である理由が不明	内訳が分からないため、適正な金額なのか判断できない申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、「工賃」としか記載されていない場合、内訳が分からないため、適正な金額なのか判断することが難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積書の内訳に不明点があった場合は、住宅改修事業者を確認しましょう。</li> <li>価格の妥当性について、改修費用の再見積もり・相見積りの依頼や、商品の詳細なパンフレットの提出を求めることも有効です。</li> </ul>
	改修工事の費用が高額で、対応に困る申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、他に類似した改修工事の申請と比較して明らかに費用が高額な場合、工賃費の詳細等をどのように確認し、どこに問い合わせればよいか分からない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅改修事業者に対し、見積内訳書の詳細な記載を依頼し、工賃費の詳細を明示してもらいましょう。</li> <li>価格の妥当性について、改修費用の再見積もりや相見積りの依頼や、商品の詳細なパンフレットの提出を求めることも有効です。</li> </ul>

### ク. 対象者が連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所のサービス提供を受けている場合の住宅改修

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
対象者が自宅に不在	在宅サービス利用者が、在宅に居ない場合の住宅改修の申請があった	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、在宅サービスではあるものの、短期入所生活介護等の利用により、本人が不在の場合、支給対象としてよいかの判断が難しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自宅での生活期間が短い場合であっても、自宅で生活する際に支障があり、住宅改修を行うことで自立支援につながるのであれば給付対象と認められる場合があります。</li> <li>短期入所生活介護サービス利用の理由書の提出を求める等、在宅できない期間や理由を確認しましょう。</li> <li>改修によって対象者の自立支援につながるか、住宅改修事業者や専門職とも協議し、妥当性を判断しましょう。</li> </ul>
<p><b>【判断・対応（例）※】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 病院入院時と同様に、在宅利用の確認ができない場合は給付対象外となる旨を伝えた。</li> <li>◇ 改修内容が自立支援に資する内容等である場合は認めるようにしている。</li> <li>◇ 家で過ごすための住宅改修は適正であるが、改修後に結局、家にいないのであれば対象外としている。</li> </ul>			

### ケ. 住宅改修の解釈について

分類	事例の概要	事例に迷った事項	判断を行うためのポイント
給付対象の解釈	福祉用具の中には、ビス等で固定できるものがあるが、住宅改修の解釈が難しい	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、福祉用具の中には、ビス等で住宅に固定できるものがあるが、住宅改修にあたるのか迷った</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、スロープをビスで固定する場合、ビスはスロープ本体とともに部材費になり、取付は工賃になります。また、福祉用具貸与のスロープ（選択制となったため購入も同様）について、住宅改修で設置工事をするとは認められていません *4。</li> <li>水洗機能付きポータブルトイレを購入した場合の設置工事についても住宅改修として行うことはできません。住宅改修として部材購入・工事する場合は、既存のトイレを撤去し、新たに設置する場合に認められます。</li> </ul>

\*4 老高発0315第6号（令和6年3月15日）「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」

老企第34号  
平成12年1月31日  
最終改正 老高発0315第6号  
令和6年3月15日

各都道府県介護保険主管部（局）長殿

厚生省老人保健福祉局企画課長  
（公印省略）

介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第7条第17項の規定に基づく「厚生大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」、法第44条第1項の規定に基づく「厚生大臣が定める居宅介護福祉用具購入費等の支給に係る特定福祉用具の種目」及び法第45条第1項規定に基づく「厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」については、平成11年3月31日厚生省告示第93号、第94号及び第95号（以下それぞれ「貸与告示」、「購入告示」及び「住宅改修告示」という。）をもって公布され、平成12年4月1日より適用されるところであるが、その内容及び取扱いは別添のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

別添)

## 第一 福祉用具

### 1 厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

#### (1) 車いす

貸与告示第一項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。

##### ① 自走用標準型車いす

日本産業規格（JIS）T9201:2006 のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。

##### ② 普通型電動車いす

日本産業規格（JIS）T9203:2010 のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。

なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあつては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

##### ③ 介助用標準型車いす

日本産業規格（JIS）T9201:2006 のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

また、日本産業規格（JIS）T9203:2010 のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。）をいう。

#### (2) 車いす付属品

貸与告示第二項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に貸与されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。

##### ① クッション又はパッド

車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。

##### ② 電動補助装置

自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であつ

て、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。

③ テーブル

車いすに装着して使用することが可能なものに限る。

④ ブレーキ

車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。

(3) 特殊寝台

貸与告示第三項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限られる。

(4) 特殊寝台付属品

貸与告示第四項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。

① サイドレール

特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。

② マットレス

特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。

③ ベッド用手すり

特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。

④ テーブル

特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。

⑤ スライディングボード・スライディングマット

滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。

⑥ 介助用ベルト

居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。

## IX. 住宅改修・給付判断事例集

ただし、購入告示第四項第七号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。

### (5) 床ずれ防止用具

貸与告示第五項に掲げる「床ずれ防止用具」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。
- ② 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

### (6) 体位変換器

貸与告示第六項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。

ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。

### (7) 手すり

貸与告示第七項に掲げる「手すり」とは、次のいずれかに該当するものに限られる。なお、前記(4)の③に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事（ネジ等で居室に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ。）を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

- ① 居室の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。
- ② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

### (8) スロープ

貸与告示第八項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。

なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

### (9) 歩行器

貸与告示第九項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただ

し、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体の状態等により異なるものでありその長さは問わない。

なお、上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能（自動制御等の機能）が付加されたものであって、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。

### (10) 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

### (11) 認知症老人徘徊感知機器

貸与告示第十一項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

### (12) 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

貸与告示第十二項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり（つり具の部分を除く。）、住宅の改修を伴うものは除かれる。

#### ① 床走行式

つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。

#### ② 固定式

居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。

#### ③ 据置式

床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの（エレベーター及び階段昇降機は除く。）。

### (13) 自動排泄処理装置

貸与告示第十三項に掲げる「自動排泄処理装置」とは、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。）及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シート等の

# IX. 住宅改修・給付判断事例集

関連製品は除かれる。

2 厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目

(1) 腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

- ① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。）。
- ② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの。
- ③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。
- ④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。）。但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

(2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

(3) 排泄予測支援機器

購入告示第三項に規定する「排泄予測支援機器」は、利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するものである。専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。

(4) 入浴補助用具

購入告示第四項各号に掲げる「入浴補助用具」は、それぞれ以下のとおりである。

① 入浴用いす

座面の高さが概ね三五センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。

② 浴槽用手すり

浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。

③ 浴槽内いす

浴槽内に置いて利用することができるものに限る。

④ 入浴台

浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。

⑤ 浴室内すのこ

浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。

⑥ 浴槽内すのこ

浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

⑦ 入浴用介助ベルト

居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

(5) 簡易浴槽

購入告示第五項に規定する「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。

(6) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

(7) スロープ

貸与告示第八項に掲げる「スロープ」のうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものとは除く。

(8) 歩行器

貸与告示第九項に掲げる「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。

(9) 歩行補助つえ

カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

3 複合的機能を有する福祉用具について二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。

② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。

③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機

# IX. 住宅改修・給付判断事例集

能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

## 第二 住宅改修

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類

### (1) 手すりの取付け

住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」とは、廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、貸与告示第七項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

### (2) 段差の解消

住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」とは、居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第八項に掲げる「スロープ」又は購入告示第四項第五号に掲げる「浴室すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

### (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

住宅改修告示第三号に掲げる「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」とは、具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

### (4) 引き戸等への扉の取替え

住宅改修告示第四号に掲げる「引き戸等への扉の取替え」には、開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

### (5) 洋式便器等への便器の取替え

住宅改修告示第五号に掲げる「洋式便器等への便器の取替え」とは、和式便器を洋

式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合は一般的に想定される。

ただし、購入告示第一項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

### (6) その他 (1) から (5) の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他住宅改修告示第一号から第五号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられる。

#### ① 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

#### ② 段差の解消

浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

#### ③ 床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

#### ④ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

#### ⑤ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）、便器の取替えに伴う床材の変更

令和7年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）  
住宅改修の給付実態等の把握と指導監督のあり方に関する調査研究事業

介護給付適正化における住宅改修等の点検および福祉用具購入・貸与調査の  
取組促進に向けた手引き 第二版

令和8年3月発行

発行 エム・アール・アイ リサーチアソシエイツ株式会社 公共政策第一部  
〒100-8141 東京都千代田区永田町2-10-3